

日本放送協会令和4年度業務報告書及び
総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。
令和5年12月8日
総務省情報流通行政局

日本放送協会令和4年度業務報告書及び 総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書

日本放送協会令和4年度業務報告書……………	1
日本放送協会令和4年度業務報告書に付する総務大臣の意見……………	155
日本放送協会令和4年度業務報告書に添える監査委員会の意見書……………	163

日本放送協会令和4年度業務報告書

目 次

第1章	事業の概況	5
第2章	放送番組の概況	12
第3章	放送番組に関する世論調査及び研究	33
第4章	営業及び受信関係業務の概況	37
第5章	視聴者関係業務の概況	40
第6章	放送設備の建設改修及び運用の概況	44
第7章	放送技術の研究	46
第8章	業務組織の概要及び職員の状況	50
第9章	内部統制に関する体制等及びその運用状況	57
第10章	財政の状況	64
第11章	子会社等の概要	68
第12章	その他	70
資	料	73

(注)

- ・日本放送協会の事業年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。本報告書に記載している4月から12月までの日付については、特に断りのないかぎり、令和4年の当該日付を指している。
- ・第1章及び第10章に記載の金額については、単位未満の端数を切り捨てて表示している。

第1章 事業の概況

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として、放送法に基づき設立された法人である。

（協会の沿革 資料1）

令和4年度は、5つの重点項目を掲げた中期経営計画「NHK経営計画（2021－2023年度）」の2年目として、業務・組織の諸改革とともに、放送・サービスの改善を図った。総合テレビジョン及び教育テレビジョンにおいて大規模な番組改定を行った。インターネットによる地上テレビ常時同時配信では、放送中番組を原則として全て提供した。営業活動については、従来の巡回訪問を中心とした契約・収納活動からの抜本的な構造改革を推進した。人事制度改革や業務体制の整備を図った。

5年1月には、感染症の拡大やウクライナ情勢等の様々な課題を踏まえ、中期経営計画の修正を行った。5つの重点項目のうち「安全・安心を支える」、「あまねく伝える」の強化のほか、5年10月からの地上契約及び衛星契約の受信料額の1割値下げ、衛星波を5年度末に1波削減すること等を示した。さらに、中期経営計画に基づき進めた業務の諸改革を検証し発展させるための取り組みを開始した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定公共機関として、新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに基づき、感染防止対策を徹底して事業を継続した。

ウクライナ情勢に関しては、BS1の報道番組を総合テレビジョンでも放送したほか、総合テレビジョンのニュースの放送時間を延長するなどの措置を実施した。

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）により改正された放送法（改正放送法）を受けて、内部統制関係議決の改正、定款の変更、関連事業持株会社の設立等を行った。また、改正放送法で放送受信契約の申し込み期限や割増金に関する規定が設けられたこと等に対応するため、日本放送協会放送受信規約の変更に向けた諸準備を取り進めた。

本年度における協会の業務運営の状況について次章以下に記述するが、これらを概観すれば、次のとおりである。

(1) 国内放送（第2章）

テレビジョンにおいて、地上放送で、デジタル方式により総合テレビジョン及び教育テレビジョンの放送を実施した。衛星放送では、デジタル方式により高精細度テレビジョン放送としてBS1及びBSプレミアムの放送を実施するとともに、超高精細度テレビジョン放送としてBS4K及びBS8Kの放送を実施した。ラジオにおいて、アナログ方式により第1放送、第2放送、FM放送を実施した。

放送番組の実施にあたっては、視聴者の意向を積極的に受け止め、公共放送の使命に徹し、公正な報道と多様で質の高い放送番組を提供することを基本とした。

テレビジョンにおいて、総合テレビジョンでは、土曜夜間に新たなニュース番組を編成するなどニュース・報道番組を強化したほか、平日夜間及び土曜・日曜夕方を家族向けの時間、平日午後11時台等を若い世代向けの時間とするなど大幅な刷新を図り、多彩な番組を編成した。教育テレビジョンでは、幼児番組を保育園児の帰宅時間にあわせて午後6時台に移設するなど幼児・子ども番組を生活実態にあわせて編成した。このほか、東日本大震災関連番組、戦争と平和を考えるさまざまな番組を編成するなど、特別編成を随時実施した。BS1ではニュース、情報番組等を充実し、BSプレミアムでは、週末に多様なジャンルの特集番組を編成した。BS4Kでは超高精細映像を生かした幅広いジャンルの番組を編成し、BS8Kでは土曜・日曜を中心に新作の大型番組を編成した。

地上放送及び衛星放送において、ステレオ放送、2か国語放送、解説放送、字幕放送、データ放送を実施した。地上放送では、主に携帯型受信機に向けたサービス「ワンセグ」を実施した。

ラジオにおいては、第1放送で平日午後に地域情報の発信を拡充し、第2放送で語学番組の拡充を図った。FM放送では、ラジオ第2放送と同じ時間帯に語学番組を編成した。このほか、東日本大震災関連番組等、特別編成を随時実施した。

放送番組の編集にあたっては、国内番組基準に準拠するとともに、放送番組審議会での意見等を踏まえて実施した。放送番組の考査については、部外のモニターによる番組評価等を参考にして、厳正に行った。

(2) 国際放送（第2章）

テレビジョンによる協会国際衛星放送（テレビジョン国際放送）については、放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、衛星を使用して、邦人向け放送及

び外国人向け放送を実施した。世界全域に向けた同一の番組編成による放送を実施するとともに、邦人向け放送については、北米向け及び欧州向けに、受信が容易で現地の生活時間にあわせた番組編成の放送を実施した。放送番組については、邦人向け放送において日本や世界の最新情報や海外の日本人の安全・安心を支える情報の提供に取り組むとともに、外国人向け放送において世界共通の課題の解決に貢献する番組の充実を図った。

国際放送及びラジオによる協会国際衛星放送（ラジオ国際放送）については、放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、短波・中波・超短波放送を世界の15の放送区域に向けて16の言語により実施するとともに、衛星を使用した放送を世界全域に向けて18の言語により実施した。放送番組については、邦人向け放送において海外安全情報を編成するとともに、外国人向け放送において各地域の特性に応じた効果的な情報発信やインターネットとの連動の強化を図った。

放送番組の編集にあたっては、国際番組基準に準拠するとともに、放送番組審議会での意見等を踏まえて実施した。放送番組の考査については、部外のモニターによる番組評価等を参考にして、厳正に行った。

このほか、外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を放送と同時に国内の放送事業者に対し無償で提供した。

(3) 放送番組の国際交流（第2章）

放送番組の国際交流を積極的に推進し、海外への番組提供のほか、放送番組の共同制作や交換を行った。

衛星伝送による番組提供を実施し、世界各地の放送事業者等に対して提供を行った。

(4) インターネット活用業務（第2章）

総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、インターネットを活用して放送番組等（放送番組及び理解増進情報）を提供した。放送番組等を一般の利用に供する業務のうち、専ら受信料を財源とするものとして、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信「NHKプラス」のサービスを実施したほか、既放送番組や放送番組を解説・補足する番組関連情報等を提供した。利用者負担によるものとして、「NHKオンデマンド」のサービスを実施した。このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う事業者

(5) 調査研究（第3章及び第7章）

放送番組及び放送技術の両分野にわたって調査研究活動を推進した。放送番組については、各種世論調査を行ったほか、デジタル時代のメディアに関する調査研究等を実施した。放送技術については、イマーシブメディアの研究、ユニバーサルサービスの研究、フロンティアサイエンスの研究を進めた。

調査研究の成果は、放送の実施等にあたって活用したほか、研究発表等により、広く一般に公表した。また、外部に対して各種の技術協力を行った。

(6) 営業及び受信関係業務（第4章）

受信料の公平負担と営業経費の削減に取り組んだ。従来の巡回訪問を中心とした契約・収納活動からの抜本的な構造改革を推進し、インターネット等を通じた受信契約の自主申し出につなげる取り組みや、契約取次業務の各種事業者団体等への委託を実施した。契約・収納業務全般を委託する法人委託は、契約終了をもって順次縮小した。

受信料未払いの契約者に対する裁判所への支払督促の申立てを実施するとともに、受信契約未締結者に対する民事訴訟を提起した。

年度末における放送受信契約件数は、地上契約2,180万（うち有料の受信契約は1,946万）、衛星契約等（衛星契約及び特別契約）2,268万（同2,198万）、契約総数4,448万（同4,144万）であった。年度内の増減は、契約総数において10万（同11万）の減少、衛星契約等において3万（同5万）の減少であった。

全国の放送局で受信に関する技術相談に応じるなど、放送の受信環境の維持・改善のための諸活動を実施した。

(7) 視聴者関係諸活動（第5章）

視聴者との結びつきを一層強化するため、視聴者関係業務を総合的に推進した。

事業運営や放送番組等に関する広報活動を実施したほか、公共放送として視聴者に対する説明責務を果たす観点から、NHK情報公開基準に基づく情報公開を推進した。視聴者からの問い合わせに対して情報提供を行うとともに、放送、インターネット等の活用により、事業活動や財務内容等に関する情報を積極的に提供した。視聴者からの文書開示の求めに対しては、NHK情報公開規程に基づいて適切に対応した。業務に関して視聴者から寄せられた苦情その他の意見は300万件であり、これらに対しては適切かつ迅速に対応するとともに、分析結果を業務改善につなげた。このほか、視聴者との交流活動、公開番

組等を新型コロナウイルスへの感染防止策を講じた上で実施した。

(8) 放送設備の建設及び運用（第6章）

地上放送網の整備については、ラジオで、第1放送1局を開設した。

衛星テレビジョン放送については、株式会社放送衛星システムの基幹放送局を用いて実施するとともに、同社に対して、放送衛星の運用に関する技術協力を行った。

また、良質な放送を確保するため、放送設備の改善及び老朽設備の更新整備を実施するとともに、災害に備えた機能強化を進めた。

放送センター建替について、第Ⅰ期工事を進めた。富山、松江、佐賀の各放送会館の整備を完了したほか、和歌山、津、函館、高知の各放送会館及び川口施設（仮称）の整備のための諸準備を進めた。

放送設備の運用については、年度末において、テレビジョンで、総合テレビジョン2,214局、教育テレビジョン2,185局、ラジオで、第1放送281局、第2放送146局、FM放送532局を運用した。

(9) 業務組織・職員（第8章）

経営委員会は24回開催され、法定議決事項について審議し、決定するとともに、その他の基本的事項についても審議、検討を行った。審議状況については、議事録の公表や委員長の報道機関への説明等により、情報を公開した。

監査委員会は24回開催され、監査実施方針の決定等を行ったほか、年度を通じて、監査の円滑な実施に資するよう、会長との定期的な情報交換や執行組織及び子会社等からの聴取を実施した。

理事会は24回開催され、協会の業務執行に関する事項について審議した。

組織・業務体制の見直し、子会社等への業務の委託等業務全般にわたる合理的、効率的な運営に努め、要員については、地域貢献強化・デジタルコンテンツ・サービス強化等に向けた配置の見直しを行った。令和元年に亡くなった男性管理職が労災と認定されたことを受けて、産業医による面接指導等の健康確保施策を強化した。

このほか、環境に配慮した経営を推進した。

(10) 内部統制に関する体制整備・運用（第9章）

経営委員会、監査委員会、会長・副会長・理事はそれぞれの職務にあたり、放送法第

29条第1項第1号ロ及び放送法施行規則第17条に規定する事項の経営委員会議決（監査委員会の職務の執行のため必要な事項についての経営委員会議決）、放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決（協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての経営委員会議決）、放送法第29条第1項第1号クに規定する事項の経営委員会議決を遵守し、必要な体制を整備するとともにその体制を運用した。

（11）財政の状況（第10章）

収支（一般勘定）については、事業収入は6,965億円で、受信料や前々年度以前受信料、固定資産売却益の増加等により、予算に対し75億円の超過となった。事業支出は6,702億円で、効率的な事業運営に努め、経費の削減に取り組んだこと等により、187億円の予算残となった。事業収支差金は263億円となり、この全額を翌年度以降の財政安定のため繰り越すこととした。資本収支差金は124億円となり、この全額を翌年度以降の財政安定のため繰り越すこととした。翌年度以降の財政安定のための繰越金は、年度末において2,618億円となった。

（12）子会社等の概要（第11章）

子会社等は、年度末において、25団体であった。子会社等からの配当の受取額は22億9千万円、副次収入は49億1千万円であった。

子会社等の事業活動の適正性や、適正性確保に向けた協会の取り組みについて、外部の有識者の意見を受け、その対応策と実施状況を監査委員会に報告するとともにウェブサイト公表した。

改正放送法に基づく関連事業持株会社として、株式会社NHKメディアホールディングスを設立した。新たな財団グループの構築に向けて、一般財団法人NHKサービスセンター等5つの財団の統合に向けた準備を取り進めた。

5年度の事業運営において対処すべき重点課題は、次のとおりである。

<5つの重点項目>

（1）安全・安心を支える

- ・「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強靱なネットワークを構築

(2) 新時代へのチャレンジ

- ・最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供

(3) あまねく伝える

- ・確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ

(4) 社会への貢献

- ・地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献

(5) 人事制度改革

- ・組織の機能を最大限発揮するための“人財”改革を推進

※「NHK経営計画（2021－2023年度）」を修正し、「安全・安心を支える」、
「あまねく伝える」を強化

<構造改革による経費削減>

- (1) スリムで強靱なNHKに向けた番組経費などの見直し
- (2) 設備投資など固定的経費への斬り込み
- (3) 営業経費の構造改革
- (4) 管理間接業務のスリム化・高度化
- (5) 経常的経費の削減

第2章 放送番組の概況

1 国内放送

(1) 番組の編成

ア 重点事項

放送番組の編集にあたっては、公共放送としての使命に徹し、信頼性あるジャーナリズム機能と文化創造機能を一層向上させ、公正な報道と多様で質の高い放送番組を提供することを基本とし、国内番組基準にのっとり実施した。視聴者の信頼と多様な要望に応えるため、次の項目を年度重点事項として、放送番組の編集を行った。

- ① 一人ひとりの命を守り、安全で安心な暮らしに貢献するコンテンツを提供
- ② 持続可能な社会を目指し、日本と世界の課題を発信
- ③ 幅広い視聴者に応える多彩で質の高いコンテンツを提供
- ④ 地域で制作したニュース・番組の全国発信を強化し、各地域の発展に貢献
- ⑤ 多様な価値を認め合い、ともに生きる社会を目指した放送・サービスを充実
- ⑥ 青少年や子どもの教育と健全な育成、大人の学びを支援
- ⑦ 日本と世界の相互理解を促進する発信を強化
- ⑧ 東京オリンピック・パラリンピック大会で得た知見を生かし、放送・サービスを充実

イ テレビジョン

(7) 地上放送

総合テレビジョンでは、広く一般を対象に、国民の生活・視聴態様に対応して、報道、教育、教養、娯楽の各分野にわたり調和ある編成を行った。教育テレビジョンでは、教育番組を中心とし、教養番組を効果的に編成するとともに、報道番組若干を編成した。地域向けの放送としては、地域に密着したニュース・情報番組を中心に編成するとともに、地域の実情に応じた特集番組を随時編成した。視聴者の多様な要望に応えるため、時間帯によってチャンネルを2つに分割して放送するマルチ編成を行った。

本年度の開始に際し、番組改定を行い、総合テレビジョンでは、土曜夜間に新たなニュース番組を編成するなどニュース・報道番組を強化したほか、平日夜間及び土曜・日曜夕方を家族向けの時間、平日午後11時台等を若い世代向けの時間とするなど大幅な刷新を図り、多彩な番組を編成した。教育テレビジョンでは、午後4時台に放送していた幼児番組を保育園児の帰宅時間にあわせて午後6時台に移設するなど、平日朝及び夕方の幼

児・子ども番組を生活実態にあわせて編成した。10月、番組改定を行い、総合テレビジョンの編成の一部刷新等を行った。このほか、東日本大震災関連番組、夏期特集として戦争と平和を考える番組を編成するなど、年間を通じて特別編成を随時実施した。また、ウクライナ情勢に関しては、BS1の報道番組を総合テレビジョンでも放送したほか、総合テレビジョンの正午ニュースの放送時間を延長するなどの措置を実施した。

(イ) 衛星放送

(a) 高精細度テレビジョン放送

高精細度テレビジョン放送による衛星放送では、それぞれの波の個性を明確にする編成を行った。BS1では、広域性や大容量性といった衛星放送の特性を生かし、内外の最新の動向を伝える番組やスポーツ番組を中心に編成し、マルチ編成を随時実施した。BSプレミアムでは、過去の優れた文化の保存や文化の育成・普及を図る番組を編成した。BSプレミアムの総放送時間のうち、外部制作事業者への委託等により制作した番組の割合は22.1%であり、企画競争等を通じ制作委託したり外部制作事業者が制作参加したりした番組の割合は47.2%であった。

本年度の開始に際し、番組改定を行い、BS1では、日本国内・世界の最新動向に対する視聴者の関心に応えるニュース、情報番組等を充実させた。BSプレミアムでは、週末に幅広いジャンルの特集番組を編成した。

(b) 超高精細度テレビジョン放送

超高精細度テレビジョン放送による衛星放送では、その普及の促進に資するため、それぞれの特性を生かした放送を行った。BS4Kでは、視聴者が超高精細映像を身近に楽しめるチャンネルとして、最先端の技術を生かした独自番組や、高精細度テレビジョン放送番組との一体制作番組等を編成した。BS8Kでは、世界最高品質の映像と音響を生かした番組を編成した。

本年度の開始に際し、番組改定を行い、BS4Kでは、超高精細映像を生かした幅広いジャンルの番組を編成するとともに、高精細度テレビジョン番組との一体制作や同時放送を拡充した。BS8Kでは、土曜・日曜を中心に新作の大型番組を編成した。

ウ ラジオ

第1放送では、広く一般を対象に、聴取実態に応じて、報道、教育、教養、娯楽の各分野の番組を編成し、特に、ラジオの機動性、速報性を生かした弾力的編成を行うとともに、双方向性を生かすよう努めた。第2放送では、教育番組を中心とした全国同一放送として、対象となる聴取者層を明確にして編成した。FM放送では、高音質の特性を生かした音楽

番組に重点を置いて編成した。地域向けの放送としては、第1放送及びFM放送において、地域の関心に応える番組を編成した。

本年度の開始に際し、番組改定を行い、第1放送では、平日午後に地域情報の発信を拡充した。第2放送では、語学番組の拡充を図った。FM放送では、ラジオ第2放送と同じ時間帯に語学番組を編成した。このほか、東日本大震災関連番組等、年間を通じて特別編成を随時実施した。

エ ステレオ放送、字幕放送等

テレビジョンにおいて、ステレオ放送、2か国語放送、解説放送を実施した。解説放送は、主として視覚障害者に向けて編成した。

テレビジョンにおいて、字幕放送、データ放送を実施した。字幕放送は、聴覚障害者・高齢者に向けて、全波で実施した。地域放送番組でも字幕の付与を実施した。データ放送については、全波で固定型受信機に向けたサービスを実施した。このほか、地上放送では、主に携帯型受信機に向けたサービス「ワンセグ」を、テレビジョン放送と同時同内容の放送を基本として実施した。

なお、このほか、テレビジョン放送各波において、番組情報を一覧できる電子番組表（EPG）を実施した。

オ 放送時間及び放送事項別比率

放送時間については、1日平均、テレビジョンで、総合テレビジョン23時間49分、教育テレビジョン19時間51分、BS1は24時間00分、BSプレミアム24時間00分、BS4K18時間19分、BS8K12時間12分、ラジオで、第1放送24時間00分、第2放送18時間29分、FM放送23時間44分であった。また、字幕放送は、1週間平均、総合テレビジョン140時間05分、教育テレビジョン113時間20分、BS1は66時間01分、BSプレミアム116時間41分、BS4K103時間06分、BS8K61時間27分であった。

年間の放送事項別比率については、テレビジョンで、総合テレビジョンは教養24.2%、教育10.5%、報道45.0%、娯楽20.3%、教育テレビジョンは教養20.5%、教育75.9%、報道3.6%、BS1は教養37.2%、教育14.2%、報道39.6%、娯楽9.0%、BSプレミアムは教養57.2%、教育9.4%、報道2.4%、娯楽31.0%、BS4Kは教養51.7%、教育6.3%、報道10.1%、娯楽31.9%、BS8Kは教養73.2%、教育11.5%、報道4.5%、娯楽10.8%、ラジオで、第1放送は教養22.4%、教育4.0%、報道54.3%、娯楽19.3%、第

2 放送は教養 15.3%、教育 70.0%、報道 14.7%、FM 放送は教養 39.4%、教育 8.2%、報道 15.1%、娯楽 37.3% であった。

(テレビジョン及びラジオの放送事項別放送時間及び比率 資料 2、3)

(テレビジョンのステレオ放送、字幕放送等の放送時間 資料 4)

(地域放送番組放送時間 資料 5)

(2) 番組の実施

ア 報道部門

テレビジョンにおいて、総合テレビジョンで、「ニュース L I V E ! ゆう 5 時」、「サタデーウオッチ 9」を新設したほか、「NHK ニュース 7」、「ニュースウオッチ 9」、「キャッチ! 世界のトップニュース」等を放送した。BS 1 では、「Where We Call Home」等を新設したほか、「国際報道 2022」等を放送した。BS 4K では、「BS ニュース 4K + ふるさと」等を放送した。ラジオにおいて、第 1 放送で、「ジャーナルクロス」等を新設したほか、「NHK ジャーナル」等を放送した。

ニュースの放送に際しては、迅速かつ正確で多角的な報道に努め、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故のその後の動きを継続して伝えたほか、新型コロナ、各地の記録的な大雨による災害、北海道・知床半島沖での観光船沈没事故、FRB 金利引き上げ、沖縄本土復帰 50 年、石川県で震度 6 弱の地震、安倍元総理大臣への銃撃事件、イギリスのエリザベス女王の死去、東京オリンピック・パラリンピック汚職事件、ソウルでの群衆事故、ウクライナ情勢等の重要ニュースについては、特設ニュースの編成やニュース時間の延長、関連番組の編成等により実施した。

報道取材にあたっては、国内外での緊急時における機動力の向上をさらに図った。

ウクライナ情勢については、引き続き安全管理を徹底した上でウクライナ国内を取材し、現地からの中継等を行った。

「NHK スペシャル」として、「ヤングケアラー SOS なき若者の叫び」、「証言ドキュメント “沖縄返還史”」、「安倍元首相 銃撃事件の衝撃」、「そして、学徒は戦場へ」、シリーズ「混迷の世紀」、「“染紅” 変貌する香港—『自由と民主』が消えるとき—」、「2022 ワールドカップ サムライブルー ドイツ攻略 ベスト 8 への道」、「ウクライナ大統領府 軍事侵攻・緊迫の 72 時間」等を放送した。「クローズアップ現代」として、「NATO とロシア “新たな攻防” の行方」、「旧統一教会と政治 見過ごされてきた関係」、「密着! 賃上げ交渉 私たちの給料は上がるのか?」等を放送した。

解説番組については、「時論公論」、「みみより！くらし解説」、「視点・論点」等を放送した。

手話を使った番組として、「NHK手話ニュース845」、「週間手話ニュース」等を放送した。

外国語によるニュース番組として、ラジオにおいて、第2放送で、英語等10言語によるニュースを放送した。

第26回参議院議員選挙に際し、政見・経歴放送を行うとともに、開票速報及び選挙関連番組を放送した。

このほか、協会の番組や事業運営を紹介する広報番組を放送した。

イ 教育部門

学校教育番組については、テレビジョンにおいて、教育テレビジョンで、小学校向け番組として、「スクる!」、中学校・高校向け番組として、「アッ!とメディア」等を新設した。

社会教育番組については、テレビジョンにおいて、教育テレビジョンで、「ロッチと子羊」、「ギョギョっとサカナ★スター」等を新設したほか、語学番組として、「中国語! ナビ」、「ハングルッ! ナビ」を新設した。また、趣味・実用番組として、「趣味どきっ!」等を放送した。このほか、特集番組として、「セカゲー!〜ゲームで世界を見てみよう〜」等を放送した。BSプレミアムでは、特集番組として「浮世絵ミステリー 江戸の“民族大移動”〜伊勢参り 大ブームの謎〜」等を放送した。BS4Kでは、特集番組として「犬のおしごと」等を放送した。BS8Kでは、特集番組として「第91回日本音楽コンクール 本選会」等を放送した。ラジオにおいて、第1放送で、特集番組として「夏休み!子ども科学電話相談」等を放送した。第2放送で、語学番組として、「ニュースで学ぶ『現代英語』」を新設した。FM放送では、「中学生の基礎英語 レベル1」等を新設した。

ウ 教養部門

テレビジョンにおいて、総合テレビジョンで、「映像の世紀バタフライエフェクト」、「あしたが変わるトリセツショー」等を新設した。「NHKスペシャル」として、「#みんなの更年期」、「見えた 何が 永遠が〜立花隆 最後の旅〜」、「つながれ!チエノワ #子育てのもやもや解消」、「海の異変 しのびよる酸性化の脅威」、「玉鋼(たまはがね)に挑む 日本刀を生み出す奇跡の鉄」、シリーズ「新・幕末史 グローバル・ヒストリー」、「キラキラムチュー〜発達障害と生きる〜」、「テレビとはあついものなり

～放送70年 TV創世記～」等を放送した。

教育テレビジョンで、「夏井いつきのよみ旅!」、「新・にっぽんの芸能」等を新設した。「ETV特集」として、「ルポ 死亡退院～精神医療・闇の実態～」等を放送したほか、特集番組として、「第51回NHK講談大会」等を放送した。

BS1では、「Sharing the Future」等を新設したほか、特集番組として、「スカイツリー10年～波乱万丈の下町モノガタリ」、BS1スペシャル「ウクライナ 戦火のクリスマスプレゼント」等を放送した。

BSプレミアムでは、「ダークサイドミステリー」等を新設したほか、特集番組として、「カールさんとティーナさんの古民家村だより」、「家康の甲冑（かっちゅう）～知られざる素顔に迫る～」等を放送した。

BS4Kでは、「いいいじゅー!!」等を新設した。

BS8Kでは、特集番組として「興福寺 国宝誕生と復興の物語 つなぐ!天平の心」等を放送した。

ラジオにおいて、第1放送で、「とれたて音楽館」等を新設した。第2放送では、「アナウンサー百年百話」を新設した。FM放送では、「駒井蓮のニボミン!」を新設したほか、特集番組として、「新春謡曲狂言」等を放送した。

エ 娯楽部門

テレビジョンにおいて、総合テレビジョンで、「Venue101」等を新設するとともに、連続テレビ小説「ちむどんどん」、同「舞いあがれ!」、大河ドラマ「どうする家康」を新設した。「夜ドラ」を新設し、「卒業タイムリミット」、「あなたのブツが、ここに」等を放送したほか、「ドラマ10」として、「正直不動産」、「大奥」等を、「土曜ドラマ」として、「17才の帝国」、「一橋桐子の犯罪日記」等を、海外連続ドラマとして、「スーパーマン&ロイス」等をそれぞれ放送した。このほか、特集番組として、「ライブ・エール」、特集ドラマ「アイドル」、正月時代劇「いちげき」、「第73回NHK紅白歌合戦」等を放送した。

BSプレミアムでは、「超入門!落語THE MOVIE ミニ」等を新設するとともに、「プレミアムドラマ」として「今度生まれたら」、「我らがパラダイス」等を放送した。特集番組として、「小泉今日子40周年スペシャル」等を放送した。また、海外ドラマとして、「七日の王妃」等を新設した。

BS4Kでは、大河ドラマ「どうする家康」等を放送したほか、特集番組として、「京都人の密（ひそ）かな愉（たの）しみ Blue 休業中」等を放送した。

BS8Kでは、特集番組として「新春・宝塚スペシャル」等を放送した。

ラジオにおいて、第1放送で、「アニメ・ステラー」を新設したほか、特集番組として、「NHKラジオ 鉄道大博覧会」等を放送した。FM放送では、「GREEE NHIDEのミドリの2重スリット」等を放送したほか、特集番組として、「アニソン89秒の世界」等を放送した。

オ スポーツ中継放送

ワールドカップサッカー・カタール大会については、総合テレビジョン、BS1、BS4K、ラジオ第1放送、FM放送において、合わせて176時間19分放送したほか、関連の特集番組を放送した。また、国民体育大会、高校野球、大相撲、プロ野球、サッカー、ラグビー、卓球、プロゴルフ、米大リーグ野球、駅伝、マラソン、各種ウィンタースポーツ等の中継放送を行った。

カ 地域放送

全国各地で、県域又は広域に向けた地域放送を実施した。

テレビジョンにおいて、総合テレビジョンで、金曜夜間の「コネクト」（中国地方）、土曜朝の「あおもりもりもり」、土曜・日曜夕方の「こうちいちばん645」等、地域情報番組を新設した。

また、北海道道「再出発して より強く～カーリング女子・フォルティウス」、東北ココから「3.11言の葉トラック～あの日、何をしていましたか？～」、首都圏情報 ネットドリ！「気づいていますか？コロナ禍 子どもたちの“心”の悲鳴」（関東甲信越地方）、東海 ドまんなか！「値上げに負けない！東海のご当地スーパーマーケット大特集」（愛知県・静岡県・三重県・岐阜県）、ホクロック！「北陸発！ROCKな働き方」（石川県・福井県・富山県）、かんさい熱視線「安倍元首相銃撃2か月 広がる事件の“波紋”」、コネクト「日誌につづられた孤児たちの戦後～広島戦災児育成所の記録から～」、四国らしんばん「半島の海で生きる～愛媛・佐田岬の海士～」、ザ・ライフ「“安保大転換” 南西諸島で何が？」（九州沖縄地方）をはじめとして、地域の課題と向き合い解決の糸口を探る番組等、多様な番組を放送した。各地域の情報や魅力を取り上げた「イッピン」等の全国放送番組や「Journeys in Japan」等の国際放送番組を活用するなど、地域放送の拡充に努めた。また、地域の関心の高いスポーツ中継を随時、放送した。

新型コロナウイルス感染症については、各地域における感染の状況や地方自治体の対応等に関するニュースや関連番組を放送した。また、各地の記録的大雨による災害の発生や石川で震度6弱を観測した地震に際しては、特設ニュースの編成等により地域向けニュー

スを放送したほか、文字情報を挿入することにより、きめ細かな生活関連情報を提供した。

ラジオにおいて、第1放送で、「N a n d a r y」（東北地方）等を新設した。

なお、総合テレビジョンの「列島ニュース」等で各放送局で伝えた地域のニュースを、BS1の「〇〇推し！」等で各放送局が制作した番組を、全国に紹介した。また、ラジオ第1放送で、地域放送局から全国に向けて生放送する「にっぽん列島夕方ラジオ」等を放送した。

キ テレビジョン放送のステレオ放送、字幕放送、データ放送等

地上放送及び衛星放送の各波において、ステレオ放送、2か国語放送、解説放送を実施し、このうち「海外ドラマ」等をステレオ2か国語放送で、「連続テレビ小説」等をステレオ解説放送で、「クラシック音楽館」等を5.1サラウンドステレオ放送で、それぞれ実施した。ラグビー中継では、ルール説明を交えた実況を行う解説放送を実施した。BS4K及びBS8Kでは、22.2マルチチャンネル放送を実施した。

字幕放送については、「連続テレビ小説」、「ニュースウオッチ9」、「国会中継」、「おかあさんといっしょ」等で実施したほか、バスケットボール中継や、第46回創作テレビドラマ大賞「月食の夜は」、「第73回NHK紅白歌合戦」等の特集番組でも随時実施した。

データ放送については、固定型受信機向けサービスとして、地上放送及び衛星放送において、全国及び地域のニュースや気象情報、各地域の生活関連情報等を放送した。また随時、台風・大雨・大雪情報、地震・津波情報等を放送した。「あさイチ」、「天才てれびくん hello,」等の定時番組や、「2022NHK杯フィギュア」、「第73回NHK紅白歌合戦」等の特集番組で番組と連動したサービスを実施した。

主に携帯型受信機向けのサービス「ワンセグ」では、地上テレビジョン放送と同時同内容の放送を基本として実施するとともに、総合テレビジョン及び教育テレビジョンでニュース等のデータを放送した。

ク 緊急地震速報

地震の発生直後、気象庁が推定した強い揺れが予想される地域等を知らせる緊急地震速報を、テレビジョン・ラジオ全波で計8回放送した。

ケ 番組制作の委託

コンパクトな番組制作体制の下で、多様で質の高い放送番組を安定的に確保するため、「ダーウィンが来た!」、「おかあさんといっしょ」、「レジェンドの目撃者」、「Journeys in Japan」等の番組制作を子会社等に委託した。

また、番組の一層の多様化を図るため、番組制作会社から広く番組企画提案を募集し、番組制作を委託した。このうち、番組制作会社に対し直接委託する方式については、年度を通じてホームページで提案を募集し、のべ459社から1,092件の提案が寄せられ、夜ドラ「おとなりに銀河」、「世界のグー！話 ラクになるヒントが見つければ幸いです。」、「まゆとごうし たとえ記憶を失っても」、「ファイトロード」等20の番組制作を委託した。

企画募集及び提案審査にあたっては、審査の手順をあらかじめ公表するとともに、募集のつど説明会を開催するなど、企画競争の透明性、公平性の確保に努めた。

委託にあたっては、公正性・透明性を一層高めるよう、下請法に準拠した手続きとともに、委託形態ごと取引条件を定めた「放送番組の制作に関する番組制作会社との取引基準」に基づき運用した。委託先に対しては、公共放送番組としての質を確保するため、「NHK放送ガイドライン」を周知した。

(3) 放送番組審議会等

中央放送番組審議会は11回開催され、会長の諮問に応じて、令和5年度の国内放送番組編集の基本計画を審議し、答申を行ったほか、NHKスペシャル「君の声が聴きたい～若者が願う 幸せのカタチ～」をはじめ放送番組全般について意見交換を行った。各地方放送番組審議会はそれぞれ11回開催され、会長の諮問に応じて、令和5年度の各地方向け地域放送番組編集計画を審議し、答申を行ったほか、各地方向け地域放送番組等について意見交換を行った。各審議会の答申や議事の概要等については、全国向け又は各地方向けの放送やウェブサイトへの掲載等により公表した。

審議の充実に資するため、視聴者から寄せられた苦情その他の意見の概要、放送番組モニター報告を各審議会に毎回報告した。また、国内放送番組の種別、種別ごとの放送時間について、各審議会に報告し、公表した。(委員名 資料6)

放送番組の企画及び実施にあたっては、教育放送企画検討会議等部外委員による番組専門委員会における検討を参考にした。

(4) 放送番組の考査

人権の尊重や放送倫理の徹底等放送番組の質の向上に資するよう、国内番組基準のとり、放送番組の事前及び事後の考査を実施した。考査結果については、速やかに放送現場への周知を行った。

考查にあたっては、部外のモニターによる番組評価等を参考にした。モニターによる番組評価は、指標化したデータを含め放送現場等に周知し、視聴者の意向が放送番組に反映されるよう努めた。

(5) 放送番組等の保存と公開

放送済みの番組等については、再利用等を効率的に行えるよう、体系的に整理して保存した。埼玉県川口市で、これらの保存、管理、活用を一元的に行うNHKアーカイブスを運用した。保存しているコンテンツについてはファイルに変換する作業を進めた。なお、保存した放送番組等は「あの日 あのとき あの番組」等の放送番組において活用し、16ミリフィルムで保存している「新日本紀行」等をデジタルリマスターしてBS4Kで放送した。

保存した放送番組の一部については、必要な権利処理を行い、各地の放送局等で、来館者が専用端末を通じて視聴できる番組公開ライブラリーにより一般に公開した。

協会に保存されていない番組等を視聴者に呼びかけて提供してもらい取り組みを進め、提供を受けた番組等はNHKアーカイブスに保存したほか、一部は番組公開ライブラリーで一般に公開した。

大学等の研究者からの研究提案に応じてNHKアーカイブスに保存する放送番組等を研究に役立ててもらい「学術利用トライアル」や、学校の授業で放送番組を活用してもらうための「ティーチャーズ・ライブラリー」を実施した。

過去に放送した番組のタイトルや放送日等の情報については、ウェブサイトへの掲載により一般に公開した。

放送法第10条の規定に基づき、訂正・取消し放送の関係者等が内容を確認できるよう、放送番組を保存した。なお、放送法第9条の規定に基づく訂正・取消し放送の請求はなかった。

(6) 放送事業者等への放送番組の提供等

地上及び衛星放送事業者に対し、放送番組1,164本、放送番組の編集に必要な資料634件を提供した。放送大学学園に対し資料291件を、ケーブルテレビ事業者に対し放送番組2,107本を、それぞれ提供した。

また、公益財団法人放送番組センターに対し、同法人が行う放送番組ライブラリー事業のため放送番組248本を提供した。

さらに、聴力障害者向けの字幕付きビデオの制作に供するため、関係する団体に対し放送番組の提供を行った。このほか、番組複製頒布事業等のための放送番組二次使用申し込みに応じた。

(7) 番組の受賞

イタリア賞において、ウェブサイト「What's Happening in Myanmar? (ミャンマーで何が起こっているのか)」が学生審査員特別賞を受賞した。

日本賞において、「8 K文化財プロジェクト」がデジタルメディア部門で経済産業大臣賞（最優秀賞）を受賞した。

A B U（アジア太平洋放送連合）賞において、NHKスペシャル「新・映像詩 里山 第1回 新潟の棚田 豪雪と生きる」がテレビ・ドキュメンタリー番組部門でA B U賞（最優秀賞）を受賞した。

放送文化基金賞において、目撃！につぼん「妹が生まれなかったかもしれない世界～出生前診断と向き合って～」がテレビドキュメンタリー番組部門で、FMシアター「手を振る仕事」がラジオ番組部門で、それぞれ最優秀賞を受賞した。

「地方の時代」映像祭において、NHKスペシャル「ヤングケアラー SOSなき若者の叫び」が放送局部門で優秀賞を受賞した。

文化庁芸術祭において、「忠臣蔵狂詩曲No.5 中村仲蔵 出世階段」がテレビ・ドラマ部門で、BS1スペシャル「正義の行方～飯塚事件 30年後の迷宮～」がテレビ・ドキュメンタリー部門で、それぞれ大賞を受賞した。

(8) その他

放送倫理・番組向上機構（B P O）の運営に協力するとともに、その活動について、放送による周知等を行った。

3年12月に放送したBS1スペシャル「河瀬直美が見つめた東京五輪」で誤った内容の字幕をつけたシーンが放送されたことを受けて、番組の正確さ等をチェックする機能の強化やリスク事例を共有する仕組みの整備等、再発防止に取り組んだ。9月、番組には重大な放送倫理違反があったとするB P Oの放送倫理検証委員会の意見について、その主旨を放送した。

2 国際放送

(1) テレビジョン

ア 番組の編成

テレビジョン国際放送については、世界全域に向け、デジタル方式により、邦人向け及び外国人向け放送を実施した。

(7) 邦人向け放送

世界全域に向けた同一の番組編成による放送を、3つの衛星を使用して実施した。また、北米向け及び欧州向けには、受信が容易で現地の生活時間にあわせた番組編成の放送を、それぞれ地域に向けた衛星を使用して実施した。

海外の日本人に対し、必要な情報を幅広く提供するため、次の項目を年度重点事項として、放送番組の編集を行った。

- ① 日本や世界の最新情報、コロナ禍で加速した価値観・社会の変化等を多角的に発信
- ② 海外の日本人の安全と安心を支える情報の提供

本年度の開始に際し、番組改定を行った。

(4) 外国人向け放送

放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、世界全域に向けた同一の番組編成による放送を3つの衛星を使用して実施した。また、各地域に向けては年度末において31の衛星を使用して実施した。実施にあたっては、株式会社日本国際放送に送信の業務を委託した。このほか、視聴の利便を図るため、世界各地の放送事業者に対して、放送番組を放送と同時に提供した。なお、外国人向け放送の実施にあたっては、株式会社日本国際放送が同一チャンネルで放送することを認めた。

(テレビジョン国際放送の使用衛星 資料7)

放送番組については、次の項目を年度重点事項として編集を行った。

- ① SDGs等世界共通の課題の解決に貢献する番組の充実
- ② 海外のスタジオ等を活用し日本やアジアの視点でニュースを発信
- ③ 国内放送と連携し、海外の視聴者に訴求するコンテンツを開発・発信
- ④ 多文化共生社会における相互理解を促進する番組や日本語学習コンテンツの充実

本年度の開始に際し、番組改定を行い、ドラマ枠を新設したほか、SDGsや日本の歴史・文化に関する情報の発信強化に取り組んだ。10月、番組改定を行った。

(ウ) 放送時間及び放送事項別比率

1日平均の放送時間は、世界全域に向けた邦人向け放送は5時間07分、外国人向け放送は23時間40分であった。このほか北米向けの邦人向け放送は5時間11分、欧州向

けの邦人向け放送は５時間０７分であった。

年間の放送事項別比率は、世界全域に向けた邦人向け放送が報道９２．８％、インフォメーション５．３％、娯楽１．９％、外国人向け放送が報道６８．５％、インフォメーション３１．５％であった。

イ 番組の実施

外国人向け放送において、毎正時放送のニュース番組「NHK NEWSLINE」で日本やアジア、そして世界についての情報を伝えるとともに、若い世代が新しい発想で途上国の人々とSDGsの課題に取り組む姿を描く「Sharing the Future」、良質な日本のドラマを届ける「NHK Drama Showcase」、日本と海外の絆や、世界史からみた日本の動きに焦点を当てる「Time and Tide」、日本国内のニュースをもとに日本語を学ぶ「Learn Japanese from the News」等を新設した。

また、特集番組として「Digital Eye」、「Barakan Discovers」、「SONGS OF TOKYO Festival 2022」、「THE ANIME STUDIO」等を放送したほか、地域特集月間を設け、日本各地域の魅力を発信する番組を集中編成した。

邦人向け放送及び外国人向け放送を通じて、新型コロナウイルス関連、ロシアによるウクライナ侵攻、北朝鮮情勢等について、特設ニュースの編成やニュース時間の延長等により伝えた。また、沖縄本土復帰５０年、安倍元総理大臣銃撃事件、第２６回参議院議員選挙、アメリカ中間選挙等の重要ニュースについては、国内放送番組の抜粋による臨機の編成、独自番組の制作、字幕ニュースにより、英語及び日本語で放送した。

(2) ラジオ

ア 番組の編成

ラジオ国際放送については、八俣送信所からの短波放送及び海外中継局からの短波・中波・超短波放送を世界の１５の放送区域に向けて１６の言語により実施するとともに、衛星を使用した放送を世界全域に向けて１８の言語により実施した。

(7) 邦人向け放送

放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、八俣送信所及び海外中継局からの短波放送を世界の１４の放送区域に向けて実施した。また、３つの衛星を使用した世界全域向けの放送を実施した。

最新のニュース・番組、安全・安心情報の提供を年度重点事項とし、「海外安全情報」を編成した。また、国内の主要ニュース、時事番組、スポーツ中継、音楽番組、ラジオド

ラマ等の番組を国内と同時に放送した。衛星による放送においては、短波放送と同内容の番組に衛星独自の番組を加えて実施した。

(イ) 外国人向け放送

放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、八俣送信所からの短波放送及び海外中継局からの短波・中波・超短波放送を、世界の12の放送区域に向け、15言語により実施した。また、3つの衛星を使用した世界全域向けの放送及び4つの地域衛星を使用した地域向けの放送を17言語で実施した。

諸外国の日本への理解を深め、文化及び経済の国際交流の発展に貢献するため、次の項目を年度重点事項として、放送番組の編集を行った。

- ① 各地域の特性に応じて、効果的に情報を発信
- ② インターネットとの連動を強化

本年度の開始に際し、番組改定を行った。なお、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う措置として、極東ロシア向けロシア語放送及び英語放送、欧州向けロシア語放送及び英語放送を拡大した。

(ウ) 放送時間及び放送事項別比率

放送時間は1日平均63時間44分（邦人向け放送24時間00分、外国人向け放送39時間44分）であった。また、年間の放送事項別比率は、報道74.2%、インフォメーション25.4%、娯楽0.4%であった。

（ラジオ国際放送の使用言語別放送区域 資料8）（中継放送 資料9）

（使用衛星 資料10）（放送事項別放送時間及び比率 資料11）

イ 番組の実施

(ア) 報道部門及びインフォメーション部門

報道部門では、新型コロナウイルス関連、ロシアによるウクライナ侵攻、北朝鮮情勢等について、特設ニュースの編成やニュース時間の延長等により伝えた。また、沖縄本土復帰50年、安倍元総理大臣銃撃事件、第26回参議院議員選挙、アメリカ中間選挙等の内外の重要ニュースを伝えるとともに、随時、日本の立場を明らかにした見解等を放送したほか、日本の世論の動向を正しく伝えるようにした。

インフォメーション部門では、外国人向け放送において、英語放送で、日本の短編小説を紹介する番組「Reading Japan」を新設した。

両部門にまたがる番組として、外国人向け放送において、「プラグイン ニッポン」等を放送したほか、英語放送で、「Learn Japanese from the News」を新設した。

なお、両部門を通じて、邦人向け放送において、ラジオ第1放送との同時放送を行い、「ちきゅうラジオ」、大相撲中継等を放送した。

(イ) 娯楽部門

邦人向け放送において、ラジオ第1放送との同時放送を行い、「ひるのいこい」、「NHKのど自慢」、「第73回NHK紅白歌合戦」を放送した。

(3) 放送番組審議会

国際放送番組審議会は11回開催され、会長の諮問に応じて、令和5年度の国際放送番組編集の基本計画について審議し答申を行った。また、国際放送全般について幅広く意見交換を行った。なお、審議の充実に資するため、放送番組に関して、視聴者から寄せられた評価その他の意見の概要を審議会に毎回報告した。

審議会の答申や議事の概要等については、放送やウェブサイトへの掲載により公表した。

(委員名 資料12)

(4) 放送番組の考査

放送番組の質の向上に資するよう、国際番組基準にのっとり、放送番組の考査を実施した。考査結果については、速やかに放送現場への周知を行った。

考査にあたっては、部外のモニターによる評価のほか、視聴者から寄せられた意見を参考にした。モニターによる番組評価は放送現場に周知し、視聴者の意向が放送番組に反映されるよう努めた。なお、ラジオ国際放送の番組モニターについては、使用言語ごとに委嘱を行った。

(5) 受信状況、反響等

ア 受信状況

ラジオ国際放送の8俣送信所からの放送については、大洋州向けは、おおむね良好な受信状態であった。アジア大陸、東南アジア、極東ロシア向けはおおむね良好な受信状態であったが、ばらつきもみられた。南西アジア、中東・北アフリカ、南米向けは、ばらつきが多い受信状態であった。海外の中継局からの放送は、時期等により、おおむね良好な受信状態とばらつきのある受信状態に分かれた。

イ 反 響

国際放送に関して視聴者から寄せられた意見・問い合わせは、約1万5千件であった。

テレビジョン国際放送については、「NHK NEWSLINE」及び「NEWSROOM TOKYO」等で報じたロシアによるウクライナ侵攻に関する報道について、客観性や正確性等を評価する意見が多く寄せられた一方、それに伴い、日本やアジアのニュースの減少を懸念する意見もあった。安倍元総理大臣の銃撃事件や国葬儀に関連したニュースにも多くの意見が寄せられた。番組では、「NHK Documentary」やドラマ番組、新型コロナウイルスの対策方法を取り上げた番組等に多くの意見が寄せられた。

ラジオ国際放送については、ロシアによるウクライナ侵攻関連のニュースやサッカー・ワールドカップ等のスポーツニュースのほか、日本で暮らす外国人を取り上げた番組等に多くの意見が寄せられた。

ウ 周知及び視聴促進

外国人向け国際放送がより広く視聴されることを目指し、プロモーション活動を積極的に展開した。

海外では、パリの日本文化会館で上映会を実施したほか、各地の在外公館と連携して、オンライン視聴のイベントを実施した。また、ラジオ及びテレビジョンの番組情報等をまとめたウェブサイトについて、各地のメディアや在外公館等に周知した。

国内では、国際交流イベントに出展したほか、自治体等を通じて、在留外国人への番組内容等の周知を図った。また、留学生等を対象に、各地の大学と連携し、アプリや防災に役立つウェブサイト等を紹介するイベントを開催した。

このほか、国際放送、ウェブサイト、SNS、メタバースでの配信や、国内外の新聞・雑誌、インターネットでの広告により、ラジオ及びテレビジョンの番組情報やアプリの周知を実施した。

(6) その他

外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を放送と同時に国内の放送事業者に対し無償で提供し、提供先は年度末において42者であった。

3 放送番組の国際交流

(1) 海外への放送番組の提供

外国放送事業者等への放送番組の提供を推進した。

このうち、衛星伝送による番組提供では、「あさイチ」、「おかあさんといっしょ」、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」等を提供した。提供先は、年度末において世界110の国

と地域の２２９の放送事業者等であった。

また、一般財団法人NHKインターナショナル及び一般財団法人放送番組国際交流センターが行う番組ライブラリー事業を通じて、放送番組１６６本を提供した。

(2) 放送番組の共同制作等

外国放送事業者等との放送番組の共同制作を実施し、NHKスペシャル「超・進化論」、同「恐竜超世界２」、「よみがえれ ノートルダム大聖堂」、国際共同制作ドラマ「山女」等を放送した。

外国放送事業者等とのニュース素材・番組交換については、協力協定や協力覚書、ニュース素材交換覚書に基づき実施したほか、サーバーを介した転送によるニュース素材交換（アジアビジョン及びユーロビジョン）、ABU加盟の放送事業者と共同して行う番組交換活動に参加した。

なお、協会と協力協定や協力覚書、ニュース素材交換覚書を締結している外国放送事業者等は、４８の国と地域の６７機関であった。

(3) 「日本賞」教育コンテンツ国際コンクール

１１月、第４９回「日本賞」教育コンテンツ国際コンクールを実施した。コンクールには、５７の国と地域から３５３件の応募があった。

(4) ABU等

ABUの運営に協力するとともに、「ABUロボコン」、「ABUこどもドラマシリーズ」、「TVソングフェスティバル」等の諸活動に寄与した。

１１月、東京で開催された国際公共放送会議に際し、ホスト機関として企画・運営にあたった。

４ インターネット活用業務

放送を補完して、その効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第１５条に掲げられた協会の目的を達成するために、「NHKインターネット活用業務実施基準」及び「２０２２年度（令和４年度）インターネット活用業務実施計画」に基づき、インターネット活用業務を実施した。

インターネット活用業務の実施にあたっては、利用者の便宜を図る観点から、パソコン、

スマートフォン、インターネット接続機能付きのテレビジョン受信機等多様な受信端末を対象とし、一部のサービスについては、スマートフォン等での利用に適した専用アプリを無償で提供した。

実施基準については、在外邦人が日本語による放送番組を視聴できる機会を拡大するための変更について、12月、総務大臣の認可を得て、5年4月1日に施行した。

(1) 2号受信料財源業務

ア 放送番組の提供

(7) 常時同時配信等業務

地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信として「NHKプラス」のサービスを実施した。このうち、地上テレビ常時同時配信としては、総合テレビジョン及び教育テレビジョンの放送中番組を、原則として全て提供した。実施にあたっては、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を合わせた区域（南関東エリア）を対象とした放送中番組を、全国に向けて配信した。また、地上テレビ見逃し番組配信については、地上テレビ常時同時配信と一体のサービスとして、総合テレビジョン及び教育テレビジョンの既放送番組を提供した。

実施にあたっては、受信契約の有無に基づく認証を行い、地上テレビ常時同時配信において受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージを表示し、地上テレビ見逃し番組配信の利用可否の制御を行うなど、受信料制度を毀損することのないようにするための措置を講じた。なお、国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものとして、台風・大雨等の災害関連ニュース、北朝鮮ミサイル発射関連ニュース、参議院議員選挙開票速報等を、メッセージを表示しないで提供した。4月、インターネットに接続されたテレビジョン受信機等で地上テレビ見逃し番組配信を利用できるアプリの提供を開始するに際し、その動作を検証するため、当該アプリの利用においては6月まで認証を行わなかった。

年度末における利用者の登録数は約373万件であった。

(イ) 常時同時配信等業務以外の業務

放送中番組の提供として、国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報で特に迅速に提供すべきものとして、台風・大雨等の災害関連ニュース、北朝鮮ミサイル発射関連ニュース、参議院議員選挙開票速報等、総合テレビジョンの放送番組を提供した。また、ラジオ第1放送、ラジオ第2放送、FM放送の放送番組を、NHKネットラジオ「らじる

★らじる」として提供した。「NHKニュース7」等の邦人向けテレビジョン国際放送の放送番組の提供を拡大した。また、外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組を提供した。

既放送番組の提供として、国内放送について、学校放送番組ポータルサイト「NHK for School」や「らじる★らじる」で、一部のテレビジョン・ラジオ番組を提供した。テレビジョン国際放送については、「NHKニュース おはよう日本」等の邦人向けの放送番組の提供を拡大するとともに、「NEWSROOM TOKYO」等の外国人向けの放送番組を提供した。ラジオ国際放送については、18言語によるニュース及び17言語による番組を提供したほか、海外の日本人の生命・財産を守る観点から「海外安全情報」を提供した。

イ 理解増進情報の提供

放送番組を周知・広報し、又は解説・補足する番組関連情報等を提供した。

新型コロナウイルスに関する特設サイトで、命と暮らしを守る正確な情報の提供に努めた。

台風・大雨等の災害、火山活動、観光船沈没事故関連等国民的関心の高いニュースに関連する現場映像・音声をリアルタイムで提供した。

協会が保有する番組や素材を再編集した動画を「東日本大震災アーカイブス」、「戦争証言アーカイブス」等として公開した。

国際放送について、多言語による情報提供を進め、ロシアによるウクライナ侵攻を受けてウクライナ語でも提供を実施した。外国人向けテレビジョン国際放送の放送中番組の提供とあわせて、自動翻訳機能による9言語の字幕を提供した。既放送番組の提供とあわせて19言語の字幕を提供した。英語によるテレビジョンの日本語講座番組を多言語化し、14言語で提供した。文字によるものとして、19言語のニュースや邦人向けの海外安全情報を提供した。

「ハイブリッドキャスト」等の放送・通信連携サービスでは、ニュース、気象情報等の常時コンテンツ及び放送中の番組に連動するコンテンツを提供した。

「NHKクリエイティブ・ライブラリー」として、既放送番組等を創作用素材として一般に提供した。

ウ インターネット活用業務についての社会実証

協会のインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため、4月から5月及び5年2月の2回にわたり、放送番組等の提供を伴う社会実証を実施した。テレビを日常的に利用していない者等に対してインターネットを通じて放送番組等を提供し、その

サービスがどのように受容され、提供主体である協会の目的・意義がどのように評価されるか検証した。

(2) 2号有料業務

利用者負担により行う業務として、NHKオンデマンド（NOD）サービスを実施し、連続テレビ小説「ちむどんどん」、同「舞いあがれ!」、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」、「NHKスペシャル」等を多様な受信端末に向け提供し、提供本数は年度末において1万2千本であった。協会が利用者に直接提供する形態の会員の登録数は、年度末において325万4千人であった。外部プラットフォーム事業者を経由する提供については、年度末において、8者を通じて実施した。利用者からの問い合わせ等については、NODコールセンターにおいて迅速かつ適切な対応に努めた。

(3) 3号受信料財源業務

提供は行わなかった。

(4) 3号有料業務

6者に対して、放送番組約2千本を有料で提供した。

(5) 放送法第20条第15項の努力義務に係る取り組み

ア 地方向け放送番組の提供

「NHKプラス」において、南関東エリア以外の地域で放送した地方向け放送番組の見逃し番組配信を行い、10月に「イブニング信州」、「ニュース630 京いちにち」等の配信を開始するなど、夕方のニュース・情報番組の配信を段階的に拡充した。また、「らじる★らじる」において、一部の地方向け放送番組を提供した。

イ 他の放送事業者が行う配信業務への協力

2号受信料財源業務における放送番組の提供として、民間放送事業者によるテレビジョン番組の配信サービス「TVer」のウェブサイト及びアプリを通じて、一部の既放送番組を提供した。また、民間放送事業者によるラジオ番組の配信サービス「radiko」のウェブサイト及びアプリを通じて、ラジオ第1放送及びFM放送の放送中番組を提供した。

「NHKプラス」等のインターネット活用業務の実施により得られた知見について、民

間放送事業者等との共有を行った。

(6) その他

インターネット活用業務における適切性の確保に資するため、外部の有識者で構成されるインターネット活用業務審査・評価委員会を8回開催した。委員会は、協会の諮問に応じて、3年度のインターネット活用業務実施計画の実施状況及びその評価、5年度のインターネット活用業務実施計画について審議し、答申を行った。委員会の会合では、インターネット活用業務の四半期ごとの実施状況や競争評価指標の観測状況等に関して、協会から報告を受けた。委員会の透明性の確保に資するため、議事資料及び議事概要をウェブサイトで公表した。なお、競合事業者等からの意見・苦情等の申し立てはなかった。

(委員名 資料13)

インターネット活用業務の区分経理の適正性について、有識者を交えて検証を行い、結果をウェブサイトで公表した。

第3章 放送番組に関する世論調査及び研究

1 放送番組に関する世論調査

放送番組の制作及び編成等に活用するため、各種世論調査を、調査員が訪問し質問用紙を配付して回収する配付回収法、質問用紙の配付回収を郵送で行う郵送法、RDD（ランダム・デジット・ダイヤリング）方式による電話法等により実施した。

(1) 個人視聴率調査

テレビジョン・ラジオ番組の全国個人視聴率調査については、6月、4,500人を対象に7日間にわたり実施した。協会のテレビジョン番組では、連続テレビ小説「ちむどん」、NHKニュース7、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」、平日及び土日正午の「ニュース」等が高い視聴率を示した。ラジオ番組では、平日午前6時台の「マイあさ!」、午前6時30分の「ラジオ体操」、午前7時台の「マイあさ!・NHKけさのニュース」等が高い聴取率を示した。テレビジョンの視聴時間量（1日平均）は、3時間41分であった。

6月から7月にかけて、テレビジョン番組の幼児視聴率調査を、東京30キロ圏の幼児1,000人を対象に実施した。

(2) メディアに関する世論調査

6月、放送事業者等が行う放送やインターネット等の各種サービスについて、「全国放送サービス接触動向調査」を、3,600人を対象に実施した。

10月から12月にかけて、人々のメディア利用・意識の実態やメディア全体におけるテレビの位置づけを把握するため「全国メディア意識世論調査」を、3,600人を対象に実施した。

(3) 社会や政治に関する世論調査

4月、「憲法」について約3,000人を対象に、7月から8月にかけて、「中学生・高校生の生活と意識」について中高生1,800人及びその父母3,600人を対象に、11月、「家庭と男女の役割」について2,400人を対象に、11月から12月にかけて、「新型コロナウイルス感染症」について3,600人を対象に、それぞれ全国調査を

実施した。

6月から7月にかけて、第26回参議院議員選挙に際し、4回にわたり、それぞれ約3,700人から3,800人を対象に、全国調査を実施した。

このほか、内閣支持率等国民の政治意識について、11回、それぞれ約2,200人から2,600人を対象に、全国調査を実施した。

2 放送に関する調査研究

(1) デジタル時代のメディアに関する調査研究

インターネット時代の放送局の役割やインターネット活用業務のあり方など、これからの放送業界の動向について調査研究を行った。

全国の中学校の教師3,500人を対象に、学校と家庭での学習におけるメディア利用について調査を行った。

(2) 「メディアと子ども」に関する調査研究

テレビやビデオ等の映像メディアの視聴実態と子どもの発達との関係について、発達心理学、社会心理学、小児科学等の研究者らと共同で行っている調査研究及び分析を、引き続き進めた。

教育番組の放送及びデジタル展開の歴史を振り返るとともに、公共メディアにおける教育サービスのあり方について検討した。

(3) 放送番組の開発等に資する調査研究

放送内容の向上や放送番組の開発に資するため、宮崎局、北陸3局（金沢局、福井局、富山局）の地域放送番組に関する視聴者意向調査を実施し、その結果を分析した。

東京パラリンピックに関して、共生社会の実現に向けた放送の役割について調査研究した。

(4) 放送用語・表現の調査研究

外部の学識経験者等によって構成される放送用語委員会を7回開催し、協会の放送表記のあり方や、放送番組の用語・文章構成について検討した。

(5) 日本の放送史の研究

協会や外部に保存されている放送史関連の資料の収集・整理を進めた。また、テレビドキュメンタリーの制作技法の変遷をたどる研究を継続したほか、平成期の放送制度改革について検証する研究を行った。

(6) 海外のメディア事情の調査研究

デジタル化の進展によってニュースへの接触や利用方法にどのような影響や変化があったかについての国際比較調査に参加した。ジェンダーを含めた社会の多様性をメディアが反映しているかについてアメリカの事例を中心に調査研究を行った。ロシアによるウクライナ侵攻から1年になるのにあわせ、第1次世界大戦からSNSをも利用している現在までのプロパガンダの変遷に関して調査研究を行った。

また、「NHKデータブック世界の放送2023」を刊行した。

(7) ジャーナリズムに関する調査研究

テレビが重大ニュースをいかに伝えたかについて、安倍元総理大臣銃撃当日の報道やロシアによるウクライナ侵攻に関する報道を、テレビ各社と比較する調査研究を行った。コロナ特別休暇制度に関する報道について接触動向を調査し、情報を真に必要とする人に届ける方法について検証した。コロナ禍のもとで開催された東京パラリンピックの放送に関し、障害の有無や種別による受け止めの違いについて比較研究を行った。番組アーカイブの教育や地域社会における活用について調査研究を行った。著名人の自殺をめぐる報道について、WHO「自殺報道ガイドライン」への適合状況について検証した。

(8) その他

協会をはじめとする放送界の動きを記録する「NHK年鑑2022」を刊行した。

3 放送文化研究委員会

外部の学識経験者によって構成される放送文化研究委員会を2回開催し、調査研究のあり方について意見交換を行った。

(委員名 資料14)

4 調査結果及び研究成果の公表

調査の結果及び研究の成果は、「放送研究と調査」、「NHK放送文化研究所年報」を通じて公表し、新聞社、通信社、民間放送事業者、図書館、大学、調査研究機関、関係官

序等に送付したほか、ウェブサイトにも主要論文を掲載し、広く利用に供した。

5年3月、「文研フォーラム2023 多様化と激動の時代のメディア」をオンラインで開催した。

「NHK文研セミナー」をオンラインで開催したほか、関係の学会において研究成果の発表を行った。

放送博物館（東京都港区）においては、放送の発展の歴史や現状に関する資料の展示を行った。

第4章 営業及び受信関係業務の概況

1 営業活動の実施状況

単身世帯等の面接困難世帯が継続的に増加するなど、営業活動を取り巻く環境は厳しい状況にあったが、従来の巡回訪問を中心とした契約・収納活動からの抜本的な構造改革を推進し、受信料の公平負担と営業経費の削減に取り組んだ。

インターネット等を通じた受信契約の自主申し出につなげる取り組みとして、受信料制度に関する理解を促進するためのデジタル広告等による視聴者との接点の拡大や、世帯の移動が多い大都市圏を中心に「特別あて所配達郵便」による未契約者対策等を行った。また、契約取次業務について、電器店・家電量販店、不動産会社、引越し会社、ガス会社、電力会社、ホテル・旅館の事業者団体、病院向けのテレビリース事業者の団体等への委託を実施した。契約・収納業務全般を委託する法人委託は、契約終了をもって順次縮小し、実施地区は年度末で29であった。

受信料未払いの契約者に対する簡易裁判所への支払督促の申立てについては、全国で合計102件実施し、これまでの累計で11,636件となった。また、支払督促等が確定してもなお支払いに応じなかった受信料未払いの契約者に対し、強制執行の申立てを64件実施した。このほか、受信契約未締結者に対し放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を38件（世帯38件、事業所0件）提起し、これまでの累計で637件（世帯597件、事業所40件）となった。

（放送受信契約の種別及び受信料額 資料15）

都道府県別の世帯支払率については、6月、3年度末の推計値を公表した。

受信料の支払率（令和2年国勢調査等に基づく）は79%（前年度末80%）となった。

（支払率の推移 資料16）

新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済への影響が長期化する中、契約者の負担を軽減するため、支払いを延滞した場合であっても延滞利息が発生しない措置を5年3月末まで継続した。なお、5年3月、当該措置の対象とする期間について、総務大臣の承認を受け、さらに5年9月末まで延長することとした。また、受信料の支払いについて専用窓口で相談を受け付けるとともに、事業所割引及び多数一括割引の適用要件の緩和を継続した。

改正放送法で放送受信契約の申し込み期限や割増金に関する規定が設けられたこと等に

対応するため、日本放送協会放送受信規約の変更に向けた諸準備を取り進めた。また、親元等から離れて暮らす被扶養の学生等への受信料免除措置の拡大に向けた諸準備を取り進めた。

協会が他者に委託し送達した放送受信契約に関する文書の一部が信書に該当し郵便法に違反するものがあったなどとして、総務省が行政指導を行った。これを受け、適正な業務体制を構築するなど再発防止に取り組んだ。

2 放送受信契約の状況

放送受信契約件数は、地上契約において、年度当初2,190万に対し、年度中の新規契約件数176万、契約変更等による解約件数186万、差し引き10万減少して、年度末には2,180万であった。衛星契約等においては、年度当初2,271万に対し、年度中の新規契約件数123万、解約件数126万、差し引き3万減少して、年度末には2,268万となった。契約総数は、年度当初4,461万に対し13万減少して、年度末には4,448万となった。
(都道府県別放送受信契約件数 資料17)

放送受信契約のうち、受信料を全額免除しているものの件数は、年度末、地上契約において234万、衛星契約等において70万であった。このほか、原子力発電所の事故や地震災害、水害等の被災者に対し期間を定めて受信料を免除した件数は、年間で、地上契約において0.3万、衛星契約等において1.0万であった。

(種類別免除契約件数 資料18)

年度末における有料の契約件数(半額免除を含む)は、地上契約において1,946万、衛星契約等において2,198万、契約総数において4,144万であった。なお、年度内の有料契約件数の増減は、契約総数において10万の減少計画に対し11万の減少、衛星契約等において4万の増加計画に対し5万の減少であった。

(放送受信契約件数(有料)の推移 資料19)

口座振替・クレジットカード等継続払・継続振込の利用件数は、地上契約において、年度当初1,874万に対し、23万減少して、年度末に1,851万となった。衛星契約等においては、年度当初2,165万に対し、13万減少して、年度末には2,152万となった。利用件数の総数は、年度当初4,039万に対し、36万減少して、年度末には4,003万(利用率96.6%)となった。

(支払区分別放送受信契約件数の推移 資料20)

前払制度利用件数は、地上契約において、年度当初1,019万に対し、1万減少して、

年度末には1,018万（6か月前払245万、12か月前払773万）となった。衛星契約等においては、年度当初1,371万に対し、年度末には1,371万（6か月前払348万、12か月前払1,023万）となった。利用件数の総数は、年度当初2,390万に対し、1万減少して、年度末には2,389万（利用率57.6%）となった。

（毎期・前払別放送受信契約件数の推移 資料21）（特例の利用件数 資料22）

4年度受信料の年度末における収納率（当年度収納額／受信料）は98.12%（前年度末98.06%）であった。

3年度受信料の年度末における2年間通算収納率は98.60%となった。

3 受信普及と改善

（1）受信相談及び普及促進等

全国の放送局に受信に関する技術相談窓口を設けて電話による約3万5千件の相談に応じ、訪問による約1万件の技術的助言を行った。

4K及び8K放送に対応する受信設備の普及を促進するため、電器店、工事業者、不動産事業者等に対応方法に関するセミナー等を行った。受信設備の改修が困難な一部の既築マンション等への導入を想定し、周波数変換による方法や光ファイバーを用いる方法等に関して受信設備メーカーに技術支援を行うなどして、対応手法の多様化を図った。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示が解除された区域において、地上アナログ放送は受信可能だったが地上デジタル放送は受信困難となった「新たな難視地区」における恒久受信対策への支援措置として、一定の要件を満たす7世帯について、高性能アンテナの設置等に対する経費助成を行った。

地上デジタル放送の建造物による受信障害について、関係官庁及び関係団体で構成する受信環境クリーン協議会等と連携し、障害予測手法の周知活動を行った。

また、電気機器から発する雑音電波による受信障害については、受信環境クリーン協議会と連携して、その防止や対処方法の周知活動を行った。

（2）NHK共聴の運用

難視聴地区において地元視聴者の組合と共同で設置したテレビジョン共同受信施設（NHK共聴）の保全、管理を行った。

年度末における施設数は5,264施設（加入者数約30万世帯）であった。

第5章 視聴者関係業務の概況

1 広報活動及び情報公開

(1) 事業運営や放送番組に関する広報

視聴者の信頼を高め、協会の活動に対する理解と支持を得るとともに、放送番組の視聴等を促進するため、事業運営や放送・サービスに関する広報活動を行った。

協会の事業運営や地域放送局の取り組み等を紹介する「#NHK」、「どーも、NHK」、番組の見どころを紹介する「土曜スタジオパーク」等の広報番組を放送した。また、受信料制度や技術開発の取り組み等を紹介する番組を随時放送した。このほか、「NHK令和5年度予算審議～衆議院総務委員会～」、「NHK令和5年度予算審議～参議院総務委員会～」等の特別番組を放送した。

注目番組を紹介するウェブサイト番組発表の記者会見や制作風景の動画等を掲載するとともに、SNSを活用し積極的に番組の情報発信を行った。

BS4K及びBS8Kについて視聴者への普及に努め、8Kの大画面に番組を上映するイベントを、新型コロナウイルスの感染防止策を講じた上で実施した。

報道機関に対しては、会長やメディア総局長等の記者会見、放送番組の記者発表等を実施するとともに、経営や放送に関する取材に対応した。

(2) 経営・事業内容に関する情報の公開

受信料によって運営されている公共放送として、事業活動や財務内容等に関して透明性を確保し、視聴者に対する説明責務を果たす観点から、NHK情報公開基準に基づく情報公開を推進した。

ア 情報の提供

視聴者からの電話やメール等による問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応に努め、情報提供を行った。

事業活動や財務内容等に関する情報については、放送、インターネット、パンフレット等を活用して積極的に提供した。放送法で提供が義務付けられた文書は、自主的に提供する文書とともに、一覧できる形でウェブサイトで公開し、各放送局でも閲覧可能とした。決算については、官報に公告した。（放送法に基づき提供している文書 資料23）

番組制作費については、テレビジョン放送番組を10のジャンルに分け、予算公表時に

は、ジャンル別に番組名を示しつつ、1本あたりの制作費の目安を公開した。決算公表時には、ジャンル別の制作費の決算額の直接制作費、人件費等を合わせたトータルコストを、ジャンル別の編成比率とともに公開した。

イ 情報の開示

NHK情報公開規程にのっとり、視聴者からの「開示の求め」に応じて、協会が保有している文書（電磁的に記録されたものを含む）を公開した。

年度内に受け付けた「開示の求め」は17件で、このうち16件について検討を終えた。検討結果の内訳は、開示・一部開示が6件、不開示が6件、対象外が4件であった。「再検討の求め」については、外部の有識者で構成するNHK情報公開・個人情報保護審議委員会に8件の諮問を行った。同委員会は13回開催され、審議の結果、前年度に諮問されたものを含め8件について答申を行った。8件とも、協会の当初判断が妥当とされた。協会は、諮問した全ての案件について、同委員会の答申どおりの最終判断を行った。情報開示の実施状況については、四半期ごとに取りまとめ、ウェブサイトで公表した。

（委員名 資料24）（情報開示の状況 資料25）

なお、情報開示の求めの対象とならない分野の文書についても、可能な範囲で情報を提供した。

2 理解促進活動、視聴者意向の集約

（1）視聴者との交流活動

各地の放送会館を一般公開して行うイベント等については、新型コロナウイルスの感染防止策を講じた上で実施した。一部の放送会館においては、ロビーを地域のサークル等の展示の場として開放した。全国の放送会館の来館者数は年間97万人であった。このほか、視聴者との交流スペース「NHKプラスクロスSHIBUYA」を活用したイベントや展示を行った。5年3月、協会の番組にさまざまな形で触れてもらう「超体験NHKフェス」を開催した。

各地の小学5・6年生に向けて「つながる！NHKメディア・リテラシー教室」を、中学・高校生に向けて「バーチャル訪問学習」をそれぞれ実施するとともに、NHK交響楽団との共催により小・中学生に向けて「NHKこども音楽クラブ」を実施した。

このほか、視聴者とのコミュニケーションを深めるさまざまな催しを全国各地で実施した。

(2) 視聴者対応業務

視聴者の満足度を向上させる観点から、視聴者の多様な意向を収集し、業務に迅速、的確に反映させるよう努めた。「NHKふれあいセンター」や、各放送局及び一部の支局の視聴者対応窓口「NHKハートプラザ」等に電話やメール等で寄せられた視聴者の苦情その他の意見は年間300万件であった。これらに対しては適切かつ迅速に対応するとともに、分析結果を放送現場等に提供し、業務改善につなげた。また、これらの意見や対応状況については、四半期ごとに概要を経営委員会に報告するとともに、定期的にウェブサイトに掲載したほか、放送等で紹介した。

(業務に関して寄せられた意見の件数 資料26)

3 公開番組の実施、番組の利用促進等

(1) 公開番組、催物等

公開番組や、放送と連動したイベント等については、新型コロナウイルスの感染防止策を講じた上で一部のイベントを除き実施した。

放送番組に対する視聴者の理解と関心を高めるため「NHKのど自慢」、「新・BS日本のうた」、「みんなDEどーもくん!」、「真打ち競演」等の公開番組を実施した。

「NHK紅白歌合戦」等、一部の公開番組において、受信料支払者限定の観覧募集を実施した。

放送と連動したイベントとして、特別展「国宝 東京国立博物館のすべて」、同「琉球」、展覧会「岡本太郎」、「NHK音楽祭2022」等を開催した。このほか、社会的に関心の高い課題への取り組みとして、防災や福祉をテーマにしたイベントを実施したほか、SDGsをテーマにしたキャンペーンを展開した。学校単位で参加する教育イベント「NHK杯全国高校放送コンテスト」、「NHK全国学校音楽コンクール」、「NHK学生ロボコン2022」、「アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト2022」等を実施した。

このほか、「2023年トルコ・シリア地震救援金」等4件の災害たすけあいと、NHK歳末たすけあい・NHK海外たすけあいを、社会福祉法人NHK厚生文化事業団等と共催し、放送を通じた周知を行った。

(2) 放送番組の利用促進

学校放送番組及びこれに関連するポータルサイト「NHK for School」の利用促進を図る

ため、放送教育研究会等と連携して放送教育の全国・地方研究大会及び研修会を実施したほか、活用に向けたワークショップ等を実施した。学習用端末を活用した教科横断型の学びを支援するため、「SDGsかるた」ワークシートを全国の希望する小・中学校へ配付した。このほか、「NHK for School 2022番組＆WEBガイド」をウェブサイトへの掲載等により周知した。

なお、高等学校講座番組の充実とその利用促進に協力する学校法人NHK学園に対し、助成金を交付した。

第6章 放送設備の建設改修及び運用の概況

1 放送設備の建設改修

(1) 地上放送網の整備

中波ラジオ放送所の津波災害への対策として、第1放送において、柏尾山局（高知）をFM波で開設した。

ラジオの放送区域は、年度末で、第1放送が全国世帯の99.9%、第2放送が99.9%、FM放送が98%であった。

(2) 衛星テレビジョン放送の安定的実施

BS1、BSプレミアム、BS4K及びBS8Kについて、株式会社放送衛星システムの基幹放送局を用いて放送した。

株式会社放送衛星システムに対して、放送衛星BSAT-3及び4の運用を支援する技術協力を行った。

(3) 放送設備の整備

良質な放送を確保するため、放送設備の改善及び老朽設備の更新整備を進めた。

取材・制作設備については、放送センター、名古屋放送局、広島放送局のスタジオ各1か所の設備更新を実施した。緊急報道に備えて、全国のロボットカメラについて、3か所の更新を行うとともに、FPU基地局について、11か所の更新を行った。送出設備については、9局の運行装置について、ファイルベースに対応した設備への更新を行った。

電源設備については、放送センターや地域放送会館の無停電電源装置等を更新した。

テレビジョン放送所設備については、広島、鹿児島、福島、青森で総合放送及び教育放送の送信機を更新した。

ラジオ放送所設備については、北九州でFM放送の送信機を更新した。

また、災害に備えた機能強化を図るため、福井放送会館及び北見の放送所における自家発電装置更新にあわせて、燃料貯蔵用タンクの増量をそれぞれ行った。

(4) 放送会館の整備等

放送センター建替について、第I期工事を進めた。

富山放送会館、松江放送会館、佐賀放送会館の整備を完了し、それぞれ運用を開始した。
また、和歌山放送会館、津放送会館、函館放送会館、高知放送会館や、大型スタジオ等を
備えた映像制作拠点となる川口施設（仮称）の整備のための諸準備を進めた。

2 放送設備の運用

(1) 国内放送

年度末において、テレビジョンで、総合テレビジョン2,214局、教育テレビジョン
2,185局、ラジオで、第1放送281局、第2放送146局、FM放送532局を運
用した。 (放送局の概要及び運用局数の推移 資料27、28)

このほか、固定局748局、基地局5局、携帯基地局181局、陸上移動局4,208
局、携帯局4,663局、地球局4局を運用し、取材、連絡、番組中継等に活用した。

(2) ラジオ国際放送

年度末において、KDDI八俣送信所の送信機300kW5台、100kW1台、計6
台を運用した。

送信出力は、東南アジア向け、南西アジア向け、アジア大陸向け、中東・北アフリカ向
け、極東ロシア向け、南米向け、大洋州向けのいずれも300kWであった。

なお、KDDI八俣送信所の送信設備については、協会業務に支障がない範囲で、KD
DI株式会社が特定失踪者問題調査会に一部使用させることを承諾した。

3 放送技術審議会

会長の諮問機関である放送技術審議会は3回開催され、放送技術の大綱について審議を
行った。 (委員名 資料29)

第7章 放送技術の研究

1 主な研究とその成果

(1) イマーシブメディアの研究

より臨場感・没入感が得られる新たな視聴体験の提供を目指して、広視野・高精細な映像提示システム、音響空間の再現技術、仮想空間共有技術、3次元空間情報の取得技術、地上放送の高度化技術等の研究を進めた。

ア コンテンツ体感技術

3次元テレビの表示については、物体から目に届く光線を再現するライトフィールド技術を活用して、ユーザーの視点に応じた自然な立体像を表示する携帯端末型のディスプレイと、頭部の向きに応じた映像を表示できる頭部搭載型のディスプレイを試作した。

拡張現実（AR）及び仮想現実（VR）については、離れた場所にいる人と対話しながら一緒にコンテンツを視聴・体験できる空間共有コンテンツ視聴システムの開発を進め、距離センサーとステレオカメラにより、AR及びVRの映像内に表示される相手の映像品質を改善した。360度映像と3次元オブジェクト等複数の構成要素の合成方法を規定する記述手法を用いて、視聴デバイスにあわせて3次元オブジェクトや360度映像をレンダリング・提示する基本的な仕組みの検証を行った。

音響については、受信機側で番組音声要素ごとにカスタマイズできるオブジェクトベース音響技術、VR空間等で用いる音響サービスのためのメタデータの要件や記述手法、音場再現技術の研究を進めた。

イ コンテンツ制作技術

複数の撮影映像やセンサー情報を利用し、被写体の形状や表面質感等の3次元情報を効率的に取得するメタスタジオ基盤技術の研究開発を進め、スタジオ内を動き回る被写体をAI技術により自動的に追尾撮影する方法を実証した。また、視点・照明効果・質感等を撮影後に変更して多様な演出・制作が可能であることをコンテンツ制作実験で実証した。

コンテンツ制作の過程において3次元映像、AR・VR等の情報を伝送するために、ミリ波帯を活用して大容量無線伝送を行う技術の研究開発を進めた。

効率的な映像コンテンツ制作の研究として、自律的に動作するロボットカメラの実現に向けて、サッカー中継のカメラワークをAIで推定して撮影する手法の有効性を実証実験により確認した。

ウ 伝送技術

映像方式については、映像符号化方式の国際標準規格VVC（Versatile Video Coding）の普及に向け、解像度の異なる映像を同時に符号化する空間スケーラブル符号化技術等のマルチレイヤー符号化を用いた高速なソフトウェアエンコーダーを開発した。

伝送方式については、実験試験局を使って中継回線を構築し、固定受信向けのパラメーター特性、電波観測データの取得等を行い、地上放送高度化方式の実現性を確認した。

(2) ユニバーサルサービスの研究

いつでも、どこでも、誰もが、必要なサービスを享受できることを目指して、高品質な自動解説技術、視聴環境に応じたコンテンツ配信・提示技術、パーソナルデータを管理・利活用するための技術の研究を進めた。

ア 人にやさしい放送

CGを用いた手話アニメーションを自動生成する技術の研究では、日本語文を元に手話CGを生成するための翻訳技術と手話特有の表現を制作できる手話CGシステムの開発を進めた。

自動解説音声技術の研究では、スポーツ中継の文字スーパーから文字認識技術で情報を取得して解説文を自動生成し、合成した音声データをユーザーの端末へ配信するシステムを開発した。

イ コンテンツ配信・サービス提供技術

放送、インターネット等の伝送路を意識せずにコンテンツを視聴できる技術の研究開発を進め、視聴デバイスの機能に応じたコンテンツを自動的に取得する技術を開発した。また、家電等のIoT機器をテレビ放送と連携させることにより新しい視聴形態を実現するシステムの開発を進めた。

パーソナルデータを活用したサービスの研究では、プライバシーを保護しつつ利便性を向上させるため、視聴者が保有・管理する視聴履歴等のデータを放送事業者が行うサービスに活用するための技術開発を進めた。

インターネット配信技術の研究では、リアルタイムの映像等の配信に必要な伝送路や計算リソースを状況に応じて確保する技術により、効率良く安定的な視聴を可能とする技術の開発を進めた。

(3) フロンティアサイエンスの研究

イマーシブメディアやユニバーサルサービスを支える基礎研究として、AIを使った高度な画像・音声認識技術、感覚が心理に与える影響、ホログラフィー撮像、次世代映像表示システムや高速・大容量ストレージのデバイス等の研究を進めた。

ア コンピューターサイエンス

取材現場等から送られる音声を認識して文字に書き起こすシステムの機能改善を進めた。また、ニュース番組を要約した動画を自動生成する映像要約技術を開発した。

イ コグニティブサイエンス

3次元空間をVR等で視聴する際に、視聴者が自然に感じる視点を選択するアルゴリズムを開発した。また、視聴覚に加えて触覚等の多感覚でコンテンツを提示する実験装置の開発を進めた。

ウ マテリアルサイエンス

次世代撮像技術の研究では、コンピューショナルフォトグラフィーの研究を進め、撮影時の光利用効率を高めることで、3次元情報を得るために必要なホログラムのコントラストを改善した。

次世代記録デバイスの研究では、高い信頼性と高速記録を両立可能な磁性細線メモリーの開発を進め、任意の位置に磁気記録情報を移動させる基本動作を実証した。

次世代表示デバイスの研究では、フレキシブルディスプレイの高性能化に向け、酸素や水分の影響を受けにくく効率的に電子を供給できる新たな材料を開発し、フィルム光源を試作した。また、柔軟でさまざまな形状に変形可能なディフォーマブルディスプレイの実現を目指し、伸縮可能な素材の研究を進めた。

空間像再生型表示デバイスの研究では、ホログラフィックディスプレイにより表示した空間像の画質を定量的に評価する技術を開発した。また、光ビーム走査による空間像表示を可能にする高速光制御デバイスの開発を進めた。

エ ソーシャルサイエンス

技術の社会実装を進める際に倫理的・法的・社会的課題として配慮すべき事項について検討し、放送技術研究における具体的留意点の整理を進めた。

2 技術協力等

外部に対する技術協力及び受託研究は、前年度から継続したもの5件、新たに実施したもの9件、合計14件について行った。これらのうち主なものは、放送衛星技術、カメラ解像度特性測定技術、8Kズーム視聴技術に関するものであった。

3 特許権等の取得、外部への実施許諾

特許権等については、新たに245件取得し、年度末における保有総数は2,035件となった。

外部に対する実施許諾については、前年度から継続したもの300件、新たに許諾したもの8件、合計308件について行った。これらのうち主なものは、8Kイメージセンサー、地上デジタル放送の補償器技術に関するものであった。

4 放送技術研究委員会等

外部の学識経験者によって構成される放送技術研究委員会を2回開催し、重要な研究課題について審議した。 (委員名 資料30)

また、研究アドバイザーとして委嘱した外部研究者から、研究テーマについての助言・指導を受けた。

5 研究成果の活用及び公表

研究成果の活用については、放送や番組制作への活用を進めるとともに、放送技術及び電子産業技術の向上に資するよう、外部に対する技術移転を積極的に行った。また、国内外の標準化機関の活動に積極的に参加し、技術基準の策定に貢献するとともに、日本の地上デジタルテレビジョン放送方式（ISDB-T）の海外普及に向けて、一般社団法人電波産業会（ARIB）の活動に参加した。

研究成果の公表については、5月に放送技術研究所の一般公開をリアルとオンラインで開催した。また、関係学会の会誌や専門技術誌への寄稿、研究会での発表、各種団体や専門委員会への参画、「NHK技研R&D」、「BROADCAST TECHNOLOGY」等の発行、ウェブサイトでの研究内容の紹介等を行い、広く周知を図った。そのほか、欧州の放送機器展IBC2022（9月）、国内の放送機器展InterBEE2022（11月）において、手話CGアニメーション作成技術や自然な3次元映像を再現するVRデバイス等の展示を行った。

第8章 業務組織の概要及び職員の状況

1 経営委員会

(1) 構成

6月19日、委員明石伸子、堰八義博、高橋正美、村田晃嗣、渡邊博美が任期満了となり、高橋正美、渡邊博美は退任した。6月20日、明石伸子、堰八義博、村田晃嗣は委員に再任され、新たに大草透、榊原一夫がそれぞれ委員に任命された。6月28日、委員会として、委員村田晃嗣を委員長職務代行者に定めた。12月10日、委員礪山誠二、長谷川三千子、水尾衣里が任期満了となり、長谷川三千子は退任した。12月11日、礪山誠二、水尾衣里は委員に再任され、新たに前田香織が委員に任命された。

年度末における経営委員会の構成は次のとおりであった。なお、委員は衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命し、定員は12人で、任期は3年であり、委員長は委員の互選によって定める。（経歴 資料31）

委員長 森 下 俊 三

〔平成27年 3月 1日就任
令和 元年12月24日委員長就任
関西情報センター会長〕

委員 村 田 晃 嗣

〔委員長職務代行者〕

〔平成30年 3月 1日就任
令和 元年12月24日委員長職務代行者就任
同志社大学法学部教授〕

委員 明 石 伸 子

〔令和 元年 6月20日就任
NPO法人日本マナー・プロトコール協会
理事長〕

委員 井 伊 雅 子

〔平成27年 3月 1日就任
一橋大学国際・公共政策大学院教授〕

委員 礪 山 誠 二

〔令和 元年12月11日就任
九州リースサービス代表取締役社長〕

委員 大 草 透

（常勤）

〔令和 4年 6月20日就任
元三菱地所取締役常勤監査委員〕

委員 尾 崎 裕

〔令和 3年 3月 1日就任
大阪瓦斯相談役〕

委員	さかき 榊	ばら 原	かず 一	お 夫	〔 令和 4 年 6 月 2 0 日就任 弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 〕
委員	せき 堰	はち 八	よし 義	ひろ 博	〔 平成 2 8 年 6 月 2 0 日就任 北海道銀行特別顧問 〕
委員	ふ 不	わ 破	やすし 泰		〔 令和 3 年 3 月 1 日就任 信州大学理事・副学長 〕
委員	まえ 前	だ 田	か 香	おり 織	〔 令和 4 年 1 2 月 1 1 日就任 広島市立大学大学院情報科学研究科長 広島市立大学情報科学部長 〕
委員	みず 水	お 尾	え 衣	り 里	〔 令和 元年 1 2 月 1 1 日就任 名城大学人間学部教授 〕

(2) 会議等

合議機関である経営委員会の会議は24回開催され、法定議決事項について審議し、決定するとともに、その他の基本的事項についても審議、検討を行った。審議にあたっては、執行部から詳細な説明を聴取するとともに、特に重要な案件については数次にわたって審議を重ねた。会長から、四半期ごとの職務の執行状況等について報告を受けた。選定監査委員からは、「経営委員会委員の服務に関する準則」の遵守状況等役員の職務の執行状況について、監査結果の報告を受けた。執行部に対する業績評価を行うにあたっては、評価・報酬部会が経営委員会内の作業部会として事前準備作業を行った。

会長の任命にあたっては、経営委員会内の作業部会として指名部会を7月から9回にわたって開催し、申し合わせた手続きに沿って、候補者に関する事前準備作業を行った。

インターネット活用業務実施基準の一部変更の認可申請、日本放送協会放送受信規約の一部変更の認可申請、「NHK経営計画（2021－2023年度）」の修正の議決にあたっては、放送法及び放送法施行規則にのっとり、広く一般の意見を求めた。

また、経営委員会が受信者から直接意見を聴取する「視聴者のみなさまと語る会」を計6回実施した。そのうち山形、東海3県・学生ミーティング（愛知・三重・岐阜在住の学生を対象）、1都3県・学生ミーティング（東京・神奈川・埼玉・千葉在住の学生を対象）、大分の4回をオンラインで、富山、仙台の2回を参集で実施した。その結果は、経

営委員会事務局から報告を受けた。

協会の事業運営について、本年度議決した事項は次のとおりであった。

- ① 改正放送法を受けた内部統制関係議決の改正について審議し、決定した。
- ② 令和5年度収支予算の編成にあたり、編成の基本方針及び基本的事項について審議を重ね、令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画について決定した。
- ③ 「NHK経営計画（2021－2023年度）」の修正について審議を重ね、決定した。
- ④ 令和3年度業務報告書及び令和3年度財務諸表について審議し、決定した。また、これらに監査委員会及び会計監査人の意見書を添えて総務大臣に提出することを決定した。
- ⑤ 令和5年度の国内放送番組編集の基本計画及び国際放送番組編集の基本計画について審議し、決定した。
- ⑥ 改正放送法を受けた日本放送協会定款の一部変更について審議し、決定した。
- ⑦ 日本放送協会放送受信規約の一部変更の認可申請について審議し、決定した。
- ⑧ インターネット活用業務実施基準の一部変更の認可申請について審議し、決定した。
- ⑨ 令和5年度インターネット活用業務実施計画について審議し、決定した。
- ⑩ 職員の給与等の支給の基準の改正について審議し、決定した。
- ⑪ 令和4年度の会長、副会長、専務理事、理事の報酬について審議し、決定した。
- ⑫ 令和4年度の役員交際費の支出限度額について審議し、決定した。
- ⑬ 退任役員の退職金について審議し、決定した。
- ⑭ 令和4年度の経営委員会委員の報酬について審議し、決定した。
- ⑮ 令和3年度決算にあたり、令和3年度予算総則の適用について審議し、決定した。
- ⑯ 川口施設（仮称）の基本計画の修正について審議し、決定した。
- ⑰ SKIPシティにおける川口市との土地交換について審議し、決定した。
- ⑱ 放送会館用地の取得及び処分について審議し、決定した。
- ⑲ 公益財団法人放送番組センターへの出捐の認可申請について審議し、決定した。
- ⑳ 関連事業持株会社への出資の認可申請及び関連事業出資計画の認定申請について審議し、決定した。
- ㉑ NHK情報公開・個人情報保護審議委員会委員の委嘱について審議し、決定した。
- ㉒ 令和4年度及び5年度の会計監査人の任命について審議し、決定した。
- ㉓ 稲葉延雄を会長に任命した。

- ②④ 井上樹彦を副会長に任命することに同意した。
- ②⑤ 中嶋太一、熊埜御堂朋子、山内昌彦、安保華子、山名啓雄を理事に任命することに同意した。
- ②⑥ 理事小池英夫、林理恵を再任することに同意した。
- ②⑦ 中央放送番組審議会委員及び国際放送番組審議会委員の委嘱に同意した。

会議における審議状況等については、原則として毎回の会議終了後に委員長等が報道機関への説明を行うことにより、その内容が広く迅速に公開されるよう努めるとともに、会議の議事録を、各放送局への備え置き及びウェブサイトへの掲載により公表した。あわせて、経営委員会活動の最新情報等をウェブサイトに掲載した。

2 監査委員会

(1) 構成

年度当初において、監査委員高橋正美、水尾衣里、渡邊博美は、それぞれ放送法第39条第6項、第44条第1項、第2項、第46条の2第1項第2号、第77条第5項の選定監査委員であった。6月14日、新たに堰八義博が監査委員に任命され、同日、監査委員会は放送法第39条第6項、第44条第1項、第2項、第46条の2第1項第2号、第77条第5項の選定監査委員に選定した。6月19日、監査委員高橋正美、渡邊博美は退任した。6月20日、新たに大草透が常勤の監査委員に任命され、同日、監査委員会は放送法第39条第6項、第44条第1項、第2項、第46条の2第1項第2号、第77条第5項の選定監査委員に選定した。

年度末における監査委員会の構成は次のとおりであった。なお、監査委員は、経営委員会委員の中から経営委員会が3人以上を任命する。このうち少なくとも1人以上を常勤とする。

監査委員（常勤）	大 草 透	（令和 4 年 6 月 2 0 日就任）
監査委員	堰 八 義 博	（令和 4 年 6 月 1 4 日就任）
監査委員	水 尾 衣 里	（令和 3 年 2 月 2 4 日就任）

(2) 会議等

合議機関である監査委員会の会議は24回開催され、監査委員会の職務の執行に必要な事項について審議し、議決を行った。6月、令和3年度業務報告書及び令和3年度財務諸表に添える監査委員会の意見を決定した。5年3月、令和5年度の監査実施方針を決定し

た。このほか、年度を通じて、監査の円滑な実施に資するよう、会長との定期的な情報交換や、内部監査室等執行部組織及び子会社・関連公益法人等からの聴取を実施した。

放送法第39条第6項の選定監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況について、協会の業務報告書及び財務諸表に添える意見書や協会の四半期業務報告に基づく活動結果報告として、経営委員会に報告した。監査実施方針・実施計画について、経営委員会に報告した。これらについては、監査委員会のウェブサイトへの掲載により公表した。

3 会長、副会長、理事

4月24日、専務理事松坂千尋、角英夫、理事若泉久朗、松崎和義、田中宏暁が任期満了となり退任した。4月25日、理事小池英夫、林理恵が再任され、新たに中嶋太一、熊埜御堂朋子、山内昌彦、安保華子、山名啓雄が理事に任命された。また同日、新たに理事林理恵、小池英夫、伊藤浩が専務理事に指名された。

5年1月24日、会長前田晃伸が任期満了となり、退任した。1月25日、新たに稲葉延雄が会長に任命された。2月11日、副会長正籬聡が任期満了となり、退任した。2月14日、新たに井上樹彦が副会長に任命された。

年度末における会長、副会長、理事は次のとおりであった。なお、会長は経営委員会が任命し、副会長及び理事は経営委員会の同意を得て会長が任命する。会長は理事のうち若干人を専務理事に指名することがある。会長及び副会長の定員は各1人で、任期は3年、専務理事及び理事の定員は7人以上10人以内で、任期は2年である。

(経歴 資料32)

会	長	い	ば	の	お	
		稲	葉	延	雄	(令和 5年 1月25日就任)
副	会 長	い	う	た	ひ	
		井	上	樹	彦	(令和 5年 2月14日就任)
専	務 理 事	は		り	え	
		林		理	恵	(令和 4年 4月25日再任)
専	務 理 事	い	の	ゆう	じ	
		板	野	裕	爾	(令和 3年 4月25日再任)
専	務 理 事	こ	い	ひ	お	
		小	池	英	夫	(令和 4年 4月25日再任)
専	務 理 事	い	とう		ひろ	
		伊	藤		浩	(令和 3年 4月25日就任)
理 事・技 師 長		こ	だ	けい	じ	
		児	玉	圭	司	(令和 3年 4月25日就任)
理	事	なか	じ	た	いち	
		中	嶋	太	一	(令和 4年 4月25日就任)
理	事	く	の	み	どう	
		熊	埜	御	堂	
				朋	子	(令和 4年 4月25日就任)
理	事	や	う	まさ	ひ	
		山	内	昌	彦	(令和 4年 4月25日就任)
理	事	やす	ほ	は	こ	
		安	保	華	子	(令和 4年 4月25日就任)

理事会は24回開催され、協会の業務執行に関する事項について審議した。また、会長以下の役員で構成する諸会議を随時開催し、経営課題について検討を行った。

なお、理事会議事録については、ウェブサイトへの掲載により公表した。

4 規程、組織及びその他の業務管理

事業運営の基本をなす規程類については、職場秩序の維持や適正かつ効率的な業務の遂行に資するよう、適切な管理に努めた。

「NHK経営計画（2021－2023年度）」に基づき、視聴者のニーズに応えたNHKならではの質の高いコンテンツ発信を持続可能とするため、業務の諸改革を進めた。放送・サービスにおいてはジャンル別管理の徹底やマーケティング機能の強化を図ったほか、組織の機能別再編、各事業領域におけるデジタルシフト、受信料の価値を最大化するためのマネジメント施策、部局目標の新たな管理手法の導入等を行った。また、人事制度改革を推進した。5年3月、中期経営計画に基づき進めた業務の諸改革を検証し、さらに発展させるための取り組みを開始した。

地域改革の取り組みとして、拠点放送局を中心とするブロック経営を強化し、限りある経営資源を生かして各地域向けの放送・サービスをさらに充実させるための施策を実施した。

組織・業務体制については、4月、戦略的マーケティングによるジャンル管理及び放送・デジタルなど総合戦略を推進する体制の整備等と、視聴者の信頼と納得を高め効率的な営業活動を推進する体制の整備を、4月及び7月、拠点放送局及び放送局において、地域の放送・サービスを強化する体制の整備を、11月、リスクマネジメント体制の強化や、デジタルを活用した業務改革及び技術改革を推進する体制の整備等を実施した。

(組織図 資料33) (放送局等所在地 資料34)

平成29年12月に公表した「NHKグループ 働き方改革宣言」の実現に向けて、長時間労働に頼らない組織風土づくりを一層進め、リモートワーク制度を拡充するとともに、業務改善及び新たなワークスタイルの先進事例を共有するなど、多様な働き方の浸透・支援に取り組んだ。8月、令和元年に亡くなった男性管理職が労災と認定されたことを受けて、産業医による面接指導等の健康確保施策を強化した。

効率的な業務運営を図る観点から、業務委託基準等にのっとり、子会社等に対し、番組

制作、技術等の業務の一部を委託した。また、子会社及び関連会社との連結決算を実施し、中間連結財務諸表及び連結財務諸表として取りまとめ、ウェブサイトへの掲載により公表した。

子会社等を含む外部との取引については、競争性と透明性を高い水準で確保するため、6月、競争契約と随意契約の比率等の契約全体の状況を取りまとめ、公表した。

環境に配慮した経営の一環として、CO₂削減目標を定めた「NHK環境経営アクションプラン（2021－2023年度）」に基づき、地域放送局のオフィス照明のLED化工事を実施したほか、全局的な取り組みとしてコピー用紙や印刷物、プラスチックごみ等の削減を進めた。また、再生可能エネルギーの導入を進め、放送センターで使用を拡大した。5年3月、「NHK環境報告書2022」を公表した。

5 職 員

要員については、「NHK経営計画（2021－2023年度）」に基づき、本部各部署・拠点放送局の業務体制の見直しや、営業に関わる構造改革及び組織改正に伴う業務体制の見直し等により、合計538人の削減を行う一方、地域貢献強化・デジタルコンテンツ・サービス強化、新たな報道コンテンツ強化、新人層の育成強化等に538人の増員配置を行った。年度末の人員は10,175人であった。男女別構成比は男性78.0%、女性22.0%であった。平均年齢は41.7歳、平均勤続年数は17.9年であった。また、障害者の雇用率は2.42%であった。給与については、協会の財政状況も踏まえつつ、適正な水準を維持するよう決定した。（要員数の推移 資料35）

「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」に基づき、コンサルタントによる面談を実施するなど、女性のキャリア形成のための施策や環境整備を進めた。4年度の女性管理職の割合は12.0%であった。

職員の研修については、公共メディアの使命、コンプライアンス、職員倫理・公金意識を徹底する研修を継続して実施するとともに、自律的なキャリア形成やマネジメント力の向上、ダイバーシティ推進に資する研修を強化した。

第9章 内部統制に関する体制等及びその運用状況

協会の経営に関する基本的な事項の議決及び役員の職務の執行の監督を行う経営委員会、役員の職務の執行を監査する監査委員会、放送法第20条に定められた業務を執行する会長、副会長及び理事（以下「会長等」という。）は、放送法第29条に定められた協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての経営委員会議決、監査委員会の職務の執行のため必要な事項についての経営委員会議決及び当該議決に基づく定めを遵守してそれぞれの職務にあたった。

（内部統制関係議決 資料36）

1 コンプライアンス等に関する体制等及びその運用状況

（1）コンプライアンス及びリスクマネジメント体制

経営委員会は、役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、「経営委員会委員の服務に関する準則」、「会長、副会長および理事の服務に関する準則」、「職員の服務に関する準則」を決定している。

コンプライアンス及びリスクマネジメントの最高責任者である会長を委員長とするリスクマネジメント委員会は、NHKグループのコンプライアンスの維持運営及び推進に関する方針やリスクマネジメント推進の活動方針を策定し、それらを踏まえた施策の計画及び実施状況の確認を行った。リスクマネジメント室（10月まではリスク管理室）は、コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する業務を専門的に遂行した。リスクマネジメント室が中心となり、各職場で自律的にコンプライアンスの徹底やリスクマネジメントに取り組む体制の定着に努めた。また、会長等及び職員に「NHK倫理・行動憲章」及び「行動指針」を遵守させるため、研修等による意識啓発を図った。9月から11月までをコンプライアンス推進強化月間とし、健康を最優先に創造性を発揮できる職場環境の実現に向けた業務改革についての各職場での討議のほか、「倫理・行動憲章eラーニング」、「ITリスク診断」、業務プロセスのリスク抽出と評価・改善を行う「業務リスクの見える化」等の取り組みを実施した。あわせて、想定される業務上のリスクを適切に管理しているか点検し、必要な改善提案や改善状況の確認等を行った。

情報セキュリティ対策や個人情報保護のための情報管理については、情報セキュリティ委員会で策定した活動方針にのっとり、情報の安全かつ適切な管理を推進した。協会及び

子会社の役職員等へのeラーニング、標的型攻撃メールへの対応訓練等によりリテラシー向上を図るなど、NHKグループ全体の情報セキュリティレベル向上に努めた。また、協会及び子会社を対象にパーソナルデータの管理状況を点検するなど、個人情報の適切な取り扱いを推進した。

会長は、職務の執行状況等を四半期ごとに経営委員会に報告した。

「NHKグループ コンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する規程」に基づく内部通報制度を整備・運用し、問題の早期発見に努めるとともに、内部通報等を行った職員及び子会社の使用人等が当該通報をしたことにより不利益な取り扱いを受けない旨を周知徹底した。6月、改正公益通報者保護法の施行を受けて、同規程を改正した。また、内部通報の内容について監査委員会に報告した。

協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等が確認された場合は、直ちに監査委員に報告する体制をとった。

監査委員会は、定期的な会長等へのヒアリング、内部監査室からの内部監査結果の報告、リスクマネジメント室からのリスクマネジメント活動状況の報告等により、役員の職務の執行状況を把握した。

(2) 会長等の職務の執行に係る情報の保存及び管理

会長等の職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」に基づき、理事会等の資料を保存・管理するとともに、文書一覧表の更新を行った。

(3) 会長等の職務の執行が効率的に行われることの確保

経営委員会は、「NHK経営計画（2021－2023年度）」の修正、「令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画」を議決した。

会長は、副会長及び理事の職務分掌を定め、業務執行の決定権限を副会長及び理事に委譲した。副会長及び理事は、各部門、各職員の具体的目標、役割を設定し、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて協会全体としての経営目標の達成に努めた。会長は、業務の遂行状況を確認するとともに、目標の達成度評価を行い、職務の執行状況等を四半期ごとに経営委員会に報告した。

(4) 協会及びその子会社から成る集団の業務の適正の確保

ア 業務の適正を確保するための体制の構築、実施、運用等

協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制の構築、実施、運用等を内容とする子会社の運営に関する共通の基準として策定した「関連団体運営基準」の確実な運用を図っている。各子会社との間で、関連団体運営基準の遵守その他子会社との基本的関係等を定めた「基本契約」を締結している。会長は、次の①から⑧の事項を含め、子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等（取締役等）及び使用人の職務の執行に係る事項の協会への報告に関する体制、子会社の損失の危険の管理に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制を運用した。

- ① 会長は、子会社の管理にあたり、協会の経営に関する基本方針と、それに基づく業務運営の方針を子会社に対し周知徹底するため、会長と子会社の代表者が参加する連絡協議会を実施し、各子会社の代表者と意見・情報の交換及び協議を行った。
- ② 会長は、子会社の損失の危険の管理に関する体制並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、協会における体制と同水準のものとするようコンプライアンスの徹底と各子会社の内部規程の整備を指示するとともに、関連団体運営基準を遵守させた。
- ③ 会長は、業務の適正を確保するための体制の運用状況について、その概要を把握し必要に応じて改善を指導するため、各子会社から四半期ごとの報告を行わせた。
- ④ 内部監査室は、「内部監査・関連団体調査規程」等に基づき、子会社の業務が法令、定款その他諸規程に基づき適正に実施されているかという観点から、子会社の調査を実施した。
- ⑤ 子会社全般に関する事項を所掌するグループ経営戦略局は、子会社に関する基本的事項の決定や子会社に対する管理、子会社の業務の適正を確保するために管理を実施した。
- ⑥ 会長は、子会社ごとに事業を所管する協会の部局等を指定し、当該部局長と子会社役員によるマネジメント連絡会を実施するなど、子会社業務の適正を確保するための指導・監督を実施した。
- ⑦ 会長は、協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行を確保するため、放送法第22条の2の規定に基づき関連事業持株会社を設立し、関連事業持株会社の業務の適正を確保するための指導・監督を実施した。
- ⑧ 会長は、協会の職員を子会社5社の非常勤取締役に就かせた。また、協会の職員を子

会社11社に出向させ取締役にならせた。

- ⑨ 会長は、協会の職員をすべての子会社の非常勤監査役に就かせた。「関連団体運営基準」に基づき、子会社7社の常勤監査役に所要の知見を有する外部の者を就かせた。
- ⑩ 会長は、選定監査委員に対して、子会社の管理の状況等を定期的に報告した。
- ⑪ 会長等は、子会社の業務に関して、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、「関連団体運営基準」等に基づき、選定監査委員に直ちに報告する体制をとった。
- ⑫ 会長は、「NHKグループ コンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する規程」に基づく内部通報制度を整備・運用し、その運用状況について監査委員会に定期的に報告した。
- ⑬ 会長は、放送法第22条第4号の規定により出資した子会社の業務範囲について、放送法施行令第2条を踏まえて「関連団体運営基準」に定めこれを各子会社に遵守させるとともに、子会社の定款とその運用状況について監査法人による業務運営状況の調査を行い、業務範囲を逸脱しないよう指導する体制をとった。
- ⑭ 会長は、関連事業持株会社の業務範囲について、放送法第22条の2を踏まえて「関連団体運営基準」に定め、これを遵守するよう関連事業持株会社を指導する体制をとった。
- ⑮ 会長は、関連事業持株会社の子会社の業務範囲について、放送法施行令第2条を踏まえて「関連団体運営基準」に定め、それらの子会社がこれを遵守するよう関連事業持株会社に指導させる体制をとった。
- ⑯ 会長は、協会から子会社への業務委託について、放送法第23条の規定に基づく「業務委託基準」を定めるとともに、その適用範囲外の業務委託についても同様の基準を定め、それらに基づいて実施した。
- ⑰ 会長は、子会社の配当について、「関連団体運営基準」で各子会社の財務状況、事業計画、株主構成等を勘案したうえで実施するよう定めた配当方針に基づき、株主としての権利を行使した。
- ⑱ 会長は、子会社の組織、業務、財務に関する基礎的な情報について、「関連団体運営基準」等に定めるところにより広く一般に提供した。各子会社の取締役等に対する報酬の基準、事業計画、事業報告等、組織、業務、財務に関する基礎的な情報を協会のウェブサイトに掲載した。

イ 協会と子会社との取引

協会と子会社との取引の適正性の評価について、「関連団体運営基準」に基づき、協会と子会社との一定規模を超える取引の内訳・評価等をウェブサイトに掲載して公表した。

ウ 監査委員会による監査

監査委員会は、子会社の事業運営に関する会長等の職務執行の監査に際して、関係法令や定款、内部統制関係議決等に沿って適正に行われているかについて監査を実施した。監査にあたっては、子会社の代表者からの聴取を実施するなど、会長等の職務執行状況をより正確に把握するよう努めた。また、子会社の管理の状況等について、会長等から定期的に報告を受けた。その内容及びそれに対する意見は、経営委員会に報告した。

エ 経営委員会による監督

経営委員会は、子会社の事業運営についての会長等の職務執行に関して、関係法令や定款、内部統制関係議決等に沿って適正に行われるよう監督を実施した。

(5) 経営委員会事務局等

経営委員会事務局は、経営委員会の職務を補佐する機能として、会議の審議等に資する情報の収集、各委員への迅速な情報伝達、会長等からの付議事項の調査、インターネット活用業務実施基準の一部変更及び日本放送協会放送受信規約の一部変更の各認可申請並びにNHK経営計画（2021－2023年度）の修正の議決にあたっての意見募集の事務、「視聴者のみなさまと語る会」の開催準備等、経営委員会の事務を実施した。

会長は、経営委員会事務局の所属職員の人事異動・評価について、経営委員会の事前同意を得て実施した。

(6) 関連会社及び関連公益法人等への準用

協会の関連会社及び関連公益法人等について、コンプライアンス等に関する内部統制関係議決の一部を準用して体制を整備・運用した。

2 監査委員会等に関する体制等及びその運用状況

(1) 監査委員会への報告等

「監査委員会規程」に基づき、会長等又は職員が協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき等の監査委員会への報告については、確実かつ迅速に報告する体制をとった。

監査委員は、理事会・役員会、リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、又

は資料等を査閲した。

「関連団体運営基準」及び「監査委員会規程」等に基づき、子会社の取締役又は使用人等が協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに監査委員会に确实かつ迅速に報告する体制をとった。

「NHKグループ コンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する規程」等に基づき、協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等の内部通報を行った職員及び子会社の使用人等が当該通報をしたことを理由に一切の不利益な取り扱いを受けない内部通報制度を整備・運用し、通報をしたことを理由に一切の不利益な取り扱いを受けない旨を、協会及び子会社の役職員に対し研修等を通じて周知徹底した。あわせて、「内部監査・関連団体調査規程」に基づき、内部監査や監査委員会への報告等に携わったこと等を理由として不利益な取り扱いを受けない体制を整備・運用するとともに、報告等を行ったことを理由に不利益な取り扱いを受けない旨を周知徹底した。

(2) 監査委員の職務の執行に係る費用等

会長は、監査委員の職務の執行について生じた放送法第43条第2項に基づく費用等の請求に対しては、当該請求に係る費用等が監査委員の職務の執行に必要でないことを協会が証明した場合を除き、これに応じる体制をとった。

(3) 監査委員会の監査の実効性確保

監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、会長は監査委員会と定期的に情報交換を行った。内部監査室長は、内部監査の方針及び内部監査計画等の策定にあたって監査委員会と事前協議を行ったほか、「内部監査・関連団体調査規程」に基づき、協会の各部局や子会社の業務が法令、定款その他諸規程等に基づき適正に実施されているかという観点から内部監査及び子会社の調査を行い、その結果を監査委員会につど報告した。

放送法第77条第5項の選定監査委員は、会計監査計画、会計監査の状況、会計監査の結果等について、会計監査人からつど説明、報告を受けた。

「監査委員会規程」に定める内部監査室への指揮についての議決は無かった。

(4) 監査委員会事務局等

監査委員会事務局は、監査委員会の職務執行を補佐する機能として必要な専門的知識及

び能力を有する職員を配置し、監査委員会の指揮命令に従い、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、各委員への連絡等、監査委員会の事務の実施にあたった。

監査委員会は、専門的知識を有する外部の専門家の知見を活用するため、顧問弁護士等との間で定期的に意見交換を実施した。

監査委員会事務局の所属職員の人事異動・評価にあたり、会長は、監査委員会の事前同意を得て実施した。監査委員会事務局の所属職員は、監査委員会又は監査委員から指揮命令された業務に関して、会長等の指揮命令を受けることなく業務を行った。

第10章 財政の状況

1 資産、負債及び純資産

年度末における協会全体の資産総額は1兆2,973億19万円であり、負債総額は4,107億7,084万円、純資産総額は8,865億2,934万円であった。

一般勘定では、資産総額は1兆2,970億6,403万円で、前年度末1兆2,743億5,085万円に比し、227億1,317万円の増加であった。このうち流動資産は5,605億1,036万円で、資産総額の43.2%を占め、前年度末5,248億6,428万円に比し、356億4,607万円の増加であった。これは、有価証券の増加等によるものである。固定資産は5,672億3,444万円で、資産総額の43.7%を占め、前年度末5,801億6,734万円に比し、129億3,289万円の減少であった。これは、有形固定資産の減少等によるものである。特定資産は1,693億1,923万円で、資産総額の13.1%を占め、前年度末からの増減はなく同額のままであった。

負債総額は4,098億1,756万円で、前年度末4,134億1,098万円に比し、35億9,341万円の減少であった。このうち流動負債は2,413億9,085万円で、負債総額の58.9%を占め、前年度末2,427億386万円に比し、13億1,301万円の減少であった。これは、未払金の減少等によるものである。固定負債は1,684億2,671万円で、負債総額の41.1%を占め、前年度末1,707億712万円に比し、22億8,040万円の減少であった。これは、国際催事放送権料引当金の減少等によるものである。

純資産総額は8,872億4,646万円で、前年度末の8,609億3,987万円に比し、263億659万円の増加となった。これは、当期事業収支差金の発生によるものである。

有料インターネット活用業務勘定では、資産総額は7億5,682万円であり、その内容は主に流動資産である。負債総額は14億7,394万円であり、その内容は主に流動負債である。純資産総額は△7億1,712万円である。

受託業務等勘定では、資産総額は1億6,725万円であり、その内容は流動資産である。負債総額は1億6,725万円であり、その内容は流動負債である。

(資産、負債及び純資産(資本)の推移 資料37)

2 損益及びキャッシュ・フロー

(1) 損 益

協会全体の経常事業収入は6,972億7,599万円、経常事業支出は6,786億2,190万円、経常事業収支差金は186億5,408万円であった。経常事業外収入は70億7,491万円、経常事業外支出は1億7,289万円、経常事業外収支差金は69億201万円であった。経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金は255億5,609万円であった。これに、特別収入68億3,946万円、特別支出38億1,077万円を加減した当期事業収支差金は285億8,478万円であり、当期事業収支差金は事業収支剰余金である。

一般勘定では、経常事業収入は6,917億5,905万円、前年度7,001億8,302万円に比し、84億2,397万円の減少であった。これは、受信料収入の減少等によるものである。経常事業収入の内容は、受信料6,816億4,560万円、交付金収入37億6,234万円、副次収入63億5,109万円である。経常事業支出は6,753億8,314万円、前年度6,638億4,384万円に比し、115億3,930万円の増加であり、これは、国内放送費の増加等によるものである。経常事業支出の内容は、国内放送費3,193億8,526万円、国際放送費207億6,964万円、国内放送番組等配信費117億6,733万円、国際放送番組等配信費25億8,222万円、契約収納費417億1,540万円、受信対策費6億941万円、広報費58億2,381万円、調査研究費70億3,947万円、給与1,112億3,564万円、退職手当・厚生費495億1,705万円、共通管理費176億8,107万円、減価償却費781億5,747万円、未収受信料欠損償却費90億9,929万円である。以上により、経常事業収支差金は163億7,590万円であった。

経常事業外収入は70億7,490万円、前年度55億9,346万円に比し、14億8,144万円の増加であり、これは、雑収入の増加等によるものである。経常事業外収入の内容は、財務収入28億2,425万円及び雑収入42億5,065万円である。経常事業外支出は1億7,289万円、これは財務費である。以上により、経常事業外収支差金は69億200万円であった。

経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金は232億7,790万円であった。

これに、固定資産売却益等の特別収入68億3,946万円、固定資産除却損等の特別

支出３８億１，０７７万円を加減した当期事業収支差金は２６３億６５９万円である。この当期事業収支差金は事業収支剰余金であり、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越す。

有料インターネット活用業務勘定では、經常事業収入は５４億６，９３５万円、經常事業支出は３１億９，１１６万円、經常事業収支差金は２２億７，８１８万円であった。經常事業外収入は５千円であり、經常事業外収支差金も同額の５千円であった。經常事業収支差金に經常事業外収支差金を加えた經常収支差金は２２億７，８１８万円であり、当期事業収支差金も同額の２２億７，８１８万円である。この当期事業収支差金によって、欠損金は同額減少した。

受託業務等勘定では、經常事業収入は１１億６，２２２万円、經常事業支出は９億７，４９５万円、經常事業収支差金は１億８，７２６万円であった。当期事業収支差金は、經常事業収支差金と同額の１億８，７２６万円であり、この当期事業収支差金は一般勘定に繰り入れた。

（損益の推移 資料３８）

（２）キャッシュ・フロー

協会全体の事業活動によるキャッシュ・フローは９６３億９，６６４万円であり、これは、当期事業収支差金及び減価償却費の発生等により生じたものである。投資活動によるキャッシュ・フローは△９７６億４７７万円であり、これは、有価証券の取得等により生じたものである。財務活動によるキャッシュ・フローは△１０億６，４６７万円であり、これは、リース債務返済により生じたものである。

現金及び現金同等物の残高は、年度当初の１２３億１，４２５万円に比し、２２億７，２８０万円減少し、年度末では１００億４，１４５万円となった。

（キャッシュ・フロー 資料３９）

３ 収 支

一般勘定では、事業収入は６，９６５億７，４１３万円で、予算に対し、７５億７，０６２万円の超過となった。これは、受信料や前々年度以前受信料、固定資産売却益の増加等によるものである。事業支出は６，７０２億６，７５３万円で、１８７億３，５９７万円の予算残となった。これは、効率的な事業運営に努め、経費の削減に取り組んだこと等によるものである。事業収支差金は２６３億６５９万円となり、この全額を翌年度以降の財政安定のため繰り越すこととした。

減価償却資金受入れ等の資本収入は８２３億８，８９６万円、建設費、出資による資本支出は６９９億８，４３０万円であった。資本収支差金は１２４億４６６万円となり、この全額を翌年度以降の財政安定のため繰り越すこととした。

これにより、翌年度以降の財政安定のための繰越金は、前年度末２，２３１億７，００９万円に当年度の事業収支差金２６３億６５９万円と資本収支差金１２４億４６６万円を加え、年度末において２，６１８億８，１３５万円となった。

有料インターネット活用業務勘定では、事業収入は５４億６，９３５万円で、予算に対し、３億５，３２２万円の超過となった。事業支出は３１億９，１１６万円で、４８９万円の予算残となった。事業収支差金は２２億７，８１８万円となり、欠損金が同額減少した。また、資本収入及び資本支出は６６万円であった。

受託業務等勘定では、事業収入は１１億６，２２２万円で、予算に対し、５百円の超過となった。事業支出は９億７，４９５万円で、２万円の予算残となった。

（収入支出決算表 資料４０）（衛星放送に係る収入と経費の推移 資料４１）
（受信料、交付金収入等の推移 資料４２～４４）（業務別事業経費の推移 資料４５）

第 1 1 章 子会社等の概要

1 子会社等の概況

子会社等は、協会の業務を補完・支援することを基本とし、協会の業務の効率的推進、協会の資産・ノウハウの社会還元、これらを通じた協会財政への寄与を目的として、事業活動を行った。

年度末において、放送法第 2 1 条に定める子会社は 1 2 社、同法施行規則第 3 0 条第 1 1 号に定める関連会社は 4 社、関連公益法人等は 9 団体（健康保険組合を含む。）で、合わせて 2 5 団体であった。（子会社等系統図 資料 4 6）

子会社及び関連会社の 3 年度決算に基づく 4 年度配当総額は 3 1 億 3 千万円となった。このうち協会の受取額は 2 2 億 9 千万円であった。また、子会社等からの副次収入は 4 9 億 1 千万円であった。（子会社等の概要 資料 4 7）

2 子会社等の管理

中期経営計画の実現に向けた体制構築とガバナンス強化のため、グループ経営改革を進めた。また、改正放送法及びこれを受けて改正した内部統制関係議決に基づき、関連団体運営基準の改正を行った。

改正放送法第 2 2 条の 2 に基づく関連事業持株会社として、1 1 月、総務大臣による出資の認可を受け、1 2 月 1 日に株式会社 NHK メディアホールディングスを設立した。1 1 月に総務大臣の認定を受けた関連事業出資計画に基づき、同社は、株式会社 NHK エンタープライズ、株式会社 NHK エデュケーショナル、株式会社 NHK グローバルメディアサービス、株式会社 NHK プロモーション、株式会社 NHK アートの 5 社を子会社とした。

新たな財団グループの構築に向けて、1 1 月、一般財団法人 NHK サービスセンター、一般財団法人 NHK インターナショナル、一般財団法人 NHK エンジニアリングシステム、一般財団法人 NHK 放送研修センター、公益財団法人 NHK 交響楽団の 5 者は、一般財団法人 4 者を統合して一般財団法人 NHK 財団とし、公益財団法人 NHK 交響楽団をその子法人とする契約を締結した。（なお、5 年 4 月 1 日に統合及び子法人化が行われた。）

放送法及び総務省の「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」等を踏まえて、子会社等の事業活動の適正性や、適正性確保に向けた協会の取り組み

について、関連団体事業活動審査委員会が出された外部の有識者の意見を受け、その対応策と実施状況を監査委員会に報告するとともにウェブサイト公表した。関連団体事業活動審査委員会への意見、苦情等の申し立ては無かった。

このほか、外部監査法人による子会社等の業務運営状況調査を行った。また、子会社等が行う取引について、協会との取引、協会以外との取引の経理区分を確認するとともに協会との取引の適正性を検証する取り組みを行った。業務運営状況調査の結果と、協会と子会社等との一定規模を超える取引の内訳・評価等をウェブサイトに掲載して公表した。

(子会社、関連会社からの出資先 資料48)

3 出資、出捐

株式会社NHKメディアホールディングスの設立に際して、同社に対し27億円の出資を行った。

なお、放送番組を収集・保管し公衆に視聴させる事業等を行う公益財団法人放送番組センターに対し、5,659万5千円の出捐を行った。

(子会社等以外への出資 資料49)

第12章 その他

1 「NHK経営計画（2021－2023年度）」の修正

5年1月、スリムで強靱な「新しいNHK」を目指す構造改革の進捗状況等を踏まえ、「NHK経営計画（2021－2023年度）」の修正を行い、公表した。

これにより、感染症の拡大やウクライナ情勢等新たな課題を踏まえ、5つの重点項目のうち「安全・安心を支える」、「あまねく伝える」の内容を強化すること、5年10月からの地上契約及び衛星契約の受信料額を1割値下げすること、衛星波を5年度末に1波削減することを示した。
(5年1月修正部分 資料50)

2 新型コロナウイルス感染症対策に関する取り組み

新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定公共機関として、会長を本部長とする対策本部のもと、「日本放送協会 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づき、感染防止対策を徹底し、ニュース取材・番組制作、イベント・来館者対応、受信料の契約・収納業務等の事業を継続した。また、新型コロナウイルスワクチンについて、職員等を対象に職域接種を実施した。
(ガイドライン 資料51)

3 NHK受信料制度等検討委員会

会長の諮問機関であるNHK受信料制度等検討委員会は8回開催され、放送法改正等に伴う日本放送協会放送受信規約の一部変更や学生を対象とする免除の拡大等について審議・検討を行い、諮問に対する答申を行った。また、「次世代NHKに関する専門小委員会（第2次）」において、インターネット時代の公共性やアクセス機会の確保のあり方について検討を行った。

議事概要や会合資料はウェブサイトへの掲載により公表した。

(構成員名 資料52)

4 個人情報保護の取り組み

全国各部局及び子会社等の担当管理職を対象とした研修会等を実施し、個人情報の適切な取り扱いの徹底を図った。

年度内に受け付けた、協会が保有する個人情報の「開示等の求め」は2件で、いずれも

検討を終えた。開示等の求めへの対応状況については、四半期ごとに取りまとめ、ウェブサイトで公表した。（個人情報の開示等の状況 資料53）

協会が保有する個人情報漏えいのおそれのある事案の発生に際しては、ウェブサイトで事案の内容を公表する等、二次被害の防止措置を講じた。

5 非常災害対策

災害対策基本法等による指定公共機関として、災害に際して放送の送出及び受信の確保を図るため、日本放送協会防災業務計画等に基づき、災害時の動員計画及び連絡系統を確認し、防災設備の整備に当たるとともに、緊急初動体制や広域支援体制の確立に資する訓練を実施した。日本放送協会防災業務計画については、国の防災基本計画の変更に対応して、11月、一部を改正した。

6 武力攻撃事態等における国民の保護に関する取り組み

武力攻撃事態対処法等による指定公共機関として、日本放送協会国民保護業務計画に基づき、迅速な情報提供に資する緊急初動対応や連絡系統の確認、機器の点検を行った。

7 新型インフルエンザ等対策に関する取り組み

新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定公共機関として、日本放送協会新型インフルエンザ等対策業務計画に基づき、体制の整備、連絡系統の確認を行った。

8 放送文化賞の贈呈

放送事業の発展に寄与し、放送文化の向上に著しい功績のあった方に贈る日本放送協会放送文化賞（第74回）を、次の7氏に贈呈した。

くりはら	栗原	はるみ	（料理研究家）
つくい	きょうせい	津久井 教生	（声優・俳優）
てらにし	のぶかず	寺西 信一	（静岡大学電子工学研究所特任教授）
ほんじょう	ひでたろう	本 條 秀太郎	（三味線演奏家・作曲家）
みに	こうき	三 谷 幸 喜	（脚本家・演出家）
よし	あきら	吉 竹 顕 彰	（気象予報士・気象キャスター）
よし	かずこ	吉 行 和 子	（俳優）

9 放送法第20条第3項の業務の実施

協会の保有する施設・設備等の有効活用を図るとともに、副次収入の確保に資するため、放送法第20条第3項第1号の業務としてスタジオ・会議室の供用等を、第2号業務としてG7広島サミット開催に伴う国際放送センターの設置・運営の準備業務等を行った。

10 受託研修

独立行政法人国際協力機構からの委託により7か国18人に対し、一般社団法人日本民間放送連盟からの委託により国内の放送事業者31社48人に対し、研修（オンライン）を行った。

資 料 目 次

1	日本放送協会の沿革	7 5
2	テレビジョンの放送事項別放送時間及び比率（本部）	7 6
3	ラジオの放送事項別放送時間及び比率（本部）	7 8
4	テレビジョンのステレオ放送、字幕放送等の放送時間（本部）	7 9
5	地域放送番組放送時間	8 1
6	中央・地方放送番組審議会委員	8 2
7	テレビジョン国際放送の使用衛星	8 6
8	ラジオ国際放送の使用言語別放送区域	8 7
9	ラジオ国際放送の中継放送	8 8
1 0	ラジオ国際放送の使用衛星	8 9
1 1	ラジオ国際放送の放送事項別放送時間及び比率	9 0
1 2	国際放送番組審議会委員	9 1
1 3	インターネット活用業務審査・評価委員会委員	9 2
1 4	放送文化研究委員会委員	9 3
1 5	放送受信契約の種別及び受信料額	9 4
1 6	支払率の推移	9 5
1 7	都道府県別放送受信契約件数	9 6
1 8	種類別免除契約件数	9 7
1 9	放送受信契約件数（有料）の推移	9 8
2 0	支払区分別放送受信契約件数の推移	9 9
2 1	每期・前払別放送受信契約件数の推移	1 0 0
2 2	特例の利用件数	1 0 1
2 3	放送法に基づき提供している文書	1 0 2
2 4	N H K 情報公開・個人情報保護審議委員会委員	1 0 4
2 5	情報開示の状況（令和 4 年度）	1 0 5
2 6	業務に関して寄せられた意見の件数	1 0 6
2 7	放送局（地上放送）の概要	1 0 7
2 8	放送局（地上放送）運用局数の推移	1 0 8
2 9	放送技術審議会委員	1 0 9

3 0	放送技術研究委員会委員	1 1 0
3 1	経営委員会委員の経歴	1 1 1
3 2	会長、副会長、理事の経歴	1 1 3
3 3	組織図	1 1 5
3 4	放送局等所在地	1 1 6
3 5	要員数の推移	1 1 8
3 6	内部統制関係議決	1 1 9
3 7	資産、負債及び純資産（資本）の推移	1 2 5
3 8	損益の推移	1 2 9
3 9	キャッシュ・フロー	1 3 3
4 0	収入支出決算表	1 3 4
4 1	衛星放送に係る収入と経費の推移	1 3 8
4 2	受信料、収納率等の推移	1 3 8
4 3	交付金収入の推移	1 3 9
4 4	副次収入の推移	1 4 0
4 5	業務別事業経費の推移	1 4 1
4 6	子会社等系統図	1 4 2
4 7	子会社等の概要	1 4 3
4 8	子会社、関連会社からの出資先（議決権保有割合 3 % 以上）	1 4 7
4 9	子会社等以外への出資	1 4 8
5 0	「NHK経営計画（2021－2023年度）」（5年1月修正部分）	1 4 9
5 1	新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン	1 5 1
5 2	NHK受信料制度等検討委員会構成員	1 5 3
5 3	個人情報の開示等の状況（令和4年度）	1 5 4

（注） 資料37から資料45に記載の金額については、単位未満の端数を切り捨てて表示している。

(資料 1)

日 本 放 送 協 会 の 沿 革

大正14年	社団法人東京放送局（3月）、同大阪放送局（6月）、同名古屋放送局（7月）がラジオ放送開始
大正15年 8 月	3放送局が合併し、社団法人日本放送協会発足
昭和 6 年 4 月	ラジオ第 2 放送開始
昭和10年 6 月	海外放送（ラジオ国際放送）開始
昭和25年 6 月	放送法に基づく日本放送協会設立 〔 社団法人日本放送協会は解散し、その一切の権利義務、財産を承継。 設立に際し、国の出資は受けていない。 〕
昭和27年 2 月	ラジオ国際放送再開
昭和28年 2 月	総合テレビジョン開始
昭和34年 1 月	教育テレビジョン開始
昭和35年 9 月	テレビジョン放送カラー化開始
昭和44年 3 月	F M放送開始
昭和47年10月	東京都渋谷区に放送センター本館完成（48年 7 月、千代田区から移転完了）
昭和57年12月	テレビジョン音声多重放送開始
昭和60年11月	テレビジョン文字多重放送開始
平成元年 6 月	衛星第 1 テレビジョン、第 2 テレビジョン開始
平成 6 年11月	ハイビジョン実用化試験放送開始
平成 7 年 4 月	テレビジョン国際放送開始
平成 8 年 3 月	F M文字多重放送開始
平成12年12月	衛星デジタルテレビジョン（衛星ハイビジョン放送、衛星第 1 放送、衛星第 2 放送）、アナログ衛星ハイビジョン放送開始
平成15年12月	地上デジタルテレビジョン放送開始（デジタル総合放送、デジタル教育放送）
平成19年 3 月	F M文字多重放送終了
平成19年10月	アナログ衛星ハイビジョン放送終了
平成23年 4 月	衛星放送 2 波化（B S 1、B S プレミアム）
平成23年 7 月	衛星アナログテレビジョン放送終了 地上アナログテレビジョン放送終了（岩手県、宮城県、福島県を除く）
平成24年 3 月	地上アナログテレビジョン放送終了（岩手県、宮城県、福島県）
平成30年12月	B S 4 K、B S 8 K 放送開始

〔 設立根拠法：放送法 〕
〔 主 管 省：総務省 〕

(資料 2)

テレビジョンの放送事項別放送時間及び比率 (本部)

(総合テレビジョン)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 2,101・14	時間 分 909・01	時間 分 3,915・38	時間 分 1,764・29	時間 分 8,690・22
1 週間平均	40・18	17・26	75・06	33・50	166・40
比 率	24.2%	10.5%	45.0%	20.3%	100.0%

1 か月平均放送時間 7 2 4 時間 1 2 分 1 日平均放送時間 2 3 時間 4 9 分
(マルチ編成を年間 2 1 時間 4 2 分実施)

(教育テレビジョン)

放送事項	教 養	教 育	報 道	合 計
年間放送時間	時間 分 1,484・46	時間 分 5,499・23	時間 分 261・39	時間 分 7,245・48
1 週間平均	28・29	105・28	5・01	138・58
比 率	20.5%	75.9%	3.6%	100.0%

1 か月平均放送時間 6 0 3 時間 4 9 分 1 日平均放送時間 1 9 時間 5 1 分
(マルチ編成を年間 2 2 5 時間 1 9 分実施)

(BS 1)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 3,260・05	時間 分 1,242・12	時間 分 3,470・42	時間 分 786・02	時間 分 8,759・01
1 週間平均	62・31	23・49	66・34	15・05	167・59
比 率	37.2%	14.2%	39.6%	9.0%	100.0%

1 か月平均放送時間 7 2 9 時間 5 5 分 1 日平均放送時間 2 4 時間 0 0 分
(マルチ編成を年間 6 2 3 時間 1 7 分実施)

(BS プレミアム)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 5,014・12	時間 分 822・21	時間 分 210・29	時間 分 2,712・58	時間 分 8,760・00
1 週間平均	96・10	15・46	4・02	52・02	168・00
比 率	57.2%	9.4%	2.4%	31.0%	100.0%

1 か月平均放送時間 7 3 0 時間 0 0 分 1 日平均放送時間 2 4 時間 0 0 分

(B S 4 K)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 3,455・30	時間 分 420・57	時間 分 676・55	時間 分 2,134・42	時間 分 6,688・04
1週間平均	66・16	8・05	12・59	40・56	128・16
比 率	51.7%	6.3%	10.1%	31.9%	100.0%

1 か月平均放送時間 5 5 7 時間 2 0 分 1 日平均放送時間 1 8 時間 1 9 分

(B S 8 K)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 3,261・48	時間 分 510・25	時間 分 200・38	時間 分 480・44	時間 分 4,453・35
1週間平均	62・33	9・48	3・51	9・13	85・25
比 率	73.2%	11.5%	4.5%	10.8%	100.0%

1 か月平均放送時間 3 7 1 時間 0 8 分 1 日平均放送時間 1 2 時間 1 2 分

(資料 3)

ラジオの放送事項別放送時間及び比率（本部）

(第 1 放送)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 1,962・14	時間 分 353・03	時間 分 4,750・39	時間 分 1,694・04	時間 分 8,760・00
1 週間平均	37・38	6・46	91・07	32・29	168・00
比 率	22.4%	4.0%	54.3%	19.3%	100.0%

1 か月平均放送時間 7 3 0 時間 0 0 分 1 日平均放送時間 2 4 時間 0 0 分

(第 2 放送)

放送事項	教 養	教 育	報 道	合 計
年間放送時間	時間 分 1,030・43	時間 分 4,722・26	時間 分 993・31	時間 分 6,746・40
1 週間平均	19・46	90・34	19・03	129・23
比 率	15.3%	70.0%	14.7%	100.0%

1 か月平均放送時間 5 6 2 時間 1 3 分 1 日平均放送時間 1 8 時間 2 9 分

(F M 放送)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 3,408・03	時間 分 712・00	時間 分 1,307・18	時間 分 3,233・04	時間 分 8,660・25
1 週間平均	65・22	13・39	25・04	62・00	166・05
比 率	39.4%	8.2%	15.1%	37.3%	100.0%

1 か月平均放送時間 7 2 1 時間 4 2 分 1 日平均放送時間 2 3 時間 4 4 分

(資料 4)

テレビジョンのステレオ放送、字幕放送等の放送時間（本部）

1 ステレオ放送、2 か国語放送、解説放送

		ステレオ放送	2 か国語放送	解説放送
		時間 分	時間 分	時間 分
総合 テレビジョン	年間放送時間	5,038・57 (注 1～3)	1,023・58 (注 2)	1,358・22 (注 3)
	1 週 間 平 均	96・38	19・38	26・03
教育 テレビジョン	年間放送時間	7,098・54 (注 4～6)	384・05 (注 5)	1,432・33 (注 6)
	1 週 間 平 均	136・09	7・22	27・28
B S 1	年間放送時間	6,435・50 (注 7～9)	3,091・41 (注 8)	188・42 (注 9)
	1 週 間 平 均	123・26	59・18	3・37
B S プレミアム	年間放送時間	8,428・52 (注10～12)	215・24 (注 11)	797・40 (注 12)
	1 週 間 平 均	161・39	4・08	15・18
B S 4 K	年間放送時間	6,686・00 (注13～15)	1,032・49 (注 14)	493・17 (注 15)
	1 週 間 平 均	128・13	19・48	9・28
B S 8 K	年間放送時間	4,452・36 (注16～18)	14・08 (注 17)	441・02 (注 18)
	1 週 間 平 均	85・24	0・16	8・27

(注 1) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は277時間06分。

(注 2) このうち、ステレオ2 か国語放送は350時間08分。

(注 3) このうち、ステレオ解説放送は1,292時間28分。

(注 4) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は159時間16分。

(注 5) このうち、ステレオ2 か国語放送は380時間00分。

(注 6) このうち、ステレオ解説放送は1,432時間33分。

(注 7) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は77時間27分、5.1サラウンドステレオ+ステレオ放送は51時間25分。

(注 8) このうち、ステレオ2 か国語放送は1,716時間09分。

(注 9) このうち、ステレオ解説放送は188時間42分。

(注10) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は229時間00分。

(注11) このうち、ステレオ2 か国語放送は195時間09分。

(注12) このうち、ステレオ解説放送は795時間10分、5.1サラウンドステレオ+解説放送は2時間30分。

(注13) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は657時間58分、22.2マルチチャンネル放送は142時間36分。

(注14) このうち、ステレオ2 か国語放送は998時間16分、5.1サラウンドステレオ+ステレオ2 か国放送は32時間55分。

(注15) このうち、ステレオ解説放送は419時間20分、5.1サラウンドステレオ+ステレオ解説放送は68時間02分、22.2マルチチャンネル+ステレオ解説放送は5時間55分。

(注16) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は1,641時間44分、22.2マルチチャンネル放送は1560時間02分。

(注17) このうち、ステレオ2 か国語放送は1時間14分、5.1サラウンドステレオ2 か国+ステレオ2 か国放送は12時間30分。

(注18) このうち、ステレオ解説放送は116時間20分、5.1サラウンドステレオ+ステレオ解説放送は270時間27分、22.2マルチチャンネル+ステレオ解説放送は54時間15分。

2 字幕放送

	年間放送時間	1 週間平均
総合テレビジョン	時間 分 7,303・59	時間 分 140・05
教育テレビジョン	5,909・57	113・20
B S 1	3,441・58	66・01
B S プレミアム	6,084・00	116・41
B S 4 K	5,376・03	103・06
B S 8 K	3,204・22	61・27

3 データ放送

		年間放送時間	1 週間平均
総合テレビジョン	独立型	時間 分 8,690・22	時間 分 166・40
	連動型	209・10	4・01
教育テレビジョン	独立型	7,245・48	138・58
	連動型	372・05	7・08
B S 1	独立型	8,759・01	167・59
	連動型	61・17	1・11
B S プレミアム	独立型	8,760・00	168・00
	連動型	48・46	0・56
B S 4 K	独立型	6,688・04	128・16
	連動型	4・20	0・05
B S 8 K	独立型	4,453・35	85・25
	連動型	4・20	0・05

(参考) 字幕放送番組放送時間の推移

年 度		平成 3 0	令和 元	2	3	4
系 統		時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
総合 テレビジョン	年間放送時間	6,832・18	6,851・11	6,859・00	7,003・09	7,303・59
	1 週間平均	131・02	131・02	131・33	134・18	140・05
教育 テレビジョン	年間放送時間	5,301・00	5,411・31	5,585・45	5,785・28	5,909・57
	1 週間平均	101・40	103・30	107・07	110・57	113・20
B S 1	年間放送時間	1,727・16	2,739・36	3,114・52	3,399・59	3,441・58
	1 週間平均	33・08	52・24	59・44	65・12	66・01
B S プレミアム	年間放送時間	5,778・29	5,896・02	5,898・04	6,235・09	6,084・00
	1 週間平均	110・49	112・46	113・07	119・35	116・41
B S 4 K	年間放送時間	1,677・08	5,147・20	5,116・37	5,276・36	5,376・03
	1 週間平均	97・01	98・27	98・08	101・12	103・06
B S 8 K	年間放送時間	974・25	2,624・22	2,767・23	2,599・08	3,204・22
	1 週間平均	56・22	50・12	53・04	49・51	61・27
4K・8Kスーパー ハイビジョン試験放送	年間放送時間	296・56	—	—	—	—
	1 週間平均	18・14	—	—	—	—

(資料 5)

地 域 放 送 番 組 放 送 時 間

(テレビジョン) (注)

局 名	年間放送時間	1 日平均
	時間 分	時間 分
本部(東京)	897・05	2・27
大 阪	1,170・29	3・12
名 古 屋	963・48	2・38
広 島	919・43	2・31
福 岡	899・08	2・28
仙 台	942・56	2・35
札 幌	973・02	2・40
松 山	870・39	2・23
全国平均 (51局)	940・27	2・35

(注) 総合テレビジョンと教育テレビジョンの合計時間。

(ラジオ第1放送)

局 名	年間放送時間	1 日平均
	時間 分	時間 分
本部(東京)	998・08	2・44
大 阪	992・07	2・43
名 古 屋	897・01	2・27
広 島	877・10	2・24
福 岡	842・22	2・18
仙 台	863・34	2・22
札 幌	843・25	2・19
松 山	869・06	2・23
全国平均 (42局)	867・38	2・23

(FM放送)

局 名	年間放送時間	1 日平均
	時間 分	時間 分
本部(東京)	466・35	1・17
大 阪	454・39	1・15
名 古 屋	451・23	1・14
広 島	456・47	1・15
福 岡	486・28	1・20
仙 台	486・10	1・20
札 幌	457・42	1・15
松 山	444・21	1・13
全国平均 (54局)	471・33	1・18

(資料6)

中央・地方放送番組審議会委員

(令和5年3月31日現在)

◎ 委員長

○ 副委員長

中央放送番組審議会

秋 田 正 紀	(松屋取締役会長兼取締役会議長)
秋 本 可 愛	(B l a n k e t 代表取締役)
小 沢 秀 行	(朝日新聞社論説副主幹)
尾 上 紫	(日本舞踊家、女優)
◎ 國 土 典 宏	(国立国際医療研究センター理事長)
崎 村 夏 彦	(O p e n I D F o u n d a t i o n 理事長)
○ 佐 倉 統	(東京大学大学院情報学環教授、 理化学研究所革新知能統合研究センターチームリーダー)
椎 木 里 佳	(AMF 代表取締役社長)
柴 田 岳	(読売新聞大阪本社代表取締役社長)
末 富 芳	(日本大学文理学部教授)
仲 條 亮 子	(グーグル執行役員、Y o u T u b e 日本代表)
萩 原 智 子	(日本水泳連盟理事、シドニー五輪競泳日本代表)
橋 本 麻 里	(永青文庫副館長)
馬 場 利 彦	(全国農業協同組合中央会専務理事)
安河内 賢 弘	(J A M 会長)

関東甲信越地方放送番組審議会

飯 島 禎 典	(湊興専務取締役)
石 塚 愛	(横浜市立大学附属病院チャイルド・ライフ・スペシャリスト)
○ 泉 田 佑 子	(書家)
今 村 久 美	(カタリバ代表理事)
◎ 尾 形 玲 子	(養蜂家、ひふみ養蜂園代表取締役)
坂 内 剛 至	(ネイチャープラネット代表取締役)
田 中 裕 子	(さいたま市岩槻人形博物館館長)
中 村 敬太郎	(前橋園芸代表取締役社長)

吉 田 千 秋 (ひたちなか海浜鉄道代表取締役)

近 畿 地 方 放 送 番 組 審 議 会

安 達 え み (榎代表)

生 駒 京 子 (関西経済同友会代表幹事)

井 上 信太郎 (善兵衛代表取締役)

○ 黒 木 麻 実 (全国消費生活相談員協会常務理事)

佐 伯 順 子 (同志社大学社会学部教授)

◎ 笹 岡 隆 甫 (華道末生流笹岡三代家元)

徳 永 恭 子 (神戸新聞社経営企画局長兼資産活用室長)

藤 本 真 一 (阪神淡路大震災 1 . 1 7 希望の灯り代表理事)

堀 江 尚 子 (くさつ未来プロジェクト代表)

前 川 卓 也 (大阪大学大学院情報科学研究科准教授)

山 本 篤 (プロ陸上競技選手)

中 部 地 方 放 送 番 組 審 議 会

稲 垣 貴 彦 (若鶴酒造代表取締役 C E O)

遠 藤 英 俊 (名城大学特任教授)

大 西 かおり (大杉谷自然学校校長)

岡 安 大 助 (中日新聞社取締役)

○ 榊 原 陽 子 (マザーリーフ代表取締役)

成 島 洋 子 (静岡県舞台芸術センター芸術局長)

◎ 平 本 督太郎 (金沢工業大学 S D G s 推進センター所長)

廣 田 憲 吾 (愛知県農業協同組合中央会常務理事)

水 口 実 穂 (Co-working&Community Space K.I.T 運営代表)

安 井 香 一 (東邦ガス相談役)

リム リー ワ (岐阜大学工学部教授)

中 国 地 方 放 送 番 組 審 議 会

◎ 安 彦 恵里香 (S o c i a l B o o k C a f e ハチドリ舎店主)

伊 澤 大 介 (森の国代表取締役社長)

- 石 橋 千賀良 (七草農園代表)
- 岩 崎 誠 (中国新聞社論説主幹)
- 笠 原 浩 (広島市立大学芸術学部デザイン工芸学科教授)
- 河 本 清 順 (シネマ尾道代表理事)
- 原 田 尚 美 (やまぐちシールドル代表)
- 平 野 真里香 (平野屋営業本部長)
- 福 安 佳 子 (鳥取大学非常勤講師)
- 松 浦 奈津子 (A r c h i s 代表取締役社長)
- まつもと ゆきひろ (R u b y アソシエーション理事長)
- 薬師寺 明 子 (美作大学生生活科学部社会福祉学科准教授)

九州沖縄地方放送番組審議会

- 乾 眞 寛 (福岡大学スポーツ科学部教授)
- いのうえ ちず (雑誌モモト編集長)
- 大 館 真 晴 (宮崎県立看護大学教授)
- 楠 田 喜 隆 (雲仙きのこ本舗常務取締役)
- 久保田 正 廣 (西日本新聞社論説委員長)
- 西 野 友季子 (ニュー西野ビル代表取締役)
- ◎ 古 莊 貴 敏 (古莊本店代表取締役社長)
- 吉 島 夕莉子 (吉島伸一鍋島緞通5代目技術継承者 デザイナー)
- 吉 水 請 子 (極東ファディ取締役商品経営本部本部長)

東北地方放送番組審議会

- 丑 田 香 澄 (ドゥーラ協会理事)
- 佐々木 裕 司 (東北電力常務執行役員)
- ◎ 佐 藤 勘三郎 (ホテル佐勘代表取締役社長)
- 佐 藤 多 恵 (シンガーソングライター)
- 武 田 靖 子 (ジョイン専務取締役)
- 永 井 温 子 (R i d u n 代表取締役)
- 南 條 和 恵 (仙台大学柔道部女子監督)
- 前 川 直 哉 (福島大学教育推進機構高等教育企画室特任准教授)

松 沢 卓 生 (松沢漆工房代表取締役)
宮 川 宏 (河北新報社論説委員会委員長)

北海道地方放送番組審議会

伊 藤 翔 太 (トリプルワン代表取締役)
乾 ル カ (小説家)
◎ 今 村 江 穂 (子どもと文化のひろば ふれいおん・とかち理事長)
○ 金 山 準 (北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院教授)
倉 本 ひと恵 (オホーツクベアグル代表)
笹 森 琴 絵 (酪農学園大学農食環境学群特任准教授)
清 水 貴 子 (地酒のまるしん商店店長)
鍋 谷 雪 子 (N a b e y a 専務取締役)
西 田 一 博 (厚岸清掃社代表取締役)
西 村 卓 也 (北海道新聞社論説主幹)
船 山 大 介 (N o L i m i t s 理事長)

四国地方放送番組審議会

阿 部 和 孝 (松山市農業協同組合代表理事組合長)
金 行 亜 弥 (愛媛新聞社論説委員室委員)
上 月 康 則 (徳島大学環境防災研究センター長)
小 松 圭 子 (はたやま夢楽代表取締役社長)
田 井 ノエル (小説家)
◎ 半 井 真 司 (四国旅客鉄道代表取締役会長)
前 本 千 恵 (三浦工業ミウラート・ヴィレッジ(三浦美術館)学芸員)
三 木 千佳子 (徳島県邦楽協会会長)
皆 見 信 博 (パラ卓球選手)
○ 三 好 賢 治 (伊予銀行代表取締役頭取)
村 上 健太郎 (砂浜美術館理事長)

(資料 7)

テレビジョン国際放送の使用衛星

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

	衛 星	対象地域
邦人 向け 放送	インテルサット 19、20、21 号機	世界全域
	ティー 10 号機	北米
	ユーテルサット ホットバード 13C 号機	欧州・中東・北アフリカ
外国人 向け 放送	インテルサット 19、20、21 号機	世界全域
	オプタス 10 号機	オーストラリア
	ナイルサット 201 号機	中東・北アフリカ
	アストラ 1KR 号機	北欧・東欧
	アストラ 2G 号機	イギリス及びアイルランド
	ユーテルサット ホットバード 13C 号機	欧州・中東・北アフリカ
	トルコサット 4A 号機	トルコ
	エスイーエス 3 号機	アメリカ合衆国
	アジアサット 7 号機	アジア全域
	ユーテルサット 36C 号機	ロシア（ウラル以西）
	ビナサット 1 号機	ベトナム
	アプスター 7 号機	ミャンマー
	エスイーエス 4 号機	アフリカ（南アフリカを除くサハラ以南）
	エスイーエス 5 号機	ケニア、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、マラウイ
	コリアサット 5A 号機	モンゴル
	ヘラスサット 3 号機	ザンビア
	エスイーエス 7 号機	インドネシア及び東ティモール、フィリピン
	エスイーエス 9 号機	フィリピン
	バンガバンドゥサテライト 1 号機	バングラデシュ
	エイビーエス 2A 号機	インドネシア
	テルスター 18 号機バンテージ	モンゴル
	ホライゾンズ 2 号機	タイ
	ビナサット 2 号機	ベトナム
	ラオサット 1 号機	カンボジア
	タイコム 6 号機	ミャンマー
	ティー 10 号機	北米
	ユーテルサット 36B 号機	アフリカ（南アフリカを除くサハラ以南）
	ユーテルサット 7C 号機	アフリカ東部、ガーナ、シエラレオネ
	ブルガリアサット 1 号機	ブルガリア
	ジーサット 30 号機	インド
	アズールスペース 2 号機	スリランカ
	エスイーエス 12 号機	スリランカ
	インテルサット 20 号機	アフリカ南部

(資料 8)

ラジオ国際放送の使用言語別放送区域 (短波・中波・超短波)

邦人向け (1 言語 1 4 区域)

使用言語	放送区域
日本語	中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、 朝鮮半島、アジア大陸 (北部)、アジア大陸 (中部)、東アジア、 アジア大陸 (南部)、フィリピン・インドネシア、 東南アジア、南西アジア、豪州・ニュージーランド

外国人向け (1 5 言語 1 2 区域)

使用言語	放送区域
英語	欧州、アフリカ、アジア大陸 (南部)、極東ロシア※、 フィリピン・インドネシア、東南アジア
中国語 朝鮮語	朝鮮半島、アジア大陸 (北部)、アジア大陸 (中部)、東アジア
ロシア語	欧州、極東ロシア
インドネシア語 タイ語 ベトナム語 ビルマ語	アジア大陸 (南部)、フィリピン・インドネシア、 東南アジア
ベンガル語 ヒンディー語 ウルドゥー語	南西アジア
フランス語	アフリカ
ペルシャ語 アラビア語	中東・北アフリカ
スワヒリ語	アフリカ

※ 前期のみ (令和4年3月27日午前10時～令和4年10月30日午前10時)

(資料 9)

ラジオ国際放送の中継放送

(単位 時間：分)

海外中継	放送時間※	備考
フランス中継 (短波)	14:10	前期土・日は4時間42分 前期土・日は2時間21分 前期月・土は2時間41分、日は2時間42分
中米	2:00	
中東・北アフリカ	4:40	
アフリカ (中部)	2:20	
アフリカ (西部)	2:40	
アフリカ (南部)	2:30	
ドイツ中継 (短波)	0:20	前期土・日は21分
欧州	0:20	
インドネシア中継 (超短波)	0:30	土・日は21分
東南アジア (インドネシア)	0:30	
ヨルダン川西岸中継 (超短波)	0:20	前期月・日は21分
中東・北アフリカ (ヨルダン川西岸)	0:20	
バングラデシュ中継 (超短波)	0:30	
南西アジア (バングラデシュ)	0:30	
タンザニア中継 (超短波)	0:30	
アフリカ (東部・タンザニア)	0:30	
リトアニア中継 (中波)	1:40	前期月・土は1時間41分、日は1時間42分 後期は1時間10分
欧州	1:40	
タジキスタン中継 (中波)	0:40	前期月・日は21分 前期月・日は21分
中東・北アフリカ	0:20	
南西アジア	0:20	

※「放送時間」の対象期間は、前期：令和4年3月27日午前10時～令和4年10月30日午前10時、後期：令和4年10月30日午前10時～令和5年3月26日午前10時（いずれも日本時間）。

(資料 10)

ラジオ国際放送の使用衛星

	衛 星	対象地域	言語
邦人 向け 放送	インテルサット 19、20、21号機	世界全域	日本語
外国人 向け 放送	インテルサット 19、20、21号機	世界全域	英語 中国語 朝鮮語 ロシア語 インドネシア語 タイ語 ベトナム語 ビルマ語 ベンガル語 ヒンディー語 ウルドゥー語 フランス語 ペルシャ語 アラビア語 スワヒリ語 スペイン語 ポルトガル語
	バドル4号機	中東・北アフリカ	英語 中国語 朝鮮語 ロシア語 インドネシア語 タイ語 ベトナム語 ビルマ語 ベンガル語 ヒンディー語 ウルドゥー語 フランス語 ペルシャ語 アラビア語 スワヒリ語 スペイン語 ポルトガル語
	ナイルサット201号機	北アフリカ	アラビア語
	ユーテルサット ホットバード13B号機	欧州 (中東・北アフリカ の一部地域を含む)	ペルシャ語 アラビア語
	アプスター5C号機	極東ロシア アジア大陸 東南アジア 南西アジア	英語 中国語 朝鮮語 ロシア語 インドネシア語 タイ語 ベトナム語 ベンガル語 ヒンディー語 ウルドゥー語

※ 令和5年3月26日午前10時（日本時間）現在

(資料 1 1)

ラジオ国際放送の放送事項別放送時間及び比率

年間放送事項 放送時間 使用言語	報 道	インフォメーション	娛 楽	計	1 日平均 放送時間
日 本 語	時間 分 5,705・28	時間 分 2,967・17	時間 分 87・15	時間 分 8,760・00	時間 分 24・00
英 語	3,669・17	283・44	－	3,953・01	10・49
中 国 語	785・40	248・30	－	1,034・10	2・50
朝 鮮 語	789・19	250・56	－	1,040・15	2・51
ロ シ ア 語	690・42	171・28	－	862・10	2・21
インドネシア語	691・07	243・14	－	934・22	2・33
タ イ 語	504・57	162・38	－	667・36	1・49
ベ ト ナ ム 語	261・21	58・14	－	319・36	0・52
ビ ル マ 語	427・36	119・54	－	547・30	1・30
ベ ン ガ ル 語	570・08	159・52	－	730・00	2・00
ヒ ン デ ィ ー 語	411・34	158・22	－	569・57	1・33
ウ ル ド ウ ー 語	364・02	126・41	－	490・44	1・20
フ ラ ン ス 語	321・25	156・16	－	477・42	1・18
ペ ル シ ャ 語	365・57	156・58	－	522・56	1・25
ア ラ ビ ア 語	685・27	282・58	－	968・25	2・39
ス ワ ヒ リ 語	507・36	222・24	－	730・00	2・00
ス ペ イ ン 語	323・12	93・48	－	417・00	1・08
ポ ル ト ガ ル 語	196・01	43・40	－	239・42	0・39
計	17,270・52	5,906・59	87・15	23,265・06	63・44
比 率 (%)	74.2%	25.4%	0.4%	100%	

(1 分未満切り捨て)

国際放送番組審議会委員

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

◎ 委員長

○ 副委員長

遠 藤 乾 (国際政治学者、東京大学大学院法学政治学研究科教授)

○ 阪 田 恭 代 (神田外語大学グローバル・リベラルアーツ学部教授)

坂 野 晶 (ゼロ・ウェイスト・ジャパン代表理事)

佐 藤 たまき (古生物学者、神奈川大学理学部生物科学科教授)

杉 山 晋 輔 (早稲田大学特命教授、前駐米大使)

◎ 永 井 均 (歴史学者、広島市立大学広島平和研究所教授)

中 曾 宏 (大和総研理事長)

中 村 勇 吾 (インターフェースデザイナー、t h a l t d. 代表)

仲 本 千 津 (社会起業家、R I C C I E V E R Y D A Y 代表取締役 C O O)

新 浪 剛 史 (サントリーホールディングス代表取締役社長)

村 上 由美子 (M P o w e r P a r t n e r s ゼネラル・パートナー)

(資料 13)

インターネット活用業務審査・評価委員会委員

(令和5年3月31日現在)

◎ 座 長

大久保 直 樹 (学習院大学法学部教授)

黒 田 敏 史 (東京経済大学経済学部准教授)

齊 藤 愛 (千葉大学大学院社会科学研究院教授)

◎ 白 山 真 一 (公認会計士、上武大学ビジネス情報学部教授)

(資料14)

放送文化研究委員会委員

(令和5年3月31日現在)

吉 川 徹	(大阪大学大学院人間科学研究科教授)
佐 藤 卓 己	(京都大学大学院教育学研究科教授)
鈴 木 秀 美	(慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授)
武 田 徹	(専修大学文学部教授)
中 橋 雄	(日本大学文理学部教育学科教授)
藤 代 裕 之	(法政大学社会学部メディア社会学科教授)

放送受信契約の種別及び受信料額

1 放送受信契約の種別

- 地上契約 地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
- 衛星契約 衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
- 特別契約 地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

2 受信料額

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,225円	7,015円	13,650円
	継続振込等	1,275円	7,300円	14,205円
衛星契約	口座・クレジット	2,170円	12,430円	24,185円
	継続振込等	2,220円	12,715円	24,740円
特別契約	口座・クレジット	955円	5,475円	10,650円
	継続振込等	1,005円	5,760円	11,205円

(沖縄県の区域)

地上契約	口座・クレジット	1,075円	6,165円	11,995円
	継続振込等	1,125円	6,450円	12,555円
衛星契約	口座・クレジット	2,020円	11,580円	22,530円
	継続振込等	2,070円	11,865円	23,090円

(1) 多数契約一括支払に関する特例

事業所等で衛星契約又は特別契約を10件以上契約したものが一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、当該のすべての契約を対象に、所定の受信料額からその契約種別に応じて1件当たり次表の月額を割り引く。ただし、衛星契約の契約件数が9件である場合は、10件として受信料の額を算定する。

また、多数契約一括支払に関する特例を同一生計支払に関する特例、又は事業所契約に関する特例と重ねて適用することも可とする。その際、衛星契約又は特別契約の合計が10件未満で、衛星契約の契約件数が8件又は9件（沖縄県の区域においては、7件（6か月前払、12か月前払による場合に限る。）、8件、9件とする。）である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。また、特別契約の契約件数が9件である場合は、特

別契約の契約件数を１０件として受信料額を算定する。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に １件当たり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
１０件以上	３００円	９０円

(2) 団体一括支払に関する特例

協会が定める要件を備えた団体の構成員１５名以上が衛星契約又は特別契約を締結し、その団体の代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、当該のすべての契約件数に対し、ひと月あたり２００円を割り引く。

(3) 同一生計支払に関する特例（家族割引）

住居における放送受信料を口座振替等により支払う者又はその者と生計をともにする者が、別の住居における放送受信料を口座振替等により支払う場合、その放送受信料について、放送受信料額の半額を割り引く。

(4) 事業所契約に関する特例

事業所等住居以外の場所に設置する受信機について、同一敷地内に設置した受信機すべてに必要な放送受信契約を締結し、一括して放送受信料を支払う場合、２契約目以降の放送受信料額の半額を割り引く。

(資料１６)

支払率の推移

(単位 千件)

年 度 末	平成３０	令和 元	２	３	４
契約対象数（推計）※	50,614	50,842	50,878	50,756	50,687
支 払 数	40,932	41,403	40,587	40,387	40,032
支 払 率	81% (80.9%)	81% (81.4%)	80% (79.8%)	80% (79.6%)	79% (79.0%)

※令和２年国勢調査、平成２８年経済センサス等の公的調査及び協会が実施する独自調査の結果に基づき推計

(資料 1 7)

都道府県別放送受信契約件数

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

(単位 件)

契約種別 都道府県	地上契約	衛星契約等			契約総数
		衛星契約等	衛星契約	特別契約	
東京都	2,152,816	2,583,989	2,581,992	1,997	4,736,805
長野県	355,851	432,894	432,807	87	788,745
新潟県	368,233	488,069	487,986	83	856,302
山梨県	192,076	114,923	114,785	138	306,999
神奈川県	1,427,087	1,811,778	1,809,828	1,950	3,238,865
群馬県	403,218	299,677	299,656	21	702,895
茨城県	505,542	481,455	481,437	18	986,997
千葉県	1,057,102	1,126,980	1,126,967	13	2,184,082
栃木県	380,357	320,820	320,662	158	701,177
埼玉県	1,250,518	1,226,118	1,226,101	17	2,476,636
大阪府	1,462,304	1,321,123	1,317,395	3,728	2,783,427
京都府	456,622	456,835	456,808	27	913,457
兵庫県	956,254	864,145	863,623	522	1,820,399
和歌山県	193,856	147,709	147,691	18	341,565
奈良県	226,676	216,614	216,607	7	443,290
滋賀県	231,253	241,224	241,201	23	472,477
愛知県	1,326,822	1,326,621	1,326,170	451	2,653,443
石川県	214,186	214,399	214,384	15	428,585
静岡県	576,766	776,880	776,823	57	1,353,646
福井県	96,224	176,241	176,224	17	272,465
富山県	148,099	234,503	234,464	39	382,602
三重県	356,347	285,916	285,887	29	642,263
岐阜県	332,618	374,252	374,119	133	706,870
広島県	528,739	559,450	559,160	290	1,088,189
岡山県	349,161	338,220	338,123	97	687,381
島根県	92,321	172,852	172,801	51	265,173
鳥取県	83,454	126,600	126,584	16	210,054
山口県	254,400	290,354	290,036	318	544,754
福岡県	916,328	854,479	852,458	2,021	1,770,807
熊本県	311,712	288,548	288,465	83	600,260
長崎県	299,608	207,153	207,079	74	506,761
鹿児島県	345,872	279,259	279,081	178	625,131
宮崎県	188,636	203,937	203,395	542	392,573
大分県	210,189	194,052	193,912	140	404,241
佐賀県	168,695	105,294	105,267	27	273,989
沖縄県	230,683	157,981	157,923	58	388,664
宮城県	352,437	480,878	480,841	37	833,315
秋田県	142,361	244,103	243,997	106	386,464
山形県	173,597	218,927	218,850	77	392,524
岩手県	213,881	259,951	259,780	171	473,832
福島県	308,619	352,065	351,921	144	660,684
青森県	244,833	246,868	246,660	208	491,701
北海道	1,027,273	879,977	879,354	623	1,907,250
愛媛県	265,615	243,987	243,448	539	509,602
高知県	115,295	148,657	148,557	100	263,952
徳島県	113,485	142,066	141,978	88	255,551
香川県	188,853	161,149	161,081	68	350,002
全国計	21,796,874	22,679,972	22,664,368	15,604	44,476,846

(資料 18)

種 類 別 免 除 契 約 件 数

(令和 5 年 3 月 31 日現在)
(単位 件)

契約種別 種 類	地 上 契 約	衛星契約等			契約総数	割 合 (%)
			衛 星 契 約	特 別 契 約		
総 数	2,536,796	1,052,708	1,052,640	68	3,589,504	—
全 額 免 除 計	2,337,109	696,327	696,279	48	3,033,436	100.0
社会福祉施設等	268,033	77,406	77,403	3	345,439	11.4
児童福祉施設	51,286	3,567	3,567	0	54,853	1.8
生活保護施設	2,668	342	342	0	3,010	0.1
身体障害者 更生援護施設	13,577	4,439	4,438	1	18,016	0.6
社会福祉事業 施 設	199,123	68,562	68,560	2	267,685	8.8
更生保護事業 施 設	1,379	496	496	0	1,875	0.1
学 校	425,218	11,171	11,171	0	436,389	14.4
公的扶助受給者	961,336	153,927	153,919	8	1,115,263	36.8
市町村民税非課税の 障 害 者	477,318	360,279	360,247	32	837,597	27.6
社会福祉施設等 入 所 者	149,569	48,773	48,768	5	198,342	6.5
奨学金受給対象等の 別 住 居 の 学 生	55,635	44,771	44,771	0	100,406	3.3
(災害被災者*)	3,833	9,527	9,526	1	13,360	(-)
半 額 免 除 計	199,687	356,381	356,361	20	556,068	100.0
視覚、聴覚障害者	46,365	75,965	75,960	5	122,330	22.0
重度の障 害 者	152,943	279,866	279,851	15	432,809	77.8
重度の戦傷病者	379	550	550	0	929	0.2

* 災害被災者の件数は年間の合計値。期間を定めて免除するため、全額免除計及び総数には含まない。

(資料 19)

放送受信契約件数（有料）の推移

(単位 千件)

契約種別 \ 年 度 末	平成 3 0	令和 元	2	3	4
地 上 契 約	20,069	19,885	19,619	19,521	19,459
衛 星 契 約 等	21,622	22,237	22,074	22,029	21,984
衛 星 契 約	21,608	22,223	22,061	22,015	21,968
特 別 契 約	14	14	13	14	16
契 約 総 数	41,691	42,122	41,693	41,550	41,443

(参考) 契約総数等の増加件数（有料）の推移

(単位 千件)

区 分 \ 年 度	平成 3 0	令和 元	2	3	4
契 約 総 数	630	431	△429	△143	△107
衛 星 契 約 等	668	615	△163	△45	△45

(資料 20)

支払区分別放送受信契約件数の推移

(単位 千件)

年 度 末 支払区分		平成 30		令和 元		2		3		4	
			構成 比率		構成 比率		構成 比率		構成 比率		構成 比率
契 約 総 数 (有 料)	口座振替	26,426	63.4	26,042	61.8	25,204	60.5	24,619	59.3	23,909	57.7
	継続振込	7,865	18.9	8,241	19.6	8,052	19.3	8,209	19.8	8,393	20.3
	クレジット	6,641	15.9	7,120	16.9	7,331	17.5	7,559	18.1	7,730	18.6
	そ の 他	759	1.8	719	1.7	1,106	2.7	1,163	2.8	1,411	3.4
地 上 契 約	口座振替	13,629	67.9	13,234	66.6	12,795	65.2	12,492	64.0	12,082	62.1
	継続振込	2,559	12.7	2,616	13.2	2,402	12.3	2,433	12.5	2,510	12.9
	クレジット	3,347	16.7	3,535	17.7	3,673	18.7	3,814	19.5	3,921	20.1
	そ の 他	534	2.7	500	2.5	749	3.8	782	4.0	946	4.9
衛星契約等	口座振替	12,797	59.2	12,808	57.6	12,409	56.2	12,127	55.0	11,827	53.8
	継続振込	5,306	24.6	5,625	25.3	5,650	25.6	5,776	26.2	5,883	26.8
	クレジット	3,294	15.2	3,585	16.1	3,658	16.6	3,745	17.1	3,809	17.3
	そ の 他	225	1.0	219	1.0	357	1.6	381	1.7	465	2.1
衛星契約	口座振替	12,789	59.2	12,800	57.6	12,401	56.2	12,118	55.0	11,817	53.8
	継続振込	5,300	24.6	5,619	25.3	5,645	25.6	5,771	26.2	5,877	26.8
	クレジット	3,294	15.2	3,585	16.1	3,658	16.6	3,745	17.1	3,809	17.3
	そ の 他	225	1.0	219	1.0	357	1.6	381	1.7	465	2.1
特別契約	口座振替	8	59.1	8	59.1	8	59.2	9	61.1	10	61.5
	継続振込	6	39.8	6	39.8	5	39.5	5	37.6	6	37.4
	クレジット	0	0.8	0	0.8	0	1.0	0	1.0	0	0.8
	そ の 他	0	0.3	0	0.3	0	0.3	0	0.3	0	0.3

(資料 2 1)

毎期・前払別放送受信契約件数の推移

(単位 千件)

区 分 \ 年 度 末		平成 3 0		令和 元		2		3		4	
			構成 比率		構成 比率		構成 比率		構成 比率		構成 比率
契約総数 (有料)	毎期	18,091	43.4	18,146	43.1	17,780	42.6	17,647	42.5	17,551	42.4
	前払	23,600	56.6	23,976	56.9	23,913	57.4	23,903	57.5	23,892	57.6
地 上 契 約	毎期	9,721	48.4	9,586	48.2	9,384	47.8	9,326	47.8	9,280	47.7
	前払	10,348	51.6	10,299	51.8	10,235	52.2	10,195	52.2	10,179	52.3
衛 星 契 約 等	毎期	8,370	38.7	8,560	38.5	8,396	38.0	8,321	37.8	8,271	37.6
	前払	13,252	61.3	13,677	61.5	13,678	62.0	13,708	62.2	13,713	62.4
衛 星 契 約	毎期	8,368	38.7	8,558	38.5	8,394	38.0	8,319	37.8	8,269	37.6
	前払	13,240	61.3	13,665	61.5	13,667	62.0	13,696	62.2	13,699	62.4
特 別 契 約	毎期	2	16.7	2	16.3	2	13.0	2	11.5	2	11.7
	前払	12	83.3	12	83.7	11	87.0	12	88.5	14	88.3

(資料 2 2)

特 例 の 利 用 件 数

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

1 一括支払に関する特例

(単位 件)

区 分	利 用 件 数	内 訳	
		衛 星 契 約	特 別 契 約
多数契約一括支払に関する特例	1, 320, 608	1, 309, 118	11, 490
団体一括支払に関する特例	4, 178, 983	4, 176, 958	2, 015

2 同一生計支払に関する特例

(単位 件)

利 用 件 数	内 訳		
	地上契約	衛星契約	特別契約
587, 402	289, 885	297, 474	43

3 事業所契約に関する特例

(単位 件)

利 用 件 数	内 訳		
	地上契約	衛星契約	特別契約
2, 748, 807	1, 316, 185	1, 420, 983	11, 639

放送法に基づき提供している文書

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

放送法第 8 4 条の 2 第 1 項及び放送法施行規則第 5 5 条の 2 第 2 項に基づき、下表の文書を、ウェブサイト (<https://www.nhk.or.jp/info/pr/broadcasting-law.html>) を通じて提供するとともに、各放送局でも閲覧可能としている。

協会の組織に関する情報	事業の概況 日本放送協会定款 組織図 業務組織の概要及び職員の状況 最新の経営委員の氏名・経歴等 監査委員の氏名 最新の会長・副会長・理事の氏名・経歴等 役職員の報酬・給与等の支給基準 懲戒処分の公表基準 NHK グループ働き方改革宣言 女性活躍推進法 行動計画 沿革
協会の業務に関する情報	収支予算、事業計画及び資金計画 NHK 経営計画 放送番組編集の基本計画 (国内・国際) 各地方向け地域放送番組編集計画 四半期業務報告 視聴者対応報告 業務報告書 番組基準 (国内・国際) 放送番組審議会・議事録 (中央・国際・各地方) 放送番組審議会の答申を尊重して講じた措置 (中央・国際・各地方) NHK 放送文化研究所 年報 放送研究と調査 技研 研究年報 NHK 技研 R & D NHK インターネット活用業務実施基準 インターネット活用業務実施計画 日本放送協会放送受信規約 日本放送協会放送受信料免除基準 営業及び受信関係業務の概況 放送受信契約数統計要覧 外国人向け協会国際衛星放送の業務の委託に関する基準 業務委託基準 放送法第 2 0 条第 2 項の業務の委託に関する基準 業務委託契約要領 経理規程 NHK と外部 (関連団体を含む) との契約の状況について 経営委員会議事録 理事会議事録 NHK 受信料制度等検討委員会規程・議事要旨・資料 インターネット活用業務審査・評価委員会規程・議事概要・資料 放送技術審議会規程・議事概要 内部統制関係議決 NHK 倫理・行動憲章／行動指針 役職員の服務準則 文書管理規程 関連団体運営基準 内部監査・関連団体調査規程 内部統制に関する体制等及びその運用状況 文書目録 NHK 情報公開規程

	情報公開の実施状況 N H K個人情報保護規程 報道・著述分野に係る個人情報保護規程 開示等の求めへの対応状況 N H K情報公開・個人情報保護審議委員会規程 防災業務計画（要旨） 新型インフルエンザ等対策業務計画（要旨） 国民保護業務計画
協会の財務諸表、連結財務諸表、経理に関する規程その他の協会の財務に関する基礎的な情報	財務諸表 連結財務諸表 経理規程 決算概要
協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報	インターネット活用業務実施計画の実施状況とその評価 インターネット活用業務の実施状況の3か年評価 四半期業務報告 業務報告書に添える監査委員会の意見書 財務諸表に添える監査委員会の意見書 独立監査人の監査報告書（単体・連結） 監査委員会の活動結果報告 会計検査院による決算検査報告 監査実施方針・計画
放送法第84条の2第1項第3号に規定する法人に関する情報	関連団体の資本金・売上高等 関連団体の役員一覧と報酬基準 関連団体の役員数・従業員数 関連団体の業務とNHKの関係 N H Kと関連団体との取引 N H K子会社の取締役等に対する報酬、退職金の支給基準と公表の方針 関連団体の懲戒処分に関する公表基準 関連団体の事業計画、事業報告、財務諸表・監査報告書

なお、上表の文書以外にも、自主的な取り組みとして、ウェブサイト等を通じ事業に関する各種の文書・情報を提供している。

(資料 2 4)

N H K 情報公開・個人情報保護審議委員会委員

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

◎ 委 員 長

○ 委員長代行

◎ 藤 原 静 雄 (中央大学大学院教授)

○ 櫻 井 龍 子 (日本カメラ財団理事長、元労働省局長、元最高裁判事)

園 マ リ (公認会計士、元証券取引等監視委員会委員)

大 橋 洋 一 (学習院大学大学院教授、九州大学名誉教授)

藤 村 厚 夫 (スマートニュース フェロー、
インターネットメディア協会理事)

情報開示の状況（令和 4 年度）

1 「情報開示の求め」の当年度受付件数とその内容

17件	(内訳)	経営一般	5件
		放送	4件
		営業	1件
		技術	2件
		広報・事業	1件
		総務・経理	4件

2 「情報開示の求め」についての当年度判断結果

(1) 前年度からの継続検討分（7件）

判断結果	件数	備考
開示	4	うち、一部開示2件
不開示	2	
対象外	1	

(2) 当年度受付分（17件）

判断結果	件数	備考
開示	6	うち、一部開示6件
不開示	6	
対象外	4	
計	16	

継続検討中 1件

3 「再検討の求め」についてのNHK情報公開・個人情報保護審議委員会の審議結果

(1) 前年度からの継続審議（2件）、諮問準備分（8件）

(2) 当年度受付分（5件）

(3) 審議結果

審議結果	件数
当初判断どおり一部開示・不開示が妥当	8
一部開示の範囲を広げるか、開示が妥当	0
不開示ではなく一部開示・開示が妥当	0
計	8

継続審議中 2件、諮問準備中 5件

(資料 26)

業務に関して寄せられた意見の件数

(単位 千件)

内容 年度	経営関係	放送関係	受信料関係	技術関係	その他	合計
3	2	988	1,656	46	413	3,105
4	3	991	1,533	36	434	2,998

(参考) 受付方法別内訳 (4年度)

(単位 千件)

区分	電 話	投 書	来 局	ファックス	インターネット	その他	合 計
件 数	2,405	101	35	8	422	27	2,998
比率(%)	80.2	3.4	1.2	0.3	14.1	0.9	100.0

(資料 27)

放送局（地上放送）の概要

(令和5年3月31日現在)

		テレビジョン			ラ ジ オ			
		総合	教育	計	第1	第2	FM	計
地域	本 部 ・ 関東甲信越	341	330	671	26	16	74	116
	近 畿	201	188	389	14	7	59	80
	東海・北陸	197	195	392	35	19	55	109
	中 国	320	320	640	43	22	82	147
	九 州	485	484	969	59	26	80	165
	東 北	308	307	615	47	25	73	145
	北 海 道	160	159	319	24	18	57	99
	四 国	202	202	404	33	13	52	98
合 計		2,214	2,185	4,399	281	146	532	959
親 局		44	1	45	34	1	47	82
中継局	基幹放送用周波数 使用計画に記載の 局 (※)	218	254	472	38	57	—	95
	基幹放送用周波数 使用計画に記載の ない局	1,952	1,930	3,882	209	88	485	782
合 計		2,214	2,185	4,399	281	146	532	959

※ 基幹放送用周波数使用計画に記載の基準

テレビジョン	空中線電力	3Wを超えるもの
ラジオ第1放送、第2放送	"	1kW以上のもの

(資料 28)

放送局（地上放送）運用局数の推移

年度末 系統		平成 30	令和 元	2	3	4
テレビジョン	総 合	2,215	2,214	2,214	2,214	2,214
	教 育	2,186	2,185	2,185	2,185	2,185
	合 計	4,401	4,399	4,399	4,399	4,399
ラジオ	第 1 放送	265	271	275	280	281
	第 2 放送	146	146	146	146	146
	F M 放送	532	532	532	532	532
	合 計	943	949	953	958	959

放 送 技 術 審 議 会 委 員

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

◎ 委 員 長

○ 副 委 員 長

- ◎ 相 澤 清 晴 (東京大学大学院情報理工学系研究科教授)
- 内 田 麻理香 (サイエンスコミュニケーター、東京大学特任准教授)
- 大 槻 知 明 (慶應義塾大学理工学部教授)
- 河 合 俊 明 (TBS テレビ取締役副社長)
- 川 上 景 一 (電子情報技術産業協会業務執行理事・常務理事)
- 川 添 雄 彦 (日本電信電話代表取締役副社長 副社長執行役員)
- 児 玉 俊 介 (電波産業会専務理事)
- 佐 藤 いまり (国立情報学研究所教授)
- 塩 入 諭 (東北大学電気通信研究所教授)
- 田 原 康 生 (総務省国際戦略局長)
- 塚 本 幹 夫 (ワイズ・メディア取締役メディアストラテジスト)
- 都 竹 愛一郎 (名城大学理工学部電気電子工学科教授)
- 増 子 宏 (文部科学省文部科学審議官)
- 山 本 多絵子 (富士通執行役員EVP CMO)
- 吉 村 和 幸 (KDDI 取締役執行役員専務技術統括本部長)

放送技術研究委員会委員

(令和5年3月31日現在)

◎ 委員長

稲見昌彦	(東京大学先端科学技術研究センター教授)
翁長久	(総務省情報流通行政局放送技術課長)
門脇直人	(情報通信研究機構理事)
金丸正剛	(産業技術総合研究所上級執行役員)
亀山渉	(早稲田大学基幹理工学部教授)
小池康博	(慶應義塾大学教授)
柴田康弘	(日本テレビ放送網取締役執行役員)
寒川哲臣	(NTT先端技術総合研究所基礎・先端研究プリンシパル)
◎ 高田潤一	(東京工業大学環境・社会理工学院学院長・教授)
中村元	(KDDI総合研究所代表取締役所長)
前進	(テレビ東京常務取締役)
松田一朗	(東京理科大学理工学部教授)
的場修	(神戸大学次世代光散乱イメージング科学研究センター教授)
三好正人	(金沢大学理工研究域教授)
村田正幸	(大阪大学大学院教授)

経営委員会委員の経歴

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

委員長 森 下 俊 三 昭和 20 年 4 月 8 日生	平成 14 年 6 月 東日本電信電話代表取締役副社長 平成 16 年 3 月 西日本電信電話代表取締役社長 平成 23 年 4 月 関西情報センター会長 平成 24 年 6 月 阪神高速道路取締役会長 平成 26 年 4 月 同志社大学大学院ビジネス研究科客員教授 平成 27 年 3 月 経営委員会委員 平成 30 年 3 月 経営委員会委員長職務代行者 令和 元年 12 月 経営委員会委員長
委員 村 田 晃 嗣 昭和 39 年 7 月 13 日生 〔委員長職務代行者〕	平成 12 年 10 月 同志社大学法学部助教授 平成 17 年 4 月 同志社大学法学部教授 平成 23 年 4 月 同志社大学法学部長、法学研究科長 平成 25 年 4 月 同志社大学学長 平成 30 年 3 月 経営委員会委員 令和 元年 12 月 経営委員会委員長職務代行者
委員 明 石 伸 子 昭和 31 年 4 月 24 日生	平成 8 年 11 月 ブライトン代表取締役 平成 15 年 3 月 NPO 法人日本マナー・プロトコール協会 理事兼事務局長 平成 24 年 12 月 NPO 法人日本マナー・プロトコール協会 理事長 令和 元年 5 月 吉野家ホールディングス社外取締役 令和 元年 6 月 経営委員会委員
委員 井 伊 雅 子 昭和 38 年 2 月 8 日生	平成 2 年 7 月 世界銀行調査局研究員 平成 7 年 4 月 横浜国立大学経済学部助教授 平成 16 年 4 月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 平成 17 年 4 月 一橋大学国際・公共政策大学院教授 平成 27 年 3 月 経営委員会委員
委員 礪 山 誠 二 昭和 26 年 6 月 22 日生	平成 16 年 10 月 西日本シティ銀行取締役 平成 23 年 6 月 西日本シティ銀行代表取締役専務執行役員 平成 25 年 6 月 西日本シティ銀行代表取締役副頭取 平成 27 年 9 月 福岡商工会議所会頭 平成 30 年 6 月 西日本シティ銀行顧問 九州リースサービス代表取締役会長 令和 元年 6 月 九州リースサービス代表取締役社長 令和 元年 12 月 経営委員会委員
委員 大 草 透 昭和 30 年 6 月 24 日生	平成 22 年 4 月 三菱地所執行役員経理部長 平成 25 年 4 月 三菱地所常務執行役員 平成 25 年 6 月 三菱地所取締役常務執行役員 平成 28 年 6 月 三菱地所取締役常勤監査委員 令和 4 年 6 月 経営委員会委員 (常勤)

委員 尾崎 裕 昭和 25 年 3 月 11 日生	平成 20 年 4 月 平成 25 年 6 月 平成 27 年 4 月 平成 27 年 12 月 令和 元年 6 月 令和 3 年 1 月 令和 3 年 3 月	大阪瓦斯代表取締役社長 日本ガス協会会長 大阪瓦斯代表取締役会長 大阪商工会議所会頭 塩野義製薬社外取締役 大阪瓦斯取締役相談役 経営委員会委員
委員 榊原 一夫 昭和 33 年 8 月 6 日生	平成 27 年 12 月 平成 29 年 4 月 平成 30 年 2 月 令和 2 年 1 月 令和 3 年 11 月 令和 4 年 6 月	最高検察庁公判部長 大阪地方検察庁検事正 福岡高等検察庁検事長 大阪高等検察庁検事長 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法 共同事業弁護士（顧問） 経営委員会委員
委員 堰八 義博 昭和 30 年 5 月 26 日生	平成 13 年 6 月 平成 14 年 6 月 平成 15 年 6 月 平成 27 年 6 月 平成 28 年 6 月	北海道銀行取締役執行役員 北海道銀行代表取締役執行役員 北海道銀行代表取締役頭取 北海道銀行代表取締役会長 経営委員会委員
委員 不破 泰 昭和 33 年 7 月 21 日生	平成 4 年 10 月 平成 15 年 4 月 平成 22 年 4 月 令和 2 年 4 月 令和 3 年 3 月	信州大学工学部助教授 信州大学大学院工学系研究科教授 信州大学総合情報センター長 信州大学学術研究院(工学系)教授 経営委員会委員
委員 前田 香織 昭和 34 年 6 月 22 日生	平成 12 年 7 月 平成 19 年 4 月 平成 22 年 4 月 平成 25 年 4 月 令和 2 年 4 月 令和 4 年 12 月	広島市立大学情報処理センター助教授 広島市立大学大学院情報科学研究科教授 広島市立大学情報処理センター長 広島市立大学附属図書館長 広島市立大学大学院情報科学研究科長 広島市立大学情報科学部長 経営委員会委員
委員 水尾 衣里 昭和 34 年 9 月 9 日生	平成 6 年 4 月 平成 15 年 4 月 平成 19 年 4 月 平成 21 年 4 月 令和 元年 12 月	名古屋女子文化短期大学助教授 名城大学人間学部助教授 名城大学人間学部准教授 名城大学人間学部教授 経営委員会委員

会長、副会長、理事の経歴

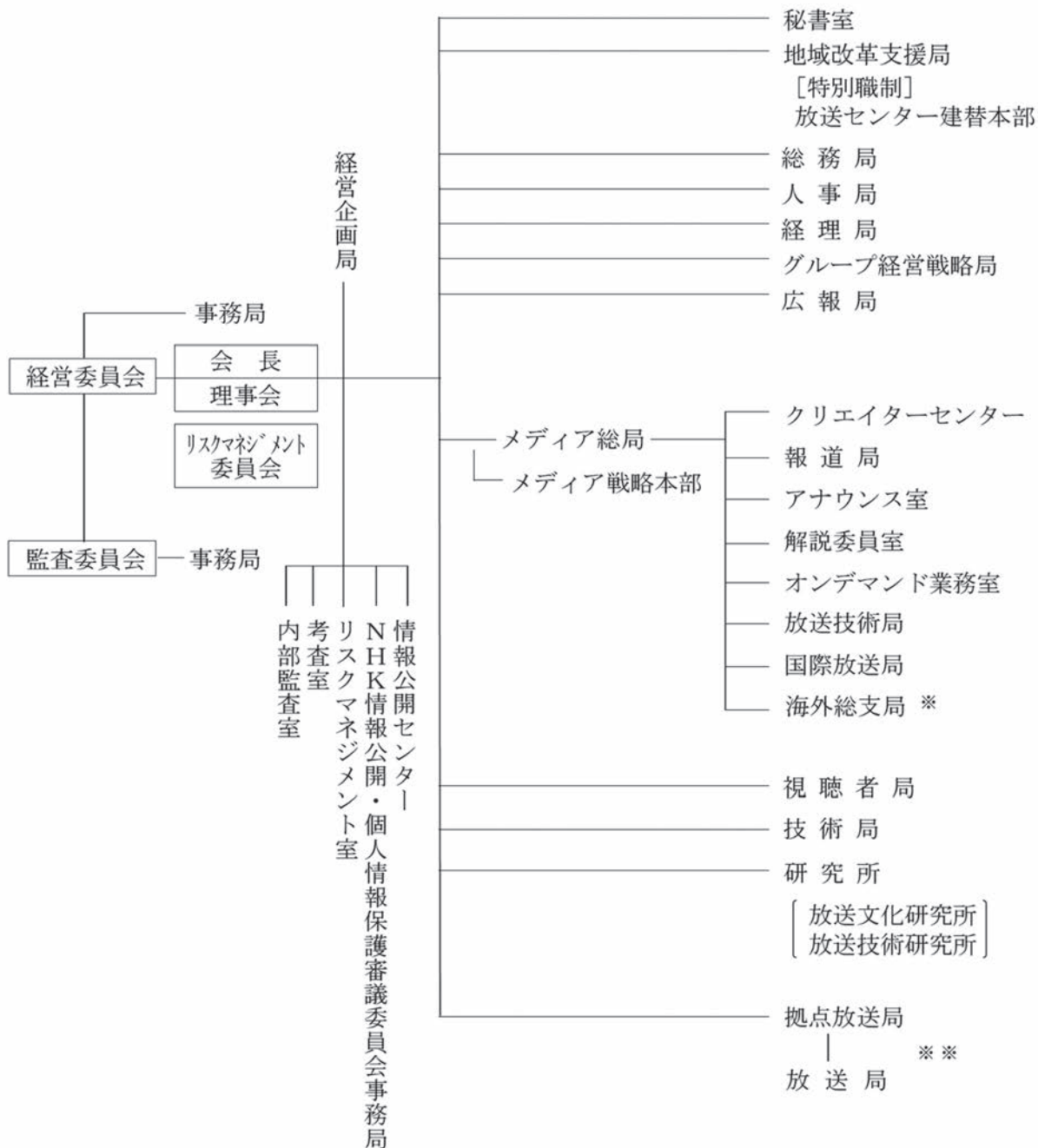
(令和5年3月31日現在)

会 長 稲 葉 延 雄 (昭和25年11月11日生)	昭和49年 4月 日本銀行入行 平成16年 5月 理事(信用機構局、考査局、情報サービス局担当) 平成17年 5月 理事・大阪支店長嘱託 平成18年 5月 理事(企画局、金融市場局担当) 平成20年 5月 株式会社リコー特別顧問 平成22年 4月 リコー経済社会研究所所長 平成29年 4月 取締役会議長 令和 4年 6月 リコー経済社会研究所参与 令和 5年 1月 日本放送協会会長
副 会 長 井 上 樹 彦 (昭和32年 7月 4日生)	昭和55年 4月 日本放送協会入局 平成23年 6月 編成局長 平成26年 4月 理事 平成28年 4月 株式会社NHKアイテック代表取締役社長 平成30年 6月 株式会社放送衛星システム代表取締役社長 令和 4年 6月 特別主幹 令和 5年 2月 日本放送協会副会長
専務理事 林 理 恵 (昭和38年 6月 8日生)	昭和61年 4月 日本放送協会入局 令和 元年 6月 国際放送局長 令和 2年 4月 理事 令和 4年 4月 専務理事
専務理事 板 野 裕 爾 (昭和28年 8月11日生)	昭和52年 4月 日本放送協会入局 平成18年 6月 福島放送局長 平成24年 4月 理事 平成26年 4月 専務理事 平成28年 6月 株式会社NHKエンタープライズ代表取締役社長 平成31年 4月 日本放送協会専務理事
専務理事 小 池 英 夫 (昭和36年 2月 2日生)	昭和60年 4月 日本放送協会入局 平成29年 4月 報道局長 令和 2年 4月 理事 令和 4年 4月 専務理事
専務理事 伊 藤 浩 (昭和37年 2月14日生)	昭和60年 4月 日本放送協会入局 令和 2年10月 経営企画局長 令和 3年 4月 理事 令和 4年 4月 専務理事
理事・技師長 児 玉 圭 司 (昭和37年 7月29日生)	昭和62年 4月 日本放送協会入局 令和 元年 6月 技術局長 令和 3年 4月 理事・技師長
理 事 中 嶋 太 一 (昭和38年 7月15日生)	昭和62年 4月 日本放送協会入局 令和 2年 7月 関連事業局長 令和 4年 4月 理事
理 事 熊埜御堂 朋子 (昭和39年 1月30日生)	昭和61年 4月 日本放送協会入局 令和 4年 4月 メディア戦略本部長 令和 4年 4月 理事
理 事 山 内 昌 彦 (昭和39年12月21日生)	昭和63年 4月 日本放送協会入局 令和 2年 6月 人事局長 令和 4年 4月 理事

理 事 安 保 華 子 (昭和41年 1月11日生)	昭和63年 4月 日本放送協会入局 令和2年 7月 放送総局首都圏放送センター長 令和4年 4月 理事
理 事 山 名 啓 雄 (昭和41年 5月 6日生)	平成元年 4月 日本放送協会入局 令和4年 4月 メディア総局第1制作センター長 令和4年 4月 理事

組 織 図

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)



* 総局－アジア（バンコク）、中国（北京）、ヨーロッパ（パリ）、アメリカ（ニューヨーク）
支局－マニラ、ジャカルタ、ハノイ、ニューデリー、イスラマバード、シドニー、ソウル、上海、広州、香港、台北、ロンドン、ブリュッセル、ベルリン、カイロ、イスタンブール、ドバイ、ヨハネスブルク、エルサレム、テヘラン、モスクワ、ウラジオストク、ワシントン、ロサンゼルス、サンパウロ

**（関東甲信越）拠点放送局－首都圏局 放送局－長野、新潟、甲府、横浜、前橋、水戸、千葉、宇都宮、さいたま
（近畿）拠点放送局－大阪 放送局－京都、神戸、和歌山、奈良、大津
（東海・北陸）拠点放送局－名古屋 放送局－金沢、静岡、福井、富山、津、岐阜
（中国）拠点放送局－広島 放送局－岡山、松江、鳥取、山口
（九州・沖縄）拠点放送局－福岡 放送局－北九州、熊本、長崎、鹿児島、宮崎、大分、佐賀、沖縄
（東北）拠点放送局－仙台 放送局－秋田、山形、盛岡、福島、青森
（北海道）拠点放送局－札幌 放送局－函館、旭川、帯広、釧路、北見、室蘭
（四国）拠点放送局－松山 放送局－高知、徳島、高松

(資料 3 4)

放 送 局 等 所 在 地

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

〔本 部〕

放送センター	150-8001 東京都渋谷区神南 2-2-1	(03)3465-1111
放送文化研究所	105-6216 東京都港区愛宕 2-5-1 愛宕MORIタワー 16F	(03)3465-1111
放送技術研究所	157-8510 東京都世田谷区砧 1-10-11	(03)3465-1111

〔関東甲信越地方〕

長野放送局	380-8502 長野市稲葉 2-10-2	(026)291-5200
新潟放送局	951-8508 新潟市中央区川岸町 1-4-9	(025)230-1616
甲府放送局	400-8552 甲府市丸の内 1-1-20	(055)255-2148
横浜放送局	231-8324 横浜市中区山下町 2-8-1	(045)212-2822
前橋放送局	371-8555 前橋市元総社町 1-8-9	(027)251-1711
水戸放送局	310-8567 水戸市大町 3-4-4	(029)232-9885
千葉放送局	260-8610 千葉市中央区千葉港 5-1	(043)203-1001
宇都宮放送局	320-8502 宇都宮市中央 3-1-2	(028)634-9155
さいたま放送局	330-9310 さいたま市浦和区常盤 6-1-21	(048)833-2041

〔近畿地方〕

大阪放送局	540-8501 大阪市中央区大手前 4-1-20	(06)6941-0431
京都放送局	604-8515 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 5-7-6	(075)251-1111
神戸放送局	650-8515 神戸市中央区中山手通 2-2-4-7	(078)252-5000
和歌山放送局	640-8556 和歌山市吹上 2-3-4-7	(073)424-8111
奈良放送局	630-8540 奈良市三条大路 1-1-20	(0742)30-0300
大津放送局	520-0044 大津市京町 3-4-2-2	(077)522-5101

〔東海・北陸地方〕

名古屋放送局	461-8725 名古屋市東区東桜 1-1-3-3	(052)952-7000
金沢放送局	920-8644 金沢市広岡 3-2-10	(076)264-7001
静岡放送局	422-8787 静岡市駿河区八幡 1-6-1	(054)654-4000
福井放送局	910-8680 福井市宝永 3-3-5	(0776)28-8850
富山放送局	930-8502 富山市新桜町 4-8	(076)444-6600
津放送局	514-8531 津市丸之内養正町 4-8	(059)229-3000
岐阜放送局	500-8554 岐阜市京町 2-3	(058)264-4611

〔中国地方〕

広島放送局	730-8672 広島市中区大手町 2-1-1-10	(082)504-5111
岡山放送局	700-8621 岡山市北区駅元町 1-5-1	(086)214-4700

松江放送局	690-8601 松江市灘町 1 0 1 - 6	(0852) 32-0700
鳥取放送局	680-8701 鳥取市寺町 1 0 0	(0857) 29-9200
山口放送局	753-8660 山口市巾園町 2 - 1	(083) 921-3737

〔九州・沖縄地方〕

福岡放送局	810-8577 福岡市中央区六本松 1 - 1 - 1 0	(092) 724-2800
北九州放送局	803-8555 北九州市小倉北区室町 1 - 1 - 1 - 2 0	(093) 591-5002
熊本放送局	860-8602 熊本市中央区花畑町 5 - 1	(096) 326-8203
長崎放送局	850-8603 長崎市西坂町 1 - 1	(095) 821-1115
鹿児島放送局	892-8603 鹿児島市本港新町 4 - 6	(099) 805-7000
宮崎放送局	880-8633 宮崎市江平西 2 - 2 - 1 5	(0985) 32-8111
大分放送局	870-8660 大分市高砂町 2 - 3 6	(097) 533-2800
佐賀放送局	840-8601 佐賀市松原 1 - 2 - 3 5	(0952) 28-5000
沖縄放送局	900-8535 那覇市おもろまち 2 - 6 - 2 1	(098) 865-2222

〔東北地方〕

仙台放送局	980-8435 仙台市青葉区本町 2 - 2 0 - 1	(022) 211-1001
秋田放送局	010-8501 秋田市東通仲町 4 - 2	(018) 825-8111
山形放送局	990-8575 山形市桜町 2 - 5 0	(023) 625-9511
盛岡放送局	020-8555 盛岡市上田 4 - 1 - 3	(019) 626-8811
福島放送局	960-8588 福島市早稲町 1 - 2	(024) 526-4333
青森放送局	030-0813 青森市松原 2 - 1 - 1	(017) 774-5111

〔北海道地方〕

札幌放送局	060-8703 札幌市中央区北 1 条西 9 - 1 - 5	(011) 232-4001
函館放送局	040-8680 函館市千歳町 1 3 - 1	(0138) 27-0111
旭川放送局	070-8680 旭川市 6 条通 6 - 2 7	(0166) 24-7000
帯広放送局	080-0015 帯広市西 5 条南 7 - 2 - 2	(0155) 23-3111
釧路放送局	085-8660 釧路市幣舞町 3 - 8	(0154) 41-9191
北見放送局	090-0035 北見市北斗町 2 - 3 - 2 4	(0157) 23-4181
室蘭放送局	051-0012 室蘭市山手町 1 - 3 - 5 0	(0143) 22-7271

〔四国地方〕

松山放送局	790-8501 松山市堀之内 5	(089) 921-1111
高知放送局	780-8512 高知市本町 3 - 3 - 1 2	(088) 823-2300
徳島放送局	770-8544 徳島市寺島本町東 1 - 2 8	(088) 626-5970
高松放送局	760-8686 高松市錦町 1 - 1 2 - 7	(087) 825-0151

(資料 3 5)

要 員 数 の 推 移

年度 区分	平成 3 0	令和 元	2	3	4
効率化	人 △143	人 △95	人 △156	人 △130	人 △538
要員措置	158	110	166	130	538
差引増減	15	15	10	0	0

年度末人員	10, 150	10, 165	10, 175	10, 175	10, 175
-------	---------	---------	---------	---------	---------

内 部 統 制 関 係 議 決

(令和 4 年 1 0 月 1 日改正)

放送法第 2 9 条第 1 項第 1 号ロ及び放送法施行規則第 1 7 条に規定する事項の経営委員会議決

一 監査委員会の職務を補助すべき職員及び専門的知識を有する者その他の者に関する事項

- 1 監査委員会の職務執行を補佐する機能として、監査委員会事務局を置く。
- 2 この組織は、監査委員会の指揮命令に従い、自ら、あるいは関連部署と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行う。
- 3 この組織には、監査委員会の職務執行を補佐するのに必要な専門的知識及び能力を有する職員が適切な員数で配置される。
- 4 監査委員会は、必要な専門的知識を有する外部の専門家を活用することができる。

二 前号の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項

会長は、監査委員会事務局の所属職員の人事異動・評価について、監査委員会の事前同意を得る。

三 監査委員会の職務を補助すべき職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局の所属職員は、監査委員会又は監査委員より指揮命令された業務に関して会長、副会長及び理事の指揮命令を受けない。

四 次に掲げる体制その他の監査委員会への報告に関する体制

1 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制

- (1) 会長、副会長及び理事は、協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査委員に報告する。
- (2) 会長は、職員が協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、確実かつ速やかに監査委員に報告するための体制を整備する。
- (3) 会長、副会長及び理事は、監査委員会規程に基づき、監査委員会に報告を行う。
- (4) 会長は、監査委員が理事会等重要な会議に常時出席する機会を確保する。

2 協会の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）又はこれらに準ずる者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制

会長は、協会の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）又はこれらに準ずる者及び使用人（これらの者から、当該事実について報告を受けた者を含む）が、協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、確実かつ速やかに当該事実を監査委員に報告する体制を整備する。

五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会長は、監査委員会又は監査委員に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための協会及び子会社における体制を整備し、協会及び子会社の役職員に対し周知徹底する。

六 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

会長は、監査委員がその職務の執行について生じる費用又は債務の負担を、放送法第43条第2項に基づき、協会に請求したときは、当該請求に係る費用又は債務の負担が監査委員の職務の執行に必要でないことを協会が証明した場合を除き、これに応じる。

七 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 会長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う。
- 2 内部監査組織の長は、期初に内部監査の方針、計画について監査委員会と事前協議を行い、内部監査結果を監査委員会に都度報告する。
- 3 監査委員会の選定する監査委員は、会計監査計画、会計監査の状況、会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- 4 監査委員会は、監査委員会が必要があると議決した場合には、内部監査組織に指揮命令できるものとする。

放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決

(1) 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- 1 会長・副会長及び理事の職務の適切な執行を確保するため、これらの役員の職務専念義務、忠実義務その他の服務に関する準則を定める。
- 2 「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」を定め、継続的な研修などを通じて、会長、副会長及び理事並びに職員に遵守させる。
- 3 コンプライアンスの最高責任者CCO（Chief Compliance Officer）を会長とする。
- 4 会長は、コンプライアンスの維持運営及び推進に関する方針や重要事項を審議する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、これを統括するとともに、コンプライアンスに関する業務を専門的に遂行するリスク管理組織を設置する。
- 5 経営委員会は、定期的に会長から職務の執行の状況の報告を受ける。
- 6 監査委員会は、定期的に会長、副会長及び理事へのヒアリングを行うとともに、内部監査組織から監査結果の報告、上記(1)4の組織からリスクマネジメントの活動状況の報告を受ける。
- 7 監査委員は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、放送法に基づき、会長、副会長及び理事から、直ちに、当該事実の報告を受ける。
- 8 会長は、内部通報制度を整備し、内部通報の内容について、監査委員会に報告する。

(2) 会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会長は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、保存及び管理に関する規程を整備し、適切に保存及び管理を行う。

以下の文書については、永久保存とする。

- ① 会長による決裁
- ② 会長の職務執行を補佐する理事会の議事録及び資料、その他会長、副会長及び理事で構成する会議体の資料

(3) 協会の損失の危険の管理に関する体制（リスクマネジメント体制）

- 1 リスクマネジメントの最高責任者ＣＲＯ（Chief Risk Officer）を会長とする。
- 2 会長は、リスクマネジメントに関する方針や重要事項を審議する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、これを統括するとともに、リスクマネジメントに関する業務を専門的に遂行するリスク管理組織を設置する。
- 3 会長の下、上記(3) 2の組織は、リスク要因の継続的把握とリスクの予防、並びにリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

(4) 会長、副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 経営委員会は、放送法第29条第1項第1号の規定により、協会の経営に関する基本方針、収支予算、事業計画及び資金計画、中期経営計画等を決定する。
- 2 会長は、副会長及び理事の職務分掌を定め、各理事が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を理事に委譲する。
- 3 各理事は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて協会全体としての経営目標の達成に努める。
- 4 各理事は、各部門、各職員の具体的目標、役割を設定する。
- 5 会長は、業務の遂行状況を確認するほか、目標の達成度評価を行い、結果を経営委員会に報告する。

(5) 協会の職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 職員の職務の適切な執行を確保するため、これらの職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、それを遵守させる。
- 2 「ＮＨＫ倫理・行動憲章」「行動指針」を定め、継続的な研修などを通じて、会長、副会長及び理事並びに職員に遵守させる。
- 3 コンプライアンスの最高責任者ＣＣＯ（Chief Compliance Officer）を会長とする。
- 4 会長は、コンプライアンスに関する業務を専門的に遂行するリスク管理組織を設置する。
- 5 会長は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。

(6) 協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制

- 1 会長は、協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するため、子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等（「取締役等」）及び使用人の職務の執行に係る事項の協会への報告に関する体制、子会社の損失の危険の管理に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制を整備する。
- 2 前記1に定める体制整備は、体制の構築、実施及び運用を意味し、また、以下の事項を含むものとする。
 - ① 会長は、子会社の管理にあたり、協会の経営に関する基本方針に基づく方針を子会社

に対し周知徹底し、また、子会社の経営に関し、各子会社の代表者と十分な意見・情報の交換及び協議を行う。

- ② 会長は、子会社の管理にあたり、子会社の損失の危険の管理に関する体制並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について、協会における体制と同水準の体制を整備させる。
- ③ 会長は、子会社の管理にあたり、後記関連団体運営基準において定めるところに従い、子会社に、前記 1 に定める体制の運用状況について報告させ、その概要を把握するように努め、また、必要に応じ、子会社に対し適時適切に改善を指導する。
- ④ 協会の内部監査組織は、子会社の管理に必要なときは子会社の財務・業務の状況を調査することとし、これに関する規程を整備する。
- ⑤ 会長は、子会社全般に関する事項を所掌する組織を設置し、子会社の業務の適正を確保するために必要な管理を行う。
- ⑥ 会長は、各子会社の事業を所管する協会の部門を指定し、子会社の業務の適正を確保するために必要な管理を行う。
- ⑦ 会長は、協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行を確保するために必要がある場合には放送法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づく関連事業持株会社を設立し、必要な管理を行う。
- ⑧ 会長は、原則として、協会の職員を子会社の取締役へ就任させる。
- ⑨ 会長は、協会の職員を子会社（原則として、関連事業持株会社の子会社を除く）の監査役へ就任させ、また、子会社のうち会長が後記関連団体運営基準において定める子会社については、所要の知見を有する者をその常勤監査役へ就任させる。
- ⑩ 会長は、監査委員会が選定する監査委員に対して、定期的に子会社の管理の状況等を報告する。なお、会長は、監査委員会が選定する監査委員に対する当該報告をもって、前記(1) 5 に定める経営委員会に対して職務の状況を報告する義務を免れるものではない。
- ⑪ 会長、副会長及び理事は、子会社の業務に関し、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、放送法に基づき、直ちに当該事実を監査委員会が選定する監査委員に報告する。
- ⑫ 会長は、子会社の取締役等及び使用人が利用できる内部通報制度を整備し、内部通報の内容について、監査委員会に報告する。
- ⑬ 会長は、協会から放送法第 22 条第 4 号の規定による出資を受けた子会社の業務範囲については、放送法施行令第 2 条に定める範囲の事業を営むことを原則とし、具体的には、放送法施行令第 2 条に定める事業に加え、放送法に基づき協会が行うことのできる業務（放送を除く。）又はこれらを行うために保有する設備若しくは優れた技術を活用して行う事業であって特に社会的に意義のあるものと定め、子会社の定款を適切に規定し、これを遵守するよう指導する。
- ⑭ 会長は、協会から放送法 22 条の 2 の規定による出資を受けた関連事業持株会社の業務範囲については、認定出資計画（同条第 2 号に規定する認定出資計画をいう。）に従って、専ら放送法第 22 条第 4 号に掲げる者に対して出資を行い、これらの者を子会社として保有することを通じて、統一的な経営理念のもとに子会社の業務を管理し、又は傘下の子会社の間接部門の業務の一部もしくは全部を関連事業持株会社に集約してこれを遂行することと定め、かかる業務範囲が反映されるように関連事業持株会社の定款を適切に規定し、これを遵守するよう指導する。
- ⑮ 会長は、協会から放送法 22 条の 2 の規定による出資を受けた関連事業持株会社の子

会社の業務範囲については、放送法施行令第2条に定める範囲の事業を営むことを原則とし、具体的には、放送法施行令第2条に定める事業に加え、放送法に基づき協会が行うことのできる業務（放送を除く。）又はこれらを行うために保有する設備若しくは優れた技術を活用して行う事業であって特に社会的に意義のあるものと定め、関連事業持株会社をして、その子会社の定款を適切に規定させ、その子会社がこれを遵守するよう指導させるものとする。

- ⑯ 会長は、協会から子会社への業務委託については、放送法第23条の規定に基づく「業務委託基準」を遵守することとし、「業務委託基準」の適用範囲外の業務委託についても、同様の基準を定めた上で、それを適切に運用する。
- ⑰ 会長は、子会社の配当については、各子会社の財務状況、事業計画、株主構成等を勘案したうえで、実施、規模等を決することと、その子会社の維持・発展に必要な内部留保を除いた利益剰余金については配当することを定め、株主としての権利を行使して、適切に運用する。
- ⑱ 会長は、子会社の組織、業務、財務に関する基礎的な情報に関する広く一般に向けた情報提供について、後記関連団体運営基準に定める。
- 3 会長は、前記1及び2を内容とする子会社の運営に関する共通の基準（「関連団体運営基準」）を策定し、その確実な運用を図る。なお、同運営基準には、協会と子会社との取引の適正性の評価及び公表について定めを置く。
- 4 会長は、各子会社による関連団体運営基準の遵守その他子会社との基本的関係等を定めた契約（「基本契約」）を各子会社との間で締結する。
- 5 監査委員会は、子会社の事業運営に関する、会長、副会長及び理事の職務執行の監査に際して、会長、副会長及び理事並びに子会社の取締役等及び使用人が、放送法、放送法施行令、放送法施行規則、定款、本議決などの関係法令等に沿うとともに、総務省の「子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえて適正に行われているかとの観点も含め、適正に監査を実施する。また、放送法が定める監査委員会又は監査委員による経営委員会に対する報告には、協会による子会社の管理の状況が含まれるものとする。
- 6 経営委員会は、子会社の事業運営に関する、会長、副会長及び理事の職務執行の監督に際して、会長、副会長及び理事並びに子会社の取締役等及び使用人が、放送法、放送法施行令、放送法施行規則、定款、本議決などの関係法令等に沿うとともに、総務省の「子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえて適正に行われているかとの観点も含め、適正に監督を実施する。

(7) 経営委員会の事務局に関する体制

- 1 経営委員会の職務執行を補佐する機能として、経営委員会事務局を置く。
- 2 この組織は、経営委員会の指揮命令に従い、自ら、あるいは関連部署と連携して、経営委員会の権限行使に資する情報の収集、調査、分析、経営委員会への報告を行う。
- 3 会長は、経営委員会事務局の所属職員の人事異動・評価について、経営委員会の事前同意を得る。

放送法第29条第1項第1号クに規定する事項の経営委員会議決

- 1 本議決は、「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)の「協

会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制」に類するものとして、関連会社及び関連公益法人等についても同様の事項を定めるものである。

- 2 「関連会社」とは、放送法施行規則第30条第1項第11号イに規定する関連会社をいう。
「関連公益法人等」とは、放送法施行規則第30条第1項第11号ロに規定する関連公益法人等をいう。

3 関連会社の業務範囲

- ① 協会から放送法第22条第4号の規定による出資を受けた関連会社のうち、協会又は子会社の議決権保有割合が3分の1を超える関連会社の場合の業務範囲については、「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)2⑫を準用する。
- ② 協会から放送法第22条第4号の規定による出資を受けた関連会社のうち、協会又は子会社の議決権保有割合が3分の1以下ではあるが、協会が人事、資金、技術、取引等を通じてその業務の方針に重要な影響を与えることができる場合の業務範囲については、上記①に準じ、協会の使命に照らして適正な範囲の事業を営むものとする。

4 関連会社及び関連公益法人等への業務委託

「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)2⑬を準用する。

5 関連会社及び関連公益法人等の組織、業務、財務に関する基礎的な情報の提供

「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)2⑭を準用する。

6 関連団体運営基準の策定並びに関連会社及び関連公益法人等との基本契約の締結

- ① 「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)3に規定する「関連団体運営基準」には、本議決の2、3、4、5の内容を含めることとし、子会社だけでなく、関連会社及び関連公益法人等の運営に関する共通の基準を兼ねる。
- ② 会長は、関連会社及び関連公益法人等との基本契約の締結については、「関連団体運営基準」に定める。

7 その他

関連会社及び関連公益法人等の運営に関しては、「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)2⑤、⑥、⑪を準用する。

(資料 3 7)

資産、負債及び純資産（資本）の推移

(協会全体)

(単位 百万円)

区 分 \ 年度末		平成 3 0	令和 元	2	3	4
資 産 の 部	流 動 資 産	(34. 5) 411, 391	(34. 7) 422, 444	(39. 0) 495, 098	(41. 1) 522, 560	(43. 2) 560, 737
	固 定 資 産	(51. 2) 611, 948	(51. 4) 625, 046	(47. 6) 603, 699	(45. 6) 580, 167	(43. 7) 567, 243
	特 定 資 産	(14. 3) 170, 729	(13. 9) 169, 409	(13. 4) 169, 319	(13. 3) 169, 319	(13. 1) 169, 319
	資 産 合 計	(100. 0) 1, 194, 069	(100. 0) 1, 216, 899	(100. 0) 1, 268, 116	(100. 0) 1, 272, 047	(100. 0) 1, 297, 300
負 債 及 び 純 資 産 の 部	流 動 負 債	(22. 2) 264, 599	(20. 6) 250, 119	(21. 6) 273, 517	(19. 2) 243, 395	(18. 7) 242, 336
	固 定 負 債	(13. 6) 162, 835	(14. 6) 177, 748	(14. 1) 178, 755	(13. 4) 170, 707	(13. 0) 168, 434
	負 債 合 計	(35. 8) 427, 435	(35. 2) 427, 868	(35. 7) 452, 273	(32. 6) 414, 102	(31. 7) 410, 770
	承 継 資 本	(0. 0) 163	(0. 0) 163	(0. 0) 163	(0. 0) 163	(0. 0) 163
	固定資産充当資本	(40. 4) 482, 583	(40. 9) 498, 116	(39. 3) 498, 206	(38. 7) 492, 379	(36. 1) 468, 287
	剰 余 金	(23. 8) 283, 886	(23. 9) 290, 751	(25. 0) 317, 473	(28. 7) 365, 402	(32. 2) 418, 078
	純 資 産 合 計	(64. 2) 766, 634	(64. 8) 789, 031	(64. 3) 815, 843	(67. 4) 857, 944	(68. 3) 886, 529
	負債及び純資産合計	(100. 0) 1, 194, 069	(100. 0) 1, 216, 899	(100. 0) 1, 268, 116	(100. 0) 1, 272, 047	(100. 0) 1, 297, 300

(注) () 内は、構成比率 (%) を示す。

(一般勘定)

(単位 百万円)

年度末 区 分		平成 3 0	令和 元	2	3	4
資 産 の 部	流 動 資 産	(34.8) 417,865	(35.0) 428,545	(39.3) 499,504	(41.2) 524,864	(43.2) 560,510
	固 定 資 産	(51.0) 611,948	(51.1) 625,046	(47.4) 603,699	(45.5) 580,167	(43.7) 567,234
	特 定 資 産	(14.2) 170,729	(13.9) 169,409	(13.3) 169,319	(13.3) 169,319	(13.1) 169,319
	資 産 合 計	(100.0) 1,200,543	(100.0) 1,223,001	(100.0) 1,272,523	(100.0) 1,274,350	(100.0) 1,297,064
負 債 及 び 純 資 産 の 部	流 動 負 債	(22.0) 264,080	(20.4) 249,504	(21.5) 272,862	(19.0) 242,703	(18.6) 241,390
	固 定 負 債	(13.6) 162,780	(14.5) 177,748	(14.0) 178,755	(13.4) 170,707	(13.0) 168,426
	負 債 合 計	(35.6) 426,860	(34.9) 427,253	(35.5) 451,617	(32.4) 413,410	(31.6) 409,817
	承 継 資 本	(0.0) 163	(0.0) 163	(0.0) 163	(0.0) 163	(0.0) 163
	固定資産充当資本	(40.2) 482,583	(40.7) 498,116	(39.2) 498,206	(38.7) 492,379	(36.1) 468,287
	剰 余 金	(24.2) 290,935	(24.4) 297,467	(25.3) 322,535	(28.9) 368,397	(32.3) 418,795
	純 資 産 合 計	(64.4) 773,682	(65.1) 795,747	(64.5) 820,905	(67.6) 860,939	(68.4) 887,246
	負債及び純資産合計	(100.0) 1,200,543	(100.0) 1,223,001	(100.0) 1,272,523	(100.0) 1,274,350	(100.0) 1,297,064

(注) () 内は、構成比率 (%) を示す。

(有料インターネット活用業務勘定)

(単位 百万円)

年度末 区 分		平成 3 0	令和 元	2	3	4
資産の部	流 動 資 産	(100. 0) 319	(100. 0) 367	(100. 0) 542	(100. 0) 630	(98. 8) 747
	固 定 資 産	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —	(1. 2) 9
	資 産 合 計	(100. 0) 319	(100. 0) 367	(100. 0) 542	(100. 0) 630	(100. 0) 756
負債及び純資産の部	流 動 負 債	(2, 288. 6) 7, 312	(1, 927. 1) 7, 083	(1, 032. 7) 5, 605	(574. 8) 3, 626	(193. 7) 1, 465
	固 定 負 債	(17. 4) 55	(—) —	(—) —	(—) —	(1. 1) 8
	負 債 合 計	(2, 306. 0) 7, 367	(1, 927. 1) 7, 083	(1, 032. 7) 5, 605	(574. 8) 3, 626	(194. 8) 1, 473
	欠 損 金	(△2, 206. 0) △ 7, 048	(△1, 827. 1) △ 6, 715	(△932. 7) △ 5, 062	(△474. 8) △ 2, 995	(△94. 8) △717
	純 資 産 合 計	(△2, 206. 0) △ 7, 048	(△1, 827. 1) △ 6, 715	(△932. 7) △ 5, 062	(△474. 8) △ 2, 995	(△94. 8) △717
	負債及び純資産合計	(100. 0) 319	(100. 0) 367	(100. 0) 542	(100. 0) 630	(100. 0) 756

(注) () 内は、構成比率 (%) を示す。

(受託業務等勘定)

(単位 百万円)

年度末 区 分		平成 3 0	令和 元	2	3	4
資産の部	流 動 資 産	196	74	52	32	167
	資 産 合 計	196	74	52	32	167
負債及び純資産の部	流 動 負 債	196	74	52	32	167
	負 債 合 計	196	74	52	32	167
	純 資 産 合 計	—	—	—	—	—
	負債及び純資産合計	196	74	52	32	167

(協会全体)

◇ 構成比率

(%)

区 分 \ 年度末	平成 3 0	令和 元	2	3	4
固定資産 (対 資 産 合 計)	51.2	51.4	47.6	45.6	43.7
負 債 (対負債・純資産合計)	35.8	35.2	35.7	32.6	31.7
自己資本 (対負債・純資産合計)	64.2	64.8	64.3	67.4	68.3

◇ 財務比率

(%)

区 分 \ 年度末	平成 3 0	令和 元	2	3	4
固 定 比 率 $\left[\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{自 己 資 本}} \right]$	79.8	79.2	74.0	67.6	64.0
流 動 比 率 $\left[\frac{\text{流 動 資 産}}{\text{流 動 負 債}} \right]$	155.5	168.9	181.0	214.7	231.4

◇ 回転率、減価償却率

区 分 \ 年 度	平成 3 0	令和 元	2	3	4
総資本回転率 $\left[\frac{\text{経常事業収入}}{\text{自己資本}+\text{負債}} \right]$	0.63	0.61	0.57	0.55	0.54
自己資本回転率 $\left[\frac{\text{経常事業収入}}{\text{自 己 資 本}} \right]$	0.98	0.95	0.89	0.84	0.80
減価償却率 $\left[\frac{\text{減 価 償 却 費}}{\text{償却資産額}+\text{減価償却費}} \right]$	16.8	17.2	17.9	18.3	17.9

(注) 自己資本及び負債の算出にあたっては、前期末・当期末の平均値を用いた。

(参考) 外部資金残高の推移

(単位 百万円)

区 分 \ 年度末	平成 3 0	令和 元	2	3	4
総 額	—	—	—	—	—
放 送 債 券	—	—	—	—	—
長 期 借 入 金	—	—	—	—	—

(資料 38)

損 益 の 推 移

(協会全体)

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度		平成 3 0	令和 元	2	3	4
経 常 事 業 収 入 支 出	経 常 事 業 収 入	737,282	737,264	713,782	704,857	697,275
	受 信 料	723,578	723,171	700,575	689,675	681,645
	交 付 金 収 入	3,562	3,720	3,620	3,860	3,762
	放送番組等有料配信収入	2,265	2,480	3,894	4,611	5,469
	副 次 収 入	6,395	6,044	4,753	5,675	5,236
	受 託 業 務 等 収 入	1,480	1,847	939	1,033	1,162
	経 常 事 業 支 出	717,200	727,915	693,990	666,460	678,621
	国 内 放 送 費	342,865	349,590	311,117	296,720	319,385
	国 際 放 送 費	25,112	24,579	19,215	20,530	20,769
	国内放送番組等配信費	—	—	8,871	9,798	11,767
	国際放送番組等配信費	—	—	2,009	2,096	2,582
	放送番組等有料配信費	1,736	1,895	2,019	2,312	2,921
	受 託 業 務 等 費	85	370	36	121	113
	契 約 収 納 費	64,474	62,773	57,500	48,609	41,715
	受 信 対 策 費	944	884	722	662	609
	広 報 費	5,955	6,137	5,870	5,579	5,851
	調 査 研 究 費	8,399	8,414	7,492	7,215	7,039
	給 与	111,594	111,495	109,520	111,494	111,331
	退 職 手 当 ・ 厚 生 費	48,812	49,650	53,718	51,743	49,555
	共 通 管 理 費	15,161	16,450	18,441	16,264	17,722
	減 価 償 却 費	80,733	84,094	86,464	83,808	78,158
	未収受信料欠損償却費	11,324	11,578	10,988	9,502	9,099
	経 常 事 業 収 支 差 金	20,082	9,348	19,792	38,396	18,654
経 常 事 業 外 収 入 支 出	経 常 事 業 外 収 入	9,386	13,085	6,386	5,603	7,074
	財 務 収 入	4,028	5,870	2,208	2,129	2,824
	雑 収 入	5,357	7,215	4,177	3,473	4,250
	経 常 事 業 外 支 出	26	—	3	49	172
	財 務 費	26	—	3	49	172
	経 常 事 業 外 収 支 差 金	9,359	13,085	6,383	5,554	6,902
経 常 収 支 差 金		29,442	22,434	26,176	43,950	25,556
特 収 別 支	特 別 収 入	205	2,419	6,878	4,663	6,839
	特 別 支 出	2,165	2,455	6,243	6,513	3,810
当 期 事 業 収 支 差 金		27,482	22,397	26,811	42,101	28,584
当 期 事 業 収 支 差 金		27,482	22,397	26,811	42,101	28,584
資 本 支 出 充 当		4,060	—	—	—	—
建 設 積 立 金 繰 入 れ		—	—	—	—	—
事 業 収 支 剰 余 金		23,422	22,397	26,811	42,101	28,584

(一般勘定)

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度		平成30	令和 元	2	3	4
経 常 事 業 収 入 受 信 料 交 付 金 収 入 副 次 収 入 経 常 事 業 支 出 国 内 放 送 費 国 際 放 送 費 国内放送番組等配信費 国際放送番組等配信費 契 約 収 納 費 受 信 対 策 費 広 報 費 調 査 研 究 費 給 与 退 職 手 当 ・ 厚 生 費 共 通 管 理 費 減 価 償 却 費 未収受信料欠損償却費 経 常 事 業 収 支 差 金	経 常 事 業 収 入	(2.7) 734,971	(△ 0.1) 734,491	(△ 3.3) 709,910	(△ 1.4) 700,183	(△ 1.2) 691,759
	受 信 料	(2.9) 723,578	(△ 0.1) 723,171	(△ 3.1) 700,575	(△ 1.6) 689,675	(△ 1.2) 681,645
	交 付 金 収 入	3,562	3,720	3,620	3,860	3,762
	副 次 収 入	7,830	7,599	5,714	6,646	6,351
	経 常 事 業 支 出	(1.1) 715,208	(1.4) 725,475	(△ 4.6) 691,757	(△ 4.0) 663,843	(1.7) 675,383
	国 内 放 送 費	342,865	349,590	311,117	296,720	319,385
	国 際 放 送 費	25,112	24,579	19,215	20,530	20,769
	国内放送番組等配信費	—	—	8,871	9,798	11,767
	国際放送番組等配信費	—	—	2,009	2,096	2,582
	契 約 収 納 費	64,474	62,773	57,500	48,609	41,715
	受 信 対 策 費	944	884	722	662	609
	広 報 費	5,934	6,116	5,847	5,550	5,823
	調 査 研 究 費	8,399	8,414	7,492	7,215	7,039
	給 与	111,507	111,408	109,436	111,409	111,235
	退 職 手 当 ・ 厚 生 費	48,779	49,616	53,680	51,707	49,517
経 常 事 業 外 収 入 財 務 収 入 雑 収 入 経 常 事 業 外 支 出 財 務 費 経 常 事 業 外 収 支 差 金	経 常 事 業 外 収 入	9,386	13,085	6,373	5,593	7,074
	財 務 収 入	4,028	5,870	2,208	2,129	2,824
	雑 収 入	5,357	7,215	4,164	3,463	4,250
	経 常 事 業 外 支 出	26	—	3	49	172
	財 務 費	26	—	3	49	172
経 常 事 業 外 収 支 差 金		9,359	13,085	6,370	5,544	6,902
経 常 収 支 差 金		29,123	22,101	24,523	41,883	23,277
特 収 別 支	特 別 収 入	205	2,419	6,878	4,663	6,839
	特 別 支 出	2,165	2,455	6,243	6,513	3,810
当 期 事 業 収 支 差 金		27,163	22,065	25,158	40,034	26,306
当 期 事 業 収 支 差 金		27,163	22,065	25,158	40,034	26,306
資 本 支 出 充 当		4,060	—	—	—	—
建 設 積 立 金 繰 入 れ		—	—	—	—	—
事 業 収 支 剰 余 金		23,103	22,065	25,158	40,034	26,306

(注) () 内は、対前年度増加率 (%) を示す。

(有料インターネット活用業務勘定)

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度		平成 3 0	令和 元	2	3	4
経 常 事 業 収 支	経 常 事 業 収 入	2,265	2,480	3,894	4,611	5,469
	放送番組等有料配信収入	2,265	2,480	3,894	4,611	5,469
	経 常 事 業 支 出	1,946	2,148	2,254	2,554	3,191
	放送番組等有料配信費	1,774	1,971	2,076	2,370	2,986
	広 報 費	21	20	23	29	27
	給 与	86	86	84	85	95
	退職手当・厚生費	33	34	37	35	38
	共通管理費	30	35	31	33	42
	減価償却費	—	—	—	—	0
	経 常 事 業 収 支 差 金	318	332	1,640	2,057	2,278
経 常 事 業 外 収 支	経 常 事 業 外 収 入	0	0	12	10	0
	雑 収 入	0	0	12	10	0
	経 常 事 業 外 収 支 差 金	0	0	12	10	0
経 常 収 支 差 金		318	332	1,653	2,067	2,278
当 期 事 業 収 支 差 金		318	332	1,653	2,067	2,278
当 期 事 業 収 支 差 金		318	332	1,653	2,067	2,278
一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ		—	—	—	—	—
繰 越 欠 損 金		318	332	1,653	2,067	2,278

(受託業務等勘定)

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度		平成 3 0	令和 元	2	3	4
経 常 事 業 収 支	経 常 事 業 収 入	1,480	1,847	939	1,033	1,162
	受 託 業 務 等 収 入	1,480	1,847	939	1,033	1,162
	経 常 事 業 支 出	1,243	1,527	783	869	974
	受 託 業 務 等 費	1,243	1,527	783	869	974
	経 常 事 業 収 支 差 金	237	320	156	163	187
当 期 事 業 収 支 差 金		237	320	156	163	187
当 期 事 業 収 支 差 金		237	320	156	163	187
一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ		237	320	156	163	187
事 業 収 支 剰 余 金		—	—	—	—	—

(資料 39)

キャッシュ・フロー

(協会全体)

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和 元	2	3	4
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	121,689	112,667	142,905	98,772	96,396
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△126,622	△145,683	△150,138	△ 97,178	△ 97,604
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 902	△ 962	△ 939	△ 1,277	△ 1,064
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 5,835	△ 33,979	△ 8,171	316	△ 2,272
V 現金及び現金同等物の期首残高	59,983	54,147	20,168	11,997	12,314
VI 現金及び現金同等物の期末残高	54,147	20,168	11,997	12,314	10,041

(資料 40)

収 入 支 出 決 算 表

(一般勘定)

(事業収支)

(単位 百万円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予 算 残 額
	当 初 額	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額	合 計		
		第 6 条 予 備 費			
事 業 収 入	689,003	—	689,003	696,574	△ 7,570
受 信 料	670,096	—	670,096	672,546	△ 2,450
交 付 金 収 入	3,720	—	3,720	3,762	△ 41
副 次 収 入	6,112	—	6,112	6,351	△ 238
財 務 収 入	2,223	—	2,223	2,824	△ 600
雑 収 入	2,250	—	2,250	4,250	△ 2,000
特 別 収 入	4,601	—	4,601	6,839	△ 2,238
事 業 支 出	689,003	—	689,003	670,267	18,735
国 内 放 送 費	318,766	728	319,495	319,385	110
国 際 放 送 費	21,399	510	21,909	20,769	1,139
国内放送番組等配信費	11,840	—	11,840	11,767	73
国際放送番組等配信費	2,680	—	2,680	2,582	98
契 約 収 納 費	49,134	—	49,134	41,715	7,418
受 信 対 策 費	795	—	795	609	186
広 報 費	6,474	—	6,474	5,823	651
調 査 研 究 費	7,517	—	7,517	7,039	477
給 与	113,445	—	113,445	111,235	2,210
退職手当・厚生費	50,706	—	50,706	49,517	1,189
共 通 管 理 費	18,539	—	18,539	17,681	857
減 価 償 却 費	80,000	—	80,000	78,157	1,842
財 務 費	3	172	176	172	3
特 別 支 出	4,699	—	4,699	3,810	888
予 備 費	3,000	△ 1,411	1,588	—	1,588
事 業 収 支 差 金	—	—	—	26,306	△ 26,306

- (注) 1 事業収支差金26,306百万円は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越す。
 なお、翌年度以降の財政安定のための繰越金は、4年度末261,881百万円となった。
- 2 本表における受信料は、損益計算書における受信料から未収受信料欠損償却費を控除した金額である。

(資本収支)

(単位 百万円)

区 分	予 算 額			決 算 額	繰 越 額	予 算 残 額
	当 初 額	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額	合 計			
		第 5 条 第 2 項 繰 越				
資 本 収 入	87,352	5,651	93,003	82,388	6,743	3,871
減価償却資金受入れ	80,000	—	80,000	78,157	—	1,842
資 産 受 入 れ	7,352	5,651	13,003	4,231	6,743	2,029
資 本 支 出	78,340	5,651	83,991	69,984	6,743	7,264
建 設 費	75,540	5,651	81,191	67,279	6,743	7,169
出 資	2,800	—	2,800	2,704	—	95
資 本 収 支 差 金	9,012	—	9,012	12,404	—	△ 3,392

(注) 資本収支差金12,404百万円は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越す。

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業収支)

(単位 百万円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予算残額
	当 初 額	予算総則に 基づく増減額	合 計		
		第 7 条 増収振当			
事 業 収 入	4,679	437	5,116	5,469	△ 353
放送番組等有料配信収入	4,679	437	5,116	5,469	△ 353
雑 収 入	—	—	—	0	△ 0
事 業 支 出	2,759	437	3,196	3,191	4
放送番組等有料配信費	2,564	422	2,986	2,986	0
広 報 費	29	—	29	27	1
給 与	86	9	95	95	0
退職手当・厚生費	34	4	38	38	0
共 通 管 理 費	41	2	43	42	0
減 価 償 却 費	2	—	2	0	1
事 業 収 支 差 金	1,920	—	1,920	2,278	△ 358

(注) 事業収支差金2,278百万円を含む4年度末の繰越不足△717百万円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんしている。

(資本収支)

(単位 百万円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予 算 残 額
	当 初 額	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額	合 計		
資 本 収 入	2	—	2	0	1
減価償却資金受入れ	2	—	2	0	1
資 本 支 出	2	—	2	0	1
建 設 費	2	—	2	0	1
資 本 収 支 差 金	—	—	—	—	—

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 百万円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予算残額
	当 初 額	予算総則に 基づく増減額	合 計		
		第 7 条 増収振当			
事 業 収 入	1, 124	38	1, 162	1, 162	△ 0
受託業務等収入	1, 124	38	1, 162	1, 162	△ 0
事 業 支 出	936	38	974	974	0
受託業務等費	936	38	974	974	0
事業収支差金	187	－	187	187	△ 0

(注) 事業収支差金187百万円は、一般勘定へ繰り入れている。

(資料 4 1)

衛星放送に係る収入と経費の推移

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	平成 3 0	令和 元	2	3	4
衛星放送に係る収入 (A)	197,372	198,725	191,894	188,952	187,623
衛 星 付 加 受 信 料	197,327	198,682	191,859	188,912	187,563
副 次 収 入	44	43	34	39	59
衛星放送の実施に要する経費 (B)	190,619	209,435	182,890	171,149	163,331
事 業 運 営 費	176,493	188,863	165,902	155,846	150,870
減 価 償 却 費	14,126	20,571	16,987	15,302	12,460
差 額 (A - B)	6,752	△10,709	9,004	17,802	24,291

(注) 一般勘定の事業収支のうち衛星放送に係る収入と経費を計上。

(資料 4 2)

受信料、収納率等の推移

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	平成 3 0	令和 元	2	3	4
受 信 料	723,578	723,171	700,575	689,675	681,645
当 年 度 収 納 額	706,405	706,238	686,977	676,320	668,817
当 年 度 末 収 納 率	97.63%	97.66%	98.06%	98.06%	98.12%
欠 損 引 当 金 計 上 額	12,879	12,820	11,159	10,730	10,187
翌 年 度 収 納 額	5,536	4,284	3,666	3,713	—
確 定 収 納 率	98.39%	98.25%	98.58%	98.60%	—

(注) 欠損引当金計上額は税込額で表示。

(資料43)

交 付 金 収 入 の 推 移

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和 元	2	3	4
総 額	3,562	3,720	3,620	3,860	3,762
ラジオ国際放送関係 *1	962	973	970	970	962
テレビジョン国際放送関係 *1	2,581	2,620	2,623	2,623	2,631
選 挙 放 送 関 係 *2	18	126	26	266	168

*1 総務大臣が放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請したことによる費用の国庫負担分（放送法第65条、第67条）。

*2 衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙に関する政見・経歴放送に要した費用の国庫又は当該都道府県負担分（公職選挙法第150条、第151条、第263条、第264条）。

(参考) 国際放送実施経費の推移

ラジオ

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和 元	2	3	4
経 費 総 額 (A)	6,049	6,079	5,453	5,365	5,020
交 付 金 (B)	962	973	970	970	962
協 会 負 担 額	5,087	5,105	4,483	4,395	4,057

交 付 金 の 比 率 $\left[\frac{B}{A}\right]$	15.9%	16.0%	17.8%	18.1%	19.2%
--	-------	-------	-------	-------	-------

テレビジョン

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	平成 30	令和 元	2	3	4
経 費 総 額 (A)	23,699	23,471	19,074	20,301	20,386
交 付 金 (B)	2,581	2,620	2,623	2,623	2,631
協 会 負 担 額	21,117	20,850	16,450	17,677	17,755

交 付 金 の 比 率 $\left[\frac{B}{A}\right]$	10.9%	11.2%	13.8%	12.9%	12.9%
--	-------	-------	-------	-------	-------

(資料 4 4)

副 次 収 入 の 推 移

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	平成 3 0	令和 元	2	3	4
総 額	7,830	7,599	5,714	6,646	6,351
うち、子会社等からの副次収入	5,837	5,779	4,174	4,503	4,910
一 般 業 務 収 入	6,395	6,044	4,753	5,675	5,236
放送番組の多角的活用	4,357	4,172	2,991	3,884	3,497
放送番組テキストの出版	969	912	879	933	882
技術協力・特許実施許諾	500	403	351	324	325
施設利用料	551	543	519	523	518
番組コンクール賞金等	15	11	11	9	12
放送番組等有料配信収入	39	78	58	59	65
受託業務等収入	1,395	1,477	903	911	1,048
事業収入に占める割合	1.07%	1.03%	0.80%	0.95%	0.91%

(資料45)

業 務 別 事 業 経 費 の 推 移

(単位 百万円)

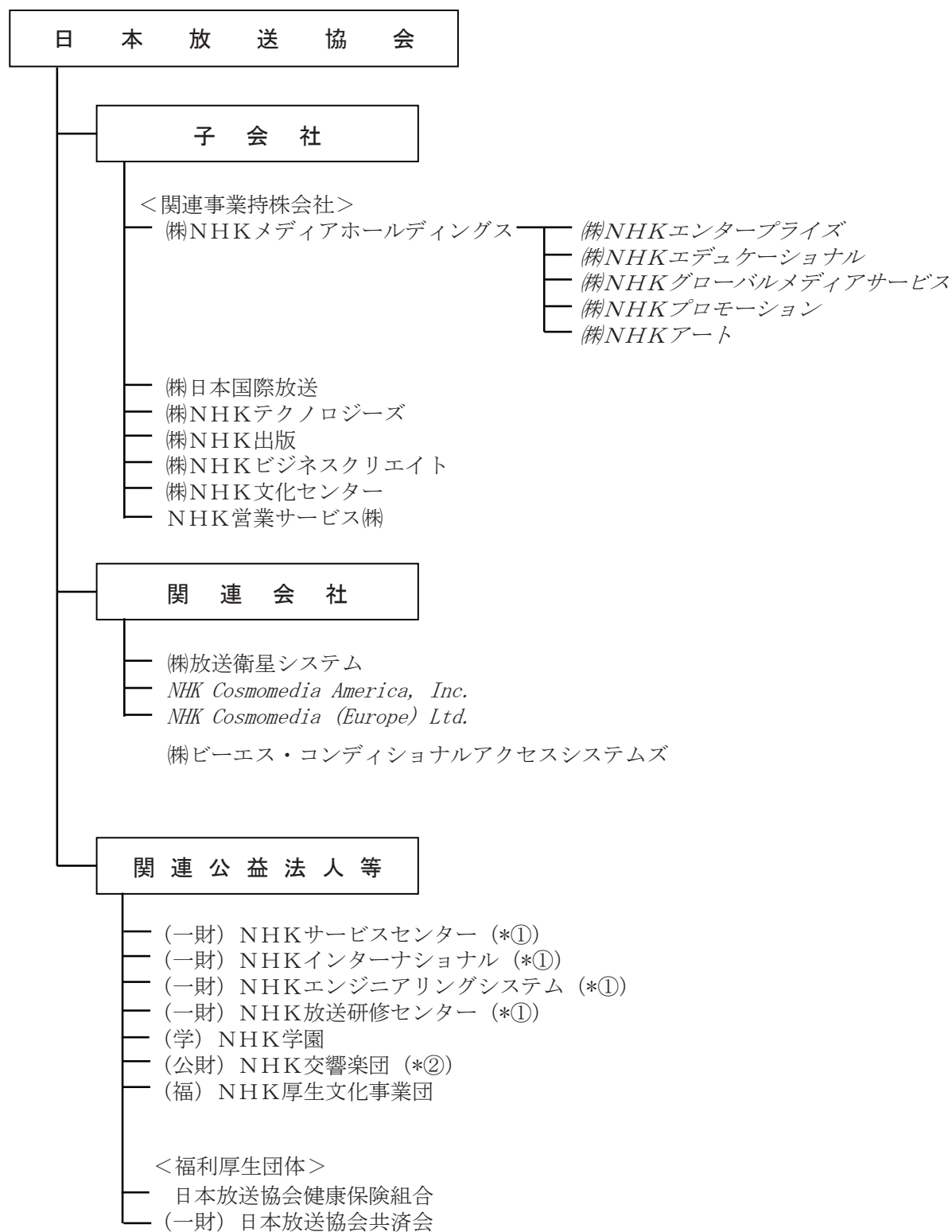
区 分 \ 年 度	平成 3 0	令和 元	2	3	4
事 業 支 出	(100.0) 706,075	(100.0) 716,352	(100.0) 687,015	(100.0) 660,903	(100.0) 670,267
業務別経費	(99.7) 703,883	(99.7) 713,897	(99.1) 680,769	(99.0) 654,341	(99.4) 666,283
国内放送	(77.0) 543,485	(77.2) 552,644	(74.8) 513,751	(75.1) 496,452	(76.4) 512,551
国際放送	(4.2) 29,748	(4.1) 29,550	(3.6) 24,528	(3.9) 25,667	(3.8) 25,406
国内放送 番組等配信	—	—	(1.8) 12,398	(2.0) 13,426	(2.3) 15,574
国際放送 番組等配信	—	—	(0.3) 2,362	(0.4) 2,408	(0.4) 2,917
契約収納	(11.0) 77,394	(10.6) 75,999	(10.3) 71,013	(9.4) 62,265	(8.2) 54,639
受信対策	(0.4) 3,175	(0.4) 3,053	(0.4) 2,896	(0.4) 2,801	(0.4) 2,712
広 報	(1.0) 7,126	(1.0) 7,431	(1.1) 7,232	(1.1) 6,965	(1.1) 7,104
調査研究	(2.4) 16,878	(2.4) 16,793	(2.3) 15,970	(2.4) 15,596	(2.3) 15,323
管 理	(3.7) 26,075	(4.0) 28,423	(4.5) 30,616	(4.3) 28,758	(4.5) 30,052
財 務 費 等	(0.3) 2,191	(0.3) 2,455	(0.9) 6,246	(1.0) 6,562	(0.6) 3,983

(注) 1 事業支出のうち、給与及び退職手当・厚生費については各業務別の要員数に応じて、減価償却費については資産の運用形態に応じて、各業務へ配分。

2 () 内は、構成比率(%)を示す。

子 会 社 等 系 統 図

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)



(注) (株)は株式会社、(一財)は一般財団法人、(学)は学校法人、(公財)は公益財団法人、(福)は社会福祉法人
斜字体の会社は、協会の直接出資のない会社
*①の4団体は、令和5年4月1日付で合併(新財団名「(一財)NHK財団」)
*②の団体は、令和5年4月1日付で上記の新財団「(一財)NHK財団」の子法人に移行

子 会 社 等 の 概 要

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

<子会社>

会 社 名 所 在 地 設 立 年 月 代 表 者 ホ ー ム ペ ー ジ	事業内容	資 本 金 協会出資額 (比率%) (*1)	売上高 当期純利益 剰余金等 配当総額 協会の受取配当額 (*2)	役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (*3)	協会支払額 (*4)	協会の 副次収入額 (*4)
NHKメディアホールディングス 東京都渋谷区神南 2-2-1 令和4年12月 社長 春原 雄策	○株式を保有する協会の子会社の業務効率化・ガバナンス強化などの経営指導 ○株式を保有する協会の子会社の内部監査業務 等	万円 135,239 270,478 (100.0) [100.0]	百万円 109 △25 59 — —	人 6(3) 3(2) 1(0) 13 0	百万円 — (—)	百万円 2 (—)
NHKエンタープライズ 東京都渋谷区神山町4-14 平成元年6月 社長 松本 浩司 https://www.nhk-ep.co.jp/	○協会の委託による放送番組の制作、購入、販売 ○協会の委託によるテレビジョン国際放送業務 ○協会の委託によるケーブルテレビ事業者への放送番組の提供 ○各種映像ソフトの制作、販売 ○各種催物の企画、実施 等	160,850 — (—) [100.0]	68,052 4,136 21,143 2,742 —	10(9) 3(2) 4(4) 657 144	54,079 (50,672)	1,581 (1,534)
NHKエデュケーション 東京都渋谷区宇田川町7-13 平成元年5月 社長 荒木 美弥子 https://www.nhk-ed.co.jp/	○協会の委託による教育・教養番組の制作、購入 ○放送大学学園番組の制作 ○主として教育に関する映像ソフトの制作、販売 ○主として教育に関する催物の企画、実施 等	10,000 — (—) [100.0]	22,826 978 7,086 513 —	6(5) 3(2) 2(2) 280 73	19,027 (17,981)	525 (517)
NHKグローバルメディアサービス 東京都渋谷区神山町9-2 昭和63年2月 社長 根本 拓也 https://www.nhk-g.co.jp/	○協会の委託によるニュース、スポーツ番組の制作、購入 ○協会の委託による回線コーディネーション業務 ○協会の委託による字幕番組の制作 等	43,500 — (—) [100.0]	25,075 1,780 10,062 1,586 —	6(4) 3(2) 1(1) 434 185	23,263 (25,187)	43 (43)
NHKプロモーション 東京都渋谷区神山町5-5 昭和52年10月 社長 有吉 伸人 https://www.nhk-p.co.jp/	○協会の放送番組に関連した催物の企画、実施 ○各種催物の企画、実施 等	10,000 — (—) [100.0]	9,396 722 1,837 336 —	6(3) 2(1) 1(1) 55 7	2,289 (1,645)	270 (12)
NHKアート 東京都渋谷区富ヶ谷1-14-7 昭和36年7月 社長 平田 恭佐 https://www.nhk-art.co.jp/	○協会の委託による放送番組の制作に係る美術業務 ○コンピューターグラフィックソフトの企画、制作 ○展示装飾等の一般美術業務 等	20,000 — (—) [100.0]	16,425 1,264 6,042 825 —	6(4) 2(1) 3(3) 258 10	11,504 (10,515)	— (0)

*1 比率は議決権保有割合。[]内は子会社保有分を含めた議決権保有割合。

*2 単位未満切捨て。令和5年6月27日現在の見込みを含む。売上高・事業収入の※は消費税込み。

剰余金等は利益処分前の額で、利益準備金を含み、資本準備金、評価差額金を含まない。

配当総額と協会の受取配当額は令和4年度決算に基づく5年度配当の予定額。

*3 ()内は常勤役員数の再掲。役員兼任数は協会職員(関連公益法人等は協会役職員)による兼任数。

*4 百万円未満切捨て。消費税抜き。()内は令和3年度の額。

会 社 名 所 在 地 設 立 年 月 代 表 者 ホ ー ム ペ ー ジ	事業内容	資 本 金 協会出資額 (比率%) (*1)	売上高 当期純利益 剰余金等 配当総額 協会の受取配当額 (*2)	役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (*3)	協会支払額 (*4)	協会の 副次収入額 (*4)
日本国際放送 東京都渋谷区東1-2-20 平成20年4月 社長 高尾 潤 https://www.jibtv.com/	○協会の委託による外国人向けテレビジョン国際放送番組の制作、送出、受信環境整備 ○外国人向け独自番組の制作、放送、販売 等	万円 39,000 20,000 (51.3) [64.1]	百万円 7,723 △48 2,057 — —	人 15(5) 5(1) 5(3) 93 16	百万円 6,143 (6,047)	百万円 825 (762)
NHKテクノロジーズ 東京都渋谷区神山町4-14 昭和44年7月 社長 野口 周一 https://www.nhk-tech.co.jp/	○協会の委託による放送番組等の制作、放送、配信に係る技術業務 ○放送設備その他無線設備、共同受信施設等の建設及び保全 ○放送及び無線関係機器、番組制作設備等の設計、製作、施工 ○協会の業務に係わるコンピューターシステムの運用管理、情報処理 ○コンピューター及び情報通信、情報セキュリティに係わるシステム・ソフトウェアの開発、サービスの提供、コンサルティング 等	68,000 41,798 (78.0) [95.4]	51,709 3,536 25,401 775 605	17(11) 5(1) 5(5) 2,009 431	37,658 (38,589)	50 (56)
NHK出版 東京都渋谷区宇田川町10-3 昭和6年4月 社長 土井 成紀 https://www.nhk-book.co.jp/	○協会の放送番組に係るテキストの発行 ○協会の放送番組に関連する図書、雑誌の出版 ○各種書籍、ビデオ、CD-ROM等の発行 ○音楽著作権の管理 等	6,480 3,300 (100.0) [100.0]	13,424 368 16,478 246 246	8(5) 2(0) 3(3) 223 12	55 (46)	1,060 (1,115)
NHKビジネスクリエイト 東京都渋谷区神南1-13-8 昭和56年2月 社長 石原 勉 https://www.nhk-bc.co.jp/	○協会の建物、設備等の総合管理業務 ○協会子会社等入居ビルの所有、管理、運営 ○協会及び子会社等所有の車両の運行管理 ○放送に関する情報処理 ○経理、人事、給与、福利厚生に関する事務 等	20,500 5,000 (14.8) [75.1]	9,881 243 10,392 — —	10(6) 4(1) 5(4) 513 81	5,947 (6,100)	5 (7)
NHK文化センター 東京都渋谷区神山町4-14 昭和53年12月 社長 浦林 竜太 https://www.nhk-cul.co.jp/	○教養、趣味、実用、健康等の各種講座の運営を通じた協会の放送番組の利用促進 ○各種講演会等の企画、実施 等	10,000 2,000 (10.0) [88.5]	3,792 △277 350 — —	5(3) 3(2) 2(1) 97 3	5 (25)	22 (22)
NHK営業サービス 東京都渋谷区富ヶ谷1-17-10 平成2年1月 社長 山田 哲生 https://www.nhk-nbs.co.jp/	○協会の委託による受信料関係の事務、情報処理、受信相談の受付 等	10,000 12,000 (85.1) [99.0]	10,289 240 3,591 286 243	9(6) 4(1) 3(3) 719 109	9,816 (10,187)	— (—)

< 関連会社 >

会 社 名 所 在 地 設 立 年 月 代 表 者 ホ ー ム ペ ー ジ	事 業 内 容	資 本 金 協会出資額 (比率%) (※1)	売上高 当期純利益 剰余金等 配当総額 協会の受取配当額 (※2)	役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (※3)	協会支払額 (※4)	協会の 副次収入額 (※4)
放送衛星システム 東京都渋谷区富ヶ谷1-16-4 平成5年4月 社長 角 英夫 https://www.b-sat.co.jp/	○放送衛星の調達 ○放送衛星の中継器の譲渡、リース ○放送衛星の管制 ○基幹放送局提供事業 等	万円 1,500,000 749,970 (49.998) [49.998]	百万円 12,104 1,195 19,524 240 119	人 16(5) 4(0) 2(2) 81 18	百万円 1,582 (1,610)	百万円 288 (285)
NHK Cosmomedia America 100 Broadway, 15 th floor, NY 10005 U.S.A. 1990年12月 社長 皆木 弘康	○北米地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業 ○アメリカ地域における協会関連番組の制作とその支援業務 ○協会関連番組の制作等に関するリサーチ・コーディネーション業務 等	万\$ 1,612 — (—) [39.9]	万\$ 2,347 161 1,057 80 —	人 10(4) 3(3) 2(0) 30 0	— (—)	— (—)
NHK Cosmomedia (Europe) 24 Lombard Street, London, EC3V 9AJ, U.K 1989年11月 社長 渡辺 常唱	○欧州地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業 ○欧州地域における協会関連番組の制作とその支援業務 ○協会関連番組の制作等に関するリサーチ・コーディネーション業務 等	万£ 698 — (—) [38.8]	万£ 988 △226 △336 — —	 6(3) 2(1) 3(1) 30 0	— (—)	— (—)
ビーエス・コンディショナル アクセスシステムズ 東京都渋谷区渋谷1-1-8 平成12年2月 社長 近藤 宏 https://www.b-cas.co.jp/	○BSデジタル放送の有料放送・自動表示メッセージ及びデジタル放送の番組の著作権保護等に使用する限定受信方式(B-CAS方式)の統括的な運用・管理 等	万円 150,000 27,630 (21.0) [21.0]	百万円 2,549 265 3,139 — —	人 11(4) 1(0) 1(1) 15 3	百万円 201 (236)	— (—)

<関連公益法人等>

会 社 名 所 在 地 設 立 年 月 代 表 者 ホ ー ム ペ ー ジ	事業内容	基本財産	事業収入 (※2)	役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (※3)	協会支払額 (※4)	協会の 副次収入額 (※4)
NHKサービスセンター 東京都世田谷区用賀4-10-1 昭和26年2月 理事長 黄木 紀之 https://www.nhk-sc.or.jp/	○協会の委託による番組情報誌の発行 及び番組公開、展示、広報業務 等	万円 —	百万円 6,673	人 9(3) 1(0) 3(3) 209 74	百万円 5,310 (5,020)	百万円 148 (17)
NHKインターナショナル 東京都渋谷区神山町9-6 昭和55年7月 理事長 黄木 紀之 https://www.nhkint.or.jp/	○協会の委託による外国の放送事業者 等への放送番組の提供 ○協会の放送番組を中心とした国際番 組ライブラリー事業の運営 等	6,000	1,056	6(1) 1(0) 2(1) 42 12	796 (772)	18 (28)
NHKエンジニアリング システム 東京都世田谷区砧1-10-11 昭和56年12月 理事長 黄木 紀之 https://www.nes.or.jp/	○協会の委託による協会の研究開発に 基づく技術移転、特許の周知、斡旋 ○音響、映像、無線等に関する調査研究 並びに機器の試験、評価 等	2,000	1,352	12(2) 1(0) 3(2) 82 45	1,135 (1,143)	27 (30)
NHK放送研修センター 東京都世田谷区砧1-10-11 昭和60年8月 理事長 黄木 紀之 https://www.nhk-cti.jp/	○協会の委託による協会職員に対する 研修 ○放送事業者の従業員等に対する研修 等	9,000	※1,232	6(1) 1(0) 2(1) 59 31	957 (967)	28 (58)
NHK学園 東京都国立市富士見台 2-36-2 昭和37年10月 理事長 篠原 朋子 https://www.n-gaku.jp/	○協会の放送を利用する通信制高等学 校の運営 ○生涯学習通信講座の実施 等	384,413	※3,208	8(4) 2(0) 4(4) 117 10	500 (500)	5 (6)
NHK交響楽団 東京都港区高輪2-16-49 昭和17年4月 理事長 今村 啓一 https://www.nhkso.or.jp/	○協会の放送での利用を目的とする演奏 の実施 ○公開演奏会の実施 等	3,000	3,177	12(3) 1(0) 3(3) 132 2	1,737 (1,710)	5 (4)
NHK厚生文化事業団 東京都渋谷区神南1-4-1 昭和35年8月 理事長 松崎 和義 https://www.npwo.or.jp/	○障害者、高齢者福祉事業への助成 ○協会の社会福祉番組の普及、周知及 び制作協力 等	10,000	※312	12(2) 3(0) 3(2) 11 3	153 (151)	— (0)
日本放送協会共済会 東京都渋谷区神山町7-10 昭和30年2月 理事長 谷弘 聡史 http://www.disclo-koeki.org/02b/00523/	○協会役職員への福利厚生事業 等	274,549	913 <一般会計> 1,426 <特別会計①> 672 <特別会計②>	15(5) 9(0) 4(4) 88 12	— <一般会計> 440 <特別会計①> 307 <特別会計②>	— (—)

このほか、健康保険法に基づく日本放送協会健康保険組合(昭和18年4月設立、理事長 中村 貴子)がある。

(資料４８)

子会社、関連会社からの出資先（議決権保有割合３％以上）

(令和５年３月３１日現在)

＜子会社の出資＞

会社名	事業内容	議決権保有割合 (%)
(株)アイテックリース	放送用設備等の賃貸等	14.9
(株)ネオテック	番組制作技術業務等	14.7
(株)エクサート松崎	放送、舞台の照明、音声業務等	14.7
(株)アート・クリエイティブ・パートナーズ	美術装置のデザイン、製作、操作等	14.3
(株)STart	大道具、展示装飾用装置製作、飾付け等	14.1
(株)サンセイ	清掃、警備等	14.0
Nippon Production Service (タイ国)	番組の制作、コーディネート等	13.6
Mercuries General Media INC. (台湾)	台湾における衛星放送の配信業務等	13.0
(株)電波タイムス社	電波タイムズの発行等	13.0
(株)千代田ビデオ	スタジオ、附属設備の賃貸等	12.5
(株)ウイル	アンテナ設備等の設計・施工	12.1
東新紙業(株)	用紙の販売等	11.1
(株)日本プレスセンター	プレスセンタービルの賃貸等	8.8
オールニッポンヘリコプター(株)	ヘリコプターの運行等	8.0
江刺開発振興(株)	「えさし藤原の郷」の管理等	7.0
(株)アストロメディア広島	大型映像システムの操作等	7.0

このほか、議決権保有割合３％未満の出資先が２０社ある。

＜関連会社の出資＞

なし

(注) 資料４６に掲載している会社を除く。

(資料 4 9)

子 会 社 等 以 外 へ の 出 資

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

団体名	協会との関係	設立年月	資本金	発行済株数	持株数 (比率*)
福岡タワー(株)	電波塔の管理運用等を実施	昭和62年10月	30 億円	60,000	3,200 (5.3%)
(株)国際電気通信基礎技術研究所	協会と共同して放送を含む電気通信に係る基盤的技術の調査研究開発を実施	昭和61年 3月	1 億円	440,704	1,878 (0.9%)
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	海外において通信・放送・郵便事業を行う事業者等に対し、資金の供給、専門家の派遣その他の支援を実施	平成27年11月	436 億 5,350 万円	1,746,140	4,000 (0.2%)
J O C D N(株)	番組を配信する放送事業者に対し、国内向け動画配信プラットフォームサービスを提供	平成28年12月	9,900 万円	16,898	1,988 (11.8%)

*比率は議決権保有割合

「NHK経営計画（2021－2023年度）」（5年1月修正部分）

【修正部分】

NHK 経営計画（2021-2023 年度）

※2023 年 1 月修正

- 感染症の拡大やウクライナ情勢など新たな課題を踏まえ、「5 つの重点項目」のうち、「1. 安全・安心を支える」、「3. あまねく伝える」の内容を強化します。
- 衛星波 1 波を 2023 年度末に削減します。
- 構造改革や経営努力の成果を視聴者のみなさまへ還元するため、受信料を 1 割値下げします。
- 受信料の値下げを踏まえ 2023 年度の収支見通しを修正します。なお、放送法の規定により、収支予算・事業計画の国会承認をもって確定されます。

5つの重点項目

1. 安全・安心を支える

災害のみならず、安全保障、感染症、地域課題など、暮らしの安全を支える「信頼できる情報」の発信を強化します。

- 国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。
 - フェイクニュースが蔓延する時代に対応し、事実を見極めるための情報の取材・制作機能を強化します。
 - 取材に裏打ちされた信頼性の高い報道を維持するため、ジャーナリズム人材の育成に注力します。
 - 専門プロジェクトを設けるなど、災害、科学、安全保障といった社会が要請する分野の強化に取り組みます。
- 信頼されるメディアとしてコンテンツ強化に取り組むとともに、国内で流通するコンテンツの信頼性向上にも貢献します。
 - 学習形態の多様化に応じた教育コンテンツの充実など、質の高いコンテンツに経営資源を集中します。
 - 放送通信融合の時代における日本のコンテンツ産業の信頼性向上に、業界と協力しつつ取り組みます。

3. あまねく伝える

地域インフラへの投資を強化し、放送通信融合の時代に、世代や場所にかかわらず「放送の価値」を届け続けます。

- 二元体制の持続可能性を高め、あらゆる地域へ放送の価値を届け続けます。
 - 民間放送事業者等との協力強化により、効率的で強靱な放送ネットワークを維持します。
- レジリエンス、リスクマネジメント、持続可能性を考慮した投資を行うと同時に、生産性の向上にも取り組むことで、いかなる状況下でも情報を届け切ります。
 - 適正なリスク算定を行い不測の事態に備えると同時に、地域を重点に、加速する SDGs 時代を踏まえた投資を強化します（災害対応のための FM 補完置局を含む）。
 - 経営資源をコンテンツに集中させ、生産性向上につながる制作工程改革を加速させます。

スリムで強靱な「新しいNHK」を目指す構造改革

「保有するメディアの整理・削減」

- 2024 年3月末に衛星波は2Kのうち1波を削減します。
衛星波を「新 BS4K(仮称)」と「新 BS2K(仮称)」の2波とし、2K・4K それぞれの特性を生かしたコンテンツを柔軟に編成し、地上波では味わえない新たな価値を創造します。
 - ✓ 新 BS4K(仮称)は、世界に通用する多彩なコンテンツ/高精細クオリティを提供します。
 - ✓ 新 BS2K(仮称)は、衛星放送の魅力を凝縮し、ライブ感を重視した機動的な編成を行います。

「インターネット活用業務」

- 在外邦人向けコンテンツについて、既存放送網の見直しを行いつつ、インターネット配信も活用して、きめ細かく、効率的に発信します。

「受信料の価値を最大化」するためのマネジメント施策

- 訪問によらない営業活動を進化させ、安定収入を確保します。
- ジャンル管理によるコンテンツ分野の効果的な資源管理を定着させるとともに、放送通信融合時代にふさわしい業務フローへの転換を図ります。

視聴者のみなさまへの“還元”について

構造改革による支出削減に加えて、経営努力によって生み出した財政安定のための繰越金をもとに、下記のとおり受信料の値下げや視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出などを行います。

■受信料の値下げについて

➤ 2023 年度を含む、中長期の収支見通しを踏まえ、受信料の値下げ等(受信料体系の見直し)を実施します。

- 還元(値下げ等)の方法 ※いずれも、2023 年 10 月から実施します。

✓ 地上契約および衛星契約を以下のように値下げします。

(支払方法の多様化を踏まえた、継続振込等払いと口座・クレジット払いの料額の一本化を含みます)

種別	支払方法	月額(値下げ後)	月額(値下げ前)
地上契約	口座・クレジット	1,100 円	1,225 円
	継続振込等		1,275 円
衛星契約	口座・クレジット	1,950 円	2,170 円
	継続振込等		2,220 円

✓ 学生への免除を拡大します。

- 還元(値下げ等)の規模

✓ 値下げに際して充当する還元の原資…総額 1,500 億円を想定

※なお、受信料体系の見直しは、日本放送協会放送受信規約、日本放送協会放送受信料免除基準の総務大臣認可、および各年度における予算の国会承認など、所要の手続きを経て決定され実施します。

■視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出等について

➤ ネットワークコスト削減等、視聴者の将来負担の軽減につながる先行支出(「3.あまねく伝える」関連)*

✓ 民間放送事業者との放送ネットワークの効率的運用、ソフトウェア化対応研究等、改正放送法の協力的義務に係る支出…総額 600 億円(2023 年度は調査費等を計上)

➤ 日本のコンテンツ産業全体の視点から、公共的コンテンツの創造・展開の強化に係る支出*

(「1.安全・安心を支える」関連)…総額 100 億円(2023 年度は調査費等を計上)

➤ 災害時等の持続可能性を担保する、財政安定のための繰越金 …少なくとも 500 億円程度必要

*改正放送法(第 73 条の 2 第 5 項)にもとづき、次期中期経営計画期間において「支出の予想額」に充当される想定です。なお、これらの区分については、別途定められる総務省令により、改められることがあります。

計画期間中の収支見通し

収支見通し

➤ 2023 年 10 月からの受信料の値下げ等により、受信料収入約 460 億円の減収を想定しています。

➤ 事業収支差金のマイナスは、値下げのために確保した還元の原資から充当することで解消します。

➤ 受信料値下げの継続を可能にするため、支出規模を段階的に縮減する間、還元の原資を活用します。

2023 年度の収支のみ変更

区 分	2020 年度 予算	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
			増減		増減		増減
事業収入	7,204	6,900	△304	6,890	△10	6,440	△450
うち受信料収入	6,974	6,714	△260	6,700	△14	6,240	△460
事業支出	7,354	7,130	△224	6,890	△240	6,720	△170
事業収支差金	△ 149	△230	△80	0	230	△280	△280

還元の原資を充当

280

+280

還元の原資残(後年度用)

1,220

日本放送協会 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

(令和 5 年 3 月 1 3 日改訂)

NHKは特措法上の指定公共機関としての責務を果たすため、会長を本部長とする対策本部を設置して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と事業の継続に取り組んでいます。今後も放送事業者として視聴者・国民のみなさまに真に役立つサービスを提供していくため『公共メディア・NHKの行動指針』(2020年3月24日公表)に基づいて、「ニュース取材、番組制作業務」「イベント・来館者対応業務」「受信料の契約・収納業務」の3点に整理した以下のガイドラインをもとに取り組みを継続していきます。

なお、このガイドラインは新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されることを前提に2023年5月8日をもって廃止します。NHKは、ガイドライン廃止後も引き続き新型コロナウイルス感染症を含むさまざまな感染症への備えを継続し、公共メディアとしての責務を果たしてまいります。

◆ニュース取材・番組制作業務

- 部局や職種の垣根を超えたシフトを検討し、持続可能な業務体制を構築する。また、これまで培った作り方改革や業務の効率化を踏まえて、在宅勤務・リモートワークを一層進める。
- スタジオ内では、「3密」の状態を避けるため、アナウンサーや出演者、スタッフ間の距離を確保するほか、アクリル板を設置するなどして感染対策を徹底する。また、状況に応じてリモートでの出演も活用する。
- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の放送局では、政府・自治体の対策などを踏まえ、全ての制作過程で必要最小限の人数でかかる時間も抑制して対応し、3密防止や消毒、換気などの感染対策を徹底する。また、外部の出演者にお越しいただくことや外出を伴う取材・ロケ・中継・収録は出演者や取材対象など関係者の意向を十分確認するなどして、適切に対応する。
- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域を出発地、目的地とする出張については、必要性を慎重に検討し、リモートで代替することも含めて判断する。
- 取材・制作については、感染状況や政府・自治体の対策などを踏まえて適切に対応していく。

◆イベント・来館者対応業務

- 公開番組・イベントの開催可否については、政府や自治体の方針等をふまえた上で、個々のイベントの特性（観覧型か参加型かなど）をはじめ個別の条件に応じて検討していく。
- イベントや放送局の窓口業務に際しては感染防止を最優先し、十分な感染対策を講じることを前提に、地域ごとの感染状況などをふまえて柔軟かつ慎重に検討していく。
- ・対面に対応するスペースには状況に応じてアクリル板等を設置する。
- ・共用部の消毒（手を触れる箇所）、換気、手指の消毒設備の設置など、状況に応じた対策を施す。
- ・来場者および参加者のマスクの着用は任意とすることを基本とするが、状況に応じてマスクの着用をお願いする場合もある。感染が疑われる症状がある場合、来場の自粛を促す。

◆受信料の契約・収納業務

- 営業活動は、感染状況や政府・自治体の対策などを踏まえてその内容を検討していく。
- 訪問活動は、携帯用消毒液による手指の消毒、手洗いなど感染防止の取り組みを徹底したうえで、受信契約のご案内などを行う。お客様対応時はマスクを着用し、対面でご案内を行う場合は、適切な身体的距離を取り、短時間での対応に努める。
- ホームページのNHKオンライン「受信料の窓口」からは、受信契約に関するほとんどの手続きが24時間可能であるため、そちらをご利用いただくようご案内する。

◆感染拡大防止に向けた共通の取り組み

- 職員、スタッフなどは出局前に検温を行い、発熱や体調に異常がある場合は出局しないことを徹底する。外部の出演者、取材対象者などについても、体調不良の場合は取材や出演は見合わせることを徹底する。
- 放送番組の作り方改革や業務効率化のノウハウをいかし、在宅勤務やリモートワークをさらに進め出勤率を抑える。特に、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の放送局では、部局ごとに職場への出勤率の目標を明確に定め、出勤を抑制する。
- 適切な身体的距離の確保、手洗いの励行、こまめな換気、また必要な場合はマスクを着用するなどの感染防止の基本を実践するとともに、業務実施場所の分散化、会議・打合せのリモート化などを推進し職場において「密」となる機会を回避して、たとえ、感染者が発生した場合でも、濃厚接触者を最小限にするための対策を徹底する。

以 上

NHK受信料制度等検討委員会構成員

(令和5年3月31日現在)

◎ 座 長

○ 座長代行

<委員>

鈴木 秀美 (慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授)

挽 文 子 (一橋大学大学院経営管理研究科教授)

◎ 山 内 弘 隆 (一橋大学名誉教授)

○ 山野目 章 夫 (早稲田大学大学院法務研究科教授)

山 本 隆 司 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

<オブザーバー>

平 松 剛 実 (弁護士)

【次世代NHKに関する専門小委員会（第2次）】

(令和3年10月11日～5年3月31日)

(委員長) 曾我部 真 裕 (京都大学大学院法学研究科教授)

大 澤 彩 (法政大学法学部法律学科教授)

巽 智 彦 (東京大学法学部・大学院法学政治学研究科准教授)

船 木 夏 子 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)

松 下 東 子 (野村総合研究所プリンシパル)

(資料 5 3)

個人情報の開示等の状況（令和 4 年度）

1 「個人情報の開示等の求め」の受付件数とその内容

2 件

(内訳) 開示の求め 2 件

2 「個人情報の開示等の求め」に対する判断結果

判断結果	件数
開示	2
一部開示	0
不開示	0
適用外	0

3 「再検討の求め」の受付件数

7 件

(いずれも諮問準備中)

日本放送協会令和４年度業務報告書
に付する総務大臣の意見

放送法（昭和25年法律第132号）第72条第2項の規定に基づき、日本放送協会
令和4年度業務報告書に付する意見は次のとおりである。

総 務 大 臣

日本放送協会令和4年度業務報告書に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法（昭和25年法律第132号）で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

令和4年度は、前年度決算比で受信料の減収があったものの、事業収入は予算に対して75億円の増加となった。一方、事業支出については、契約収納費の減等により187億円の減少となった結果、事業収支差金は、収支相償の予算に対して、263億円の黒字となり、財政安定のための繰越金は令和4年度末に2,618億円となっている。契約収納費の縮減等、業務の効率化に取り組んだ点は評価できるものであり、今後ともこうした取組を継続するとともに、より精緻な収支予算の編成にも努めることが望まれる。

現在、ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、国民・視聴者の視聴スタイルが大きく変化し、情報空間が放送だけでなくインターネットへと広がっている。こうしたデジタル時代において、協会は、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、民間放送事業者との二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うとともに、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供することが求められる。

こうした状況の中にあって、協会の在り方については、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、既存業務の見直しに聖域なく徹底的に取り組む等、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」を一体的に改革することに不断に取り組むことが求められる。「NHK経営計画（2021－2023年度）」及び「NHK経営計画（2021－2023年度）」（2023年1月修正）（以下「今期中期経営計画」という。）並びに「NHK経営計画（2024－2026年度）」（以下「次期中期経営計画」という。）に沿って、更なる改革を進めることを期待する。

特に、受信料の水準については、令和5年10月から、地上契約と衛星契約の双方において従前から1割以上引き下げられたことを評価する。今後も引き続き、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組み、必要な事業規模について不断の見直しを行い、還元目的積立金制度に基づいて、当該積立金を次期中期経営計画期間中の受信料の値下げの原資として、国民・視聴者に還元することが望まれる。

こうした認識の下、令和4年度に協会が実施した業務について、協会の令和4年度収支予算等に付した総務大臣の意見の主な項目に照らして特記すべき事項は以下のとおりである。

記

1 国内放送番組の充実

（1）放送番組

放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えることが期待される。

なお、令和3年12月26日に放送した「BS1スペシャル 河瀬直美が見つめた東京五輪」において、自らの番組基準に抵触する放送が行われた件については、再発防止策が講じられたところであるが、令和5年5月15日に放送した「ニュースウオッチ9」でも視聴者を誤認させる不適切な伝え方が行われており、再発防止の徹底に向けた取組を引き続き着実に実施することが求められる。今後も引き続き、法令等の遵守状況や再発防止策の取組状況を取りまとめた上で公表することが求められる。

さらに、大規模自然災害発生時に、国内に在住する外国人も含め、国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細やかな情報提供を行うことが重要であり、その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用することが期待される。

(2) 地域放送

少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らし等それぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの充実並びに国内外に向けた積極的発信に一層努めることが期待される。

(3) 視聴覚障害者等に向けた放送の充実

引き続き、総務省が令和5年10月に改定した普及目標を踏まえ、字幕放送、解説放送、手話放送の拡充に努めることが求められる。特に、災害報道、国会中継及び地域放送における字幕放送や手話放送等の一層の充実に取り組むことが求められる。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、視聴覚障害者向け放送サービスの普及に関する研究の一層の推進及び早期の実用化が期待される。

(4) 4K・8K放送の推進

平成30年12月に開始された4K8K衛星放送については、同放送の普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすことが期待される。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突等の国際情勢、フェイクニュースの影響等を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を国内外に正しく伝えることがこれまで以上に重要になってくる。

そのため、正確な情報による我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送の一層の充実・強化を図ることが必要である。特に、「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、世界各地のニーズや視聴実態を踏まえた、海外事業者との連携やインターネット配信の活用等、具体的指標を含む方針に沿って取り組むことが求められる。また、国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すことも求められる。

さらに、地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること等が期待される。

3 インターネット活用業務の適切な実施

インターネット活用業務については、令和4年4月から、地上テレビジョン放送について原則全ての放送時間での同時配信が始まったところであり、引き続き、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、インターネット活用業務実施基準に基づき、適正な規模の下で節度をもって事業を運営するとともに、インターネット活用業務の実施により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう適切に公表することが求められる。

また、地方向け番組の配信については、「2023年度（令和5年度）インターネット活用業務実施計画」（令和5年1月10日）において、18時台のニュースの見逃し配信を拡大し、

全ての地方放送局の番組配信を実施する旨が明らかにされたところ、引き続き当該配信の充実に努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に努めることが求められる。

このほか、有料インターネット活用業務勘定の繰越欠損金が令和５年度に解消見込みであり、解消後に改めて収支差が生じた場合の適切な扱い等について、協会の業務全体の効率的運営の観点も踏まえ、検討を行うことが求められる。

今後も引き続き、情報空間がインターネットへと広がるデジタル時代において協会が果たすべき役割を踏まえ、インターネット活用業務の在り方について検討を進めていくことが求められる。

4 経営改革の推進

(1) ガバナンスの強化・コンプライアンスの徹底等

令和４年度には、受信契約の勧奨等のために、他者に送達を委託していた文書の一部（約２，０７０万通）に郵便法（昭和２２年法律第１６５号）違反が認められた事案が発生し、令和４年１２月１４日付けで総務省から行政指導を行い、その後、約３０９万通の報告漏れがあったことが判明した。加えて、令和４年１２月のＮＨＫにおける稟議で、衛星放送番組のインターネット活用業務に係る設備調達に関し、違法性が疑われる支出は認められなかったものの、令和５年度収支予算・事業計画との関係で明確な説明が行われないまま手続が進められていた事案が明らかになった。これらの不祥事は、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものである。

こうした事案を踏まえ、引き続き、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの職責を果たし、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組むとともに、放送法に基づきＮＨＫグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりＮＨＫグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底することが強く求められる。

子会社・関連会社を含む「グループ経営」については、令和４年１２月に設立した「株式会社ＮＨＫメディアホールディングス」の傘下にある子会社や、令和５年４月に「ＮＨＫ財団」に統合された関連公益法人等について、その効果について随時検証を行い、必要な見直しを行うことが求められる。また、同時に、子会社等との間で高止まりしている「随意契約比率」を引き下げることにより、より競争性の高い調達を実現することや、情報公開等による透明性の向上についても一層の取組を進めることが必要である。

さらに、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元及び子会社等の事業活動の適正性確保については、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」（令和４年１０月改定）等に基づき、引き続き適切に対応することが求められる。

(2) 女性の活躍

令和４年度時点の女性職員比率は２２．０％、女性管理職（関連団体等への出向者を含む。）比率は１２．０％、女性役員（経営委員、会長、副会長及び理事）比率は２９．２％であった。女性職員の採用及び役員（経営委員を除く）・管理職への登用を一層積極的に拡大するため、令和３年３月に協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」に記載している「２０３０年度の女性管理職割合２５％達成を目標とし、２０２５年度の割合を１５％以上とする」という目標達成に向けた取組を着実に実施していくとともに、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、女性の活躍に向けた取組を更に加速させることが求められる。

(3) 働き方改革

平成２５年７月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられたことを受けて、業務の体制や進め方、勤務制度の見直しを行っていたにもかかわらず、令和元年１０月に管理職の職員が亡くなられて再び労災認定を受ける事態となったことを重く受け止め、これまでの健康確保の施策を再点検した上で、再発防止を徹底することが強く求め

られる。

また、平成29年12月に協会が自ら定めた「NHKグループ 働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会及び執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むことが求められる。

(4) 業務の合理化・効率化等

協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置・人材活用・経理手続の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、外部制作事業者の活用等について、取組を着実かつ徹底的に進めることが強く求められる。

既存の業務全体の見直しについては、公共放送の担い手として真に適当なものであるか見直しを進めるとともに、令和5年度末に予定されている衛星波の削減については、今期中期経営計画に沿って、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うことが強く求められる。音声波の整理・削減については、次期中期経営計画に沿って削減方法等を具体化するよう検討を進めることが求められる。

なお、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月公表)に従い適正な製作取引の確保に努めることが求められるとともに、適正な製作環境の確保にも努めることが求められる。

また、放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録を含む協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を果たしていくことが求められる。

さらに、協会と民間放送の二元体制の下で、地域においても、多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、放送ネットワークの維持・管理に関する民間放送事業者との連携・協力について、放送法及び電波法の一部を改正する法律(令和5年法律第40号)により、地上波中継局について民間放送事業者等との共同利用が可能となることも見据え、一層積極的に検討・実施していくことが望まれる。

5 受信料の公平負担の徹底に向けた取組等

受信料支払率は令和2年度から低下が続いており、令和4年度末には79.0%となった。受信料の公平負担の徹底に向けて、引き続き、未契約者及び未払者対策について、支払率低下要因及び現状の分析と課題の整理を十分に行った上で、民事手続の適切な活用のほか、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)により導入された割増金制度の活用も含め、着実に実施することが求められる。

受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めるとともに、受信契約の勧奨や死亡時の解約等の業務の適正を確保するための体制について、不断の点検及び見直しを行うことが求められる。

従来の巡回訪問を中心とした契約・収納活動からの構造改革に伴う、契約件数への影響、受信料収入に占める営業経費の割合等財政面に与える効果や苦情等の受付件数等事業運営面に与える効果を引き続き検証し、営業活動の一層の合理化・適正化に向けて不断の見直しを行うことが強く求められる。

受信料については、国民・視聴者の期待に応えられるようなものとするとともに、公平負担を徹底する必要があるところ、一層の合理化・効率化に取り組み、必要な事業規模及び受信料について、不断に見直しを行うことが強く求められる。

6 大規模災害からの復旧・復興への貢献と公共放送の機能の強靱化等

各地の記録的大雨や地震等の災害時において、迅速かつ正確な報道に努め、特設ニュースを編成する等地域向けニュースを放送し、文字情報で生活関連情報を提供したことを評価する。

災害時の放送に際しては、引き続き、放送が途絶することがないように取り組み、迅速かつ正確な報道に努めるとともに、国内放送のみならず、国際放送によるニュースや番組の充実等を通じて、大規模災害の被災地の復旧・復興への取組を支援することが期待される。

また、緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ることが期待される。

さらに、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期することが求められる。

7 放送センター建替等

放送センターの建替については、引き続き、建替の経費が受信料により賄われることを十分認識し、「基本計画」の合理性・妥当性等、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすとともに、既存業務の見直し等を踏まえつつ、事業規模について不断に精査を行い、建替の内容や工期等の見直しなどを早期に具体化することが求められる。

また、新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、今期中期経営計画で示された「設備のシンプル化・集約化・クラウド化」についてサイバーセキュリティを確保して進め、これによる「保有設備の削減」を着実に実施するとともに、建設費の圧縮に徹底的に取り組む、その成果を受信料引下げの原資に充てることが求められる。

さらに、地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、機能の地方分散に取り組むことが求められる。

日本放送協会令和４年度業務報告書
に添える監査委員会の意見書

放送法第72条第1項に基づき、日本放送協会令和4年度業務報告書
に添える当監査委員会の意見は、次のとおりである。

令和5年6月26日

日本放送協会監査委員会

監査委員（常勤） 大 草 透

監査委員 堰 八 義 博

監査委員 水 尾 衣 里

目 次

(序文)	169
I 監査意見	170
II 監査方法	171
III 会長、副会長、理事の職務執行の監査	173
1 重点監査項目	
(1) 内部統制の推進およびリスクマネジメントの取り組み	173
(2) 公共メディアとしての放送・サービスの取り組み	174
(3) スリムで強靱な「新しいNHK」に向けた取り組み	174
(4) NHKグループ経営改革の取り組み	175
2 その他の監査項目	
(1) 放送センター建替に向けた取り組み	176
(2) 健康確保のための取り組み	177
(3) 「BS1スペシャル」問題を受けた 放送ガイドライン遵守の徹底を図る取り組み	178
3 財政状況の確認	178
4 会長、副会長、理事の経費監査	178
IV 経営委員会委員の職務執行の監査	180
1 特別監査項目（会長任命のプロセス）	180
2 職務執行の監査	180

(序文)

日本放送協会（以下「協会」という）監査委員会は、放送法第42条で、監査委員3人以上をもって組織され、経営委員会委員の中から経営委員会が任命し、うち1人以上は常勤とすること、また放送法第43条で、役員の職務の執行を監査することと定められている。

監査委員会は、現在、常勤1人と非常勤2人の監査委員で構成されており、放送法、協会の定款、監査委員会規程および監査委員会監査実施要領にのっとり監査を実施した。

本意見書は、協会の令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）業務に関する監査について記したものである。本意見書では、まず監査意見を示し、次に監査方法、続いて会長、副会長、理事の職務執行、経営委員会委員の職務執行のそれぞれについて監査内容を記した。会長、副会長、理事の職務執行については、監査実施計画に基づく重点監査項目およびその他の監査項目などに関して記載した。監査内容は、協会の健全な事業運営の徹底のために、監査委員会の認識や見解を中心に記載した。

I 監査意見

後述の「Ⅱ 監査方法」、「Ⅲ 会長、副会長、理事の職務執行の監査」および「Ⅳ 経営委員会委員の職務執行の監査」に基づく監査委員会の意見は次のとおりである。

- 1 事業の実施報告を記した業務報告書と協会の状況との間に重大な齟齬は認められない。
- 2 役員の職務の執行に関する不正行為、または法令もしくは定款に著しく違反する事実は認められない。
- 3 内部統制に関する経営委員会の議決の内容および当該議決に基づき整備されている体制、ならびに執行について特に指摘すべき事項は認められない。

Ⅱ 監査方法

監査委員会は、放送法第29条第1項第1号ハに掲げる事項に関する経営委員会議決の内容および当該議決に基づき整備されている体制（内部統制）の状況について、報告を受け意見を表明し、かつ監査委員会規程第3条第2項第3号に基づき定めた監査実施方針等にしたがって、役員の職務の執行を監査した。

監査委員会の監査方法は、以下のとおりである。

内部統制の整備と運用については、会長を委員長とするリスクマネジメント委員会に出席し、対応状況を確認した。また、リスクマネジメント室（10月まではリスク管理室）から、内部統制の推進について定期的に報告を受けるとともに意見交換を行った。コンプライアンスに関わる事案が発生した場合には、そのつど報告を受け、理事や部局長等に発生に至る経緯や背景・原因、および再発防止をはじめとする今後の対応策を確認した。職員に対する懲戒処分が決定された場合は、つど処分の内容や理由の説明を受けた。

IT統制の推進については、IT連絡会（10月まではITマネジメント委員会）への出席または資料等の査閲、リスクマネジメント室（10月までは情報システム局）からの定例報告などを通じて、ITリスクへの対応状況等を確認した。

内部監査の状況については、内部監査室から定期的に報告を受けたほか意見交換を行った。監査結果で改善が必要と指摘された事項については、その後の改善状況について内部監査室に説明を求めるとともに、必要に応じ関係者から聴取し、背景や今後の取り組みを確認した。

協会による子会社管理状況については、内部統制関係議決にのっとり、グループ経営統括理事から定期的に報告を受けるとともに、子会社12社の社長等および関連公益法人等9団体の理事長へのヒアリングを実施し、さらに内部監査室から関連団体調査結果の説明を受けた。

協会の財政の状況、および関連団体を含む外部との契約状況について、定期的に経理局から報告を受け、その内容を確認した。

契約・収納活動状況について、視聴者局から定期的に報告を受けた。

重要業務の執行状況については、原則月2回開催された理事会・役員会に出席または資料等の査閲を通じて確認した。

また、協会が作成した四半期業務報告および業務報告書を査閲し、会長、副会長、理事、部局長等から説明を受けた。さらに、札幌、仙台、広島、大阪、松山、福岡、首都圏、名古屋の8拠点放送局長、および函館、青森、富山、金沢、福井、長野、帯広、釧路、山形、岡山、奈良、高松、長崎、静岡、松江、鳥取、沖縄、さいたまの18放送局長から説明を受けた。訪問した放送局では、新放送会館や、BCP対策を見据えたサテライトオフィスやロボットカメラ設置場所、放送に関わる地域の文化に根ざした施設等の視察を行った。本部では、災害対策訓練、放送技術研究所、大河ドラマ撮影スタジオ、放送センター建替現場、川口施設候補地等を視察した。

経営委員会委員の職務執行の状況の確認については、原則月2回開催される経営委員会への出席、「経営委員会委員の服務に関する準則」の遵守に関し全委員から提出された「確認書」等により行った。

監査委員会を24回開催した。2022年6月、監査委員の高橋正美、渡邊博美が退任し、大草透、堰八義博が新たに監査委員となった。

Ⅲ 会長、副会長、理事の職務執行の監査

協会の健全な事業運営の徹底のために、「Ⅰ 監査意見」に付記する形で、監査委員会の認識・見解を中心に記載する。記載にあたっては、令和4年度業務報告書の記載内容も踏まえ、2022年度監査実施計画に基づく重点監査項目およびその他の監査項目等に即してまとめた。

1 重点監査項目

(1) 内部統制の推進およびリスクマネジメントの取り組み

リスクマネジメント強化のための体制整備や内部監査の高度化に向けた具体的な取り組みが進められている一方、リスク事案や職員の不祥事も発生した。こうした事案を減らすためには、いわゆる3つのディフェンスラインの中でもまずは現場での未然防止が不可欠であり、リスクに対する現場の感度や対応力の一層の向上と、公共メディアとしての社会的信頼が失われないようグループを含めた職員・社員のコンプライアンス遵守の徹底が何より求められる。そのうえでリスクマネジメント室には、現場がリスクのコントロールやマネジメントを適切かつ実効的に運用できるようモニタリングし、現場のセルフマネジメントを一層支援するよう期待する。

改革による制度変更や組織変更を着実に進めるにあたっては、各業務の権限と責任の明確化、職員間の情報共有と理解が重要となる。現在協会が進めている各種改革のブラッシュアップ作業においては、これらの点に留意しながら、現場に混乱や負担、不安を生じさせることのないよう、組織一体となって丁寧に改革を進めていくことを求める。また内部監査室においては、監査業務の高度化に取り組みつつ、改革で生じうるリスクにも引き続き目を向け、協会ならびにグループ経営に資する提言を積極的に行うよう、監査委員会は期待する。

業務の高度化・効率化を図るうえでITは欠かせない要素であり、新

たな体制の下、グループを含めた全体最適の視点でＩＴガバナンスを強化することを期待する。必要なＩＴ投資が行われ想定した効果が得られているのか、本体と関連団体を含むサプライチェーンでシステムの管理・運用やセキュリティ対応が適切に行われているのかを見ていく。また高度な専門性やＩＴリテラシーをどのように確保し、ＩＴやデジタルに対する経営の感度をいかに高めていくのか、注視していく。

（２）公共メディアとしての放送・サービスの取り組み

テレビ離れに歯止めがかからずＮＨＫの接触者率維持・向上も容易ではない状況が続いているが、メディア環境が大きく変化する今だからこそ、公共メディアとして何をすべきか、どういう存在であるべきかという原点を真摯に追求することを監査委員会は求める。

これまでも取り組んできた視聴者・国民の安全・安心を支えること、そして、正確で質の高い多様なコンテンツをあまねく提供することについては、放送はもちろん、インターネット、イベント、最新技術などを駆使して、様々な世代の声に耳を傾けつつより一層レベルアップをはかってほしい。放送では、視聴率だけではないコンテンツの質や価値を大切に、新しいＮＨＫらしさを追求することを期待する。インターネットでは、視聴者・国民の理解を十分に得ることやインターネット活用業務実施基準等にのっとり、放送と通信をめぐる世界的な動向にも注意を払いつつ、「情報の社会的基盤」として時代に即したあり方を体現していくことを望む。拡充が進むユニバーサルサービスには、さらなる進化を期待する。

（３）スリムで強靱な「新しいＮＨＫ」に向けた取り組み

協会がメディア環境の変化に対応するには、これまで進めてきた構造改革の定着が不可欠だと考える。会長と副会長の下で進められる「改革

の検証と発展」の取り組みを契機に、課題や現場の声をタイムリーに確認し、素早く改善につなげることを期待する。とりわけ人事制度改革については、「基幹職選抜プログラム」のマネジメント能力および専門性等に関する選抜基準や結果のフィードバックなどについて、多くの声があることを承知しており、あらゆる世代や職種で高いモチベーションを持ち現場力が発揮されるのか注視していく。改革の実現と定着に向けては、「改革の検証と発展」の検証結果を次期経営計画に反映することなどを通じて、役職員一丸となって取り組んでもらいたい。

経営計画の修正によりこの先５年間で予算規模が１０００億円程度減少することが予想される中、公共メディアの役割を持続可能な形で果たしていけるのか、極めて高い関心を持って見ていく。２０２３年１０月の受信料値下げを控え、公平負担に向けた共感と納得の醸成を図りつつ、外部事業者との連携を含めた効果的な営業手法の早期確立や、デジタル技術やデータの活用による業務フローの見直しなどにより、安定的な収入確保と構造改革がより一層進むことを、期待をもって見ていく。

既存業務の見直しにより削減された経費については、重点項目への投資に充当することに加えて、個人情報保護を含むＩＴセキュリティへの対応や環境経営をはじめＳＤＧｓへの取り組み等に活用するなど、公共メディアとして社会的責任をしっかりと果たすことも重要だと考える。今後予算規模が縮小していく中ではあるが、視聴者の理解を得ながら必要な対応が行われるか、監査委員会は注視していく。

（４）ＮＨＫグループ経営改革の取り組み

コンテンツ系の子会社５社を束ねて中間持株会社「ＮＨＫメディアホールディングス」がスタートしたことや、４財団が統合して「ＮＨＫ財団」となりＮＨＫ交響楽団を子法人とする体制を整えたことは、ＮＨＫのグループ経営が踏み出した新たな一歩であり、監査委員会はその進化

に期待している。NHK本体と関連団体の一体改革を着実に進めるための前提となるのは、意識と情報の共有、そしてコミュニケーションである。新体制の下で、ガバナンスの強化や業務の効率化がどのように実現されていくのか、新たな課題やリスクが生じた場合にもそれを適切にのりこえていくことができるのか、財団統合によって社会貢献事業がどう強化されるのかなどを高い関心を持って注視していく。受信料の値下げによってNHKグループ全体の事業規模が縮小していく中で、中長期的なグループ経営改革がどう進められていくかについても注目していく。

また、リスクマネジメントでもNHKグループ一体のさらなる取り組みを求める。関連団体やその委託先、取引先などで起きるどのようなトラブルも、NHK本体およびグループ全体の信頼や存在価値を揺るがすことにつながりかねない。この認識を関係者全員で共有し、コンプライアンスの徹底を図ってほしい。

業務のデジタル化を進めるにあたっては、システム化による業務の効率化とヒューマンエラーの減少を図るとともに、高度化するITリスクに対して、NHK本体はグループのITセキュリティ対策に関して必要な支援を行い、グループ全体のセキュリティレベルを向上させる取り組みを推進してもらいたい。

2 その他の監査項目

(1) 放送センター建替に向けた取り組み

放送センター建替の抜本的な見直しの検討にあたっては、コスト削減だけではなく、長期的な視点による関係部局との連携や計画の柔軟性の維持等について英知を結集することを期待している。川口施設の職場環境等への懸念払拭に向け、関係部局の声に対応することも重要と考える。建築コストの高騰への対策も必要である。

また、長期プロジェクトにおいてマネジメントの継続性を担保するた

めの適切な管理体制が構築され続けているかについても、監査委員会は引き続き注視していく。

（２）健康確保のための取り組み

２０１３年に首都圏放送センターの佐戸未和さんが亡くなって以降、協会は「ＮＨＫグループ 働き方改革宣言」を掲げ、健康確保の各種施策に取り組んできたが、それらへの対応が不十分だったと言わざるを得ない。

再びこうした事態を起こさないため、協会は有識者検討会の助言等も踏まえた新たな健康確保施策を策定し、上司や部局長が責任を持って職場の健康管理に取り組む施策や各種体制整備も進めているが、全職員にその趣旨を十分浸透させたいうえで対応を徹底し、「健康」は優先順位の問題ではなく、仕事をするうえでの前提条件であるとの認識を持って今後の業務を進めていくことを切に求める。

そのうえで、特定の人に業務が集中しないよう、各職場における業務フローや体制などの見直しを行うとともに、業務の平準化やノウハウの共有などにより余人をもって代えがたい状況を作り出さないことが、長時間労働の抑制のみならず組織の持続可能性の観点からも重要である。経営の強いリーダーシップのもと、各職場が知恵と工夫を結集してこの課題解決に取り組むこと、さらにパターンごとの処方箋を作って蓄積し、組織間で共有していくことを強く望む。また、業務設計においては、繁忙期におけるマンパワーを自局で捻出することが難しい場合、広域ならびにＮＨＫグループ全体のサポートなども含めて検討することが肝要であり、それでも解決しない場合には、協会は経営資源の再配分を検討することも必要である。

協会がＮＨＫグループ全体の意識改革や、公共メディアとして求められる使命を果たしながら業務に取り組む現場の勤務実態を的確に把握し、

健康を損なわずに最適な形で管理をしていく「勤務管理の高度化」にどう取り組んでいくのか、監査委員会は引き続き高い関心を持って注視していく。

（３）「ＢＳ１スペシャル」問題を受けた放送ガイドライン遵守の徹底を図る取り組み

正確な事実に基づいて真実や問題の本質に迫るという取材の基本姿勢を欠いていたことや、２０１５年の「クローズアップ現代 追跡“出家詐欺”」の事案以後に整備していた再発防止策が機能しなかったことなどは、誠に遺憾である。監査委員会は、協会が放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）の指摘を真摯に受け止め、さまざまな再発防止策を行っていると認識しているが、こうした取り組みを粘り強く続けることで教訓を風化させないことが重要であり、今後も再発防止策がしっかり機能していくか、注視していく。

３ 財政状況の確認

財政の状況について、定期的に経理局から報告を受け、一般勘定および特別勘定であるＮＨＫオンデマンドの予算執行状況を継続的に確認した。また、契約・収納活動状況について、定期的に視聴者局から説明を受け、受信料収納額や受信契約の状況などについて継続的に実情を確認した。

四半期業務報告、連結を含めた中間決算報告および決算報告の査閲により、予算・事業計画の執行状況を確認した。

４ 会長、副会長、理事の経費監査

会長、副会長、理事の役員交際費、出張旅費、自動車料等の経費について監査を実施した。その結果、経費処理の手続きは適正であることを

確認した。

Ⅳ 経営委員会委員の職務執行の監査

1 特別監査項目（会長任命のプロセス）

監査委員会は、7月の指名部会の設置から12月の議決に至る次期会長の任命プロセスは、所定の手続きに従った適正なものだったと認識している。

2 職務執行の監査

経営委員会委員の職務執行の状況については、原則月2回開催される経営委員会への出席と、「経営委員会委員の服務に関する準則」の遵守に関し全委員から提出された「確認書」、および経費監査により確認した。

経費監査については打合せ費、会議費、出張旅費、自動車料等の経費について実施した。その結果、経費処理の手続きは適正であることを確認した。

以上